

IDE TOPIC REPORT 2000.2  
IDE-JETRO

## ナイジェリア - 第四共和制の行方

望月克哉編

No.39  
アジア経済研究所

# CONTENTS

## エグゼクティブ・サマリー

- 第1章 オバサンジョ新政権 望月克哉  
はじめに ~ 新大統領のさまざまな顔 ~  
第1節 オバサンジョの政治的経歴  
第2節 オバサンジョ「文民」政権誕生までの道程  
第3節 新政権をとりまく政治情勢  
おわりに
- 第2章 転換期を迎えた国軍と国防政策  
‘military as government’から‘military as military’への変容 落合雄彦  
はじめに  
第1節 国軍の発展と現状  
第2節 国防政策の変遷  
第3節 オバサンジョ政権の国軍改革と国防政策の輪郭  
おわりに
- 第3章 主要経済政策の指針と展望 室井義雄  
はじめに  
第1節 2000年度予算案における主要経済政策の指針  
第2節 主要経済政策の展望 連邦政府系企業の民营化政策を中心に  
して
- 第4章 エネルギー・セクターの動向と展望 林 正樹  
はじめに  
第1節 エネルギー・セクターの現状  
第2節 エネルギー・セクターの新展開  
第3節 エネルギー・セクターの抱える問題  
第4節 オバサンジョ新政権のエネルギー・セクター政策  
おわりに
- 第5章 国民融和へのハードル  
はじめに  
第1節 石油産出地域問題 ナイジャー・デルタ地域 林 正樹  
第2節 シャリーア導入をめぐる対立 落合雄彦  
第3節 深刻化するキャンパス・カルト問題 落合雄彦

第4節 国内対立の様相と新政権

望月克哉

第6章 新政権に対する支持と国民生活  
教育セクターの現状と課題

稲泉博己

はじめに Universal Basic Education(UBE) 計画

第1節 UPEの経験

第2節 ナイジェリア初等・中等教育の現状と問題点

第3節 UBE計画と将来展望

おわりに

## Executive Summary

1999年5月29日、オルセグン・オバサンジョ大統領の就任を期してナイジェリア連邦共和国は民政に復帰した。83年末の軍事クーデタによる文民政権の転覆以来、三代の軍事政権を経て、実に15年半ぶりの本格的な民政移管であった。93年に短命ながら成立したシヨネカン政権による暫定国民政府を勘定に入れれば、今回が「第四共和制」ということになる。1億を超える人口を擁し、世界有数の石油生産を誇る西アフリカの地域大国、その政治的安定はナイジェリア一国の問題にとどまるものではない。かつて軍人首班として、1979年に「第二共和制」と称された民政への移行を成し遂げた当人であるオバサンジョが、民主化後のナイジェリアに文民大統領として君臨することの意義もまた小さくない。「政治化」した国軍をいかに統御し、経済立て直しとエネルギー・セクター開発のためにどのような方策を採り、国内対立の解消と国民融和にどこから手をつけてゆくのか。オバサンジョ新政権の性格を明らかにするとともに、その政策課題につき検討を加えてみる必要がある。

### オバサンジョ新政権

与党、国民民主党（PDP）の大統領候補者選定プロセスにおいて、オバサンジョは必ずしも一番候補者だったわけではない。寄り合い所帯であるPDPの中では、南西部ヨルバランドの出身者として、むしろ少数派であった。しかし、選挙キャンペーンが進む中で、その圧倒的な知名度に加えて、元国家元首の政治的リーダーシップに対する期待も高まりを見せた。政治家や選挙民の間の「勝ち馬にのる」風潮や、選挙後における野党の内紛も手伝って、いわば「オール与党」体制への流れが生じた。

大統領就任後の動きはややもたついているようにも映ったが、人事などに見る限り、そこには周到な配慮がうかがわれる。地域バランスがもとめられる組閣では、新設ポストを設けて閣僚数を大增員し、主要ポストを押さえつつも国内からの批判を最小限にとどめることができた。他方、石油・エネルギーほか重要問題については実力者を大統領補佐官に任命しており、実質的な政策決定の場はそちらにあると見られる。

実際のところオバサンジョ政権が掲げた諸政策に特に目新しいものはない。腐敗防止＝汚職追放にしても、石油産出地域対策にしても、歴代政権が取り組んできた課題であり、それぞれ累次の対処策が展開されてきた経緯がある。新政権の政策運営に特徴を見出すとすれば、個々の政策課題の優先順位が明確となり、それらの解決に制度的担保を与えようとしている点である。

中央政界においてオバサンジョ大統領が政治的チャレンジを受ける可能性はあまりない。少なくとも次の選挙のタイミングをにらんで政党の再編成が生じるまでは、野党を含めてオバサンジョのリーダーシップに挑戦する政治勢力があらわれるとは考えにくい。むしろ、州レベルで連邦政府の方針に背反した政策をとる民選知事が登場してきており、こうした問題を如何に処理するかは政権のクレディビリティという点でも重要になる。

同様に、地域住民の権利要求運動といった「下からの」チャレンジへの対処を誤れば、政権の安定性ばかりでなく国家統合そのものが揺らぐことにもなりかねない。軍事政権がとってきた「力による解決」ではない方法で事態を沈静化に向かわせることができるか否かは、援助国・

機関にとっても大きな注目点である。新政権としては国民融和にむけてハードルを一つずつクリアしてゆかざるを得ないのが現実であり、短期的な問題の解消だけでなく、長期的な解決に向けた取り組みが求められるところである。

### 転換期を迎えた国軍と国防政策

ナイジェリアの国軍と国防政策はいま大きな転機にある。1960年の独立からの歴史において、民政と呼べる期間はわずか10年にすぎず、長期にわたる軍政はナイジェリア政治の一大特徴ともなっている。このプロセスで国軍は極度に政治化されることになり、政治志向の強い軍人たちを、侮蔑を込めて「軍人政治家（Militician）」などと称する向きもある。

国軍に対する厳しい見方が支配的な中で政権を担当することになったオバサンジョ大統領にとって、「政府としての軍部（military as government）」から国軍本来の責務である国防に専念する「軍部としての軍部（military as military）」への改革を遂行できるか否かは、重要な政策課題であるのみならず、安定的な政権たりうるかの試金石でもある。

政権発足まもない1999年6月には、国軍トップの参謀長人事を公表して人心一新をアピールしており、それから間をおかずに軍政期に政治ポストに就いた将校クラス93名の軍人を退役させたほか、新規のリクルートを停止する決定も行った。こうした一連の措置を単なるポーズに終わらせないと政権の断固たる姿勢は、8月のダンジュマ国防相による総兵力削減計画発表により、いっそう強調されることになった。

ナイジェリア国軍の発展の経緯をみれば、それが一貫した拡大、増員のプロセスであり、兵器調達体制の整備や国防産業の育成、さらには各種教育訓練機関の充実によるエリート育成など、国内政治における影響力増大を裏付けるものであったことがわかる。国防政策の変遷をふりかえてみると、旧宗主国である英国との防衛協定締結の試み、内戦を教訓とする西アフリカ全域を念頭においた安全保障体制の模索など、そこには外交的配慮すら感じられる。それらが必ずしも十分な成果を生まなかったとは言え、1990年代に西アフリカ諸国経済共同体停戦監視団（ECOMOG）で果たした役割を瞥見すれば、一連の動きが国軍の確固たる地位確立に資するものであったことは間違いない。

オバサンジョ政権の国軍改革は合理化、近代化、専門化、軍事交流・協力の強化という四本柱で展開することが表明されており、選挙公約であったECOMOG活動からの撤退を含めた国防政策の輪郭が浮上しつつある。いまだ政権にとって模索段階とは言え、「政府としての軍部」から「軍部としての軍部」への変容は確かな胎動を開始したと言えよう。

### 緒についたばかりの経済政策

オバサンジョ政権の経済政策については、1980年代以降の歴代政権と同様、IMF・世銀主導の自由化路線を採用すると考えられてきた。政権成立からほぼ半年が経った1999年11月24日、「国民のための予算」と銘打った2000年度予算案が国民連邦議会に付託されたことにより、ようやく政権独自の政策指針が明らかになりつつある。

民政移管達成により主要援助国ほかの制裁措置が解除されたこともあり、マクロ経済に若干の好転が見られる。とは言え、経済全体の構造的不均衡が解消されたわけではない。石油収入と輸入に過度に依存した経済は、体質的な脆弱さを脱するには至っていない。石油輸出国機構

(OPEC)の協調減産による国際原油価格の回復によって財政危機こそ回避したものの、1999年度前半の財政赤字がもたらす財政全般への悪影響が懸念材料となっている。

新政権が目指しているのは、インフレ抑制による国民生活の安定であり、また活力ある民間主導型経済への移行ではあるが、なによりもまず長期にわたる経済不況がもたらした失業と貧困を緩和することである。予算案では主要政策課題が列挙されるとともに、これらを実現するための具体的戦略が提示された。懸念されるのは、経常支出を中心に膨張した赤字予算が、政策課題達成のための的確な財源配分を実現できるか否かである。

新政権の経済政策の指針として主要なものは次の三点であろう。まず財政面において、戦略的重要性を有する民間部門に対しては税制上の優遇措置を継続しつつ、付加価値税や法人所得税ほか諸税の見直しを通じた財政基盤の拡充・強化と不公正課税の是正が目指されている。第二に対外債務については、従来と同水準の返済を継続する一方で、世界銀行などから積極的な新規借り入れを行なおうとしている。第三に貧困対策で、援助資金を原資とした基金計画により、州政府や地方政府を主体とする貧困緩和策が目指されている。

今後を展望する上で、1980年代後半の「ナイジェリア版構造調整計画」期以来、推進されてきた連邦政府系企業の民営化政策の帰趨が重要なポイントとなるであろう。93年から5年あまりの中断期間を経て98年に再開されたプログラムについては、純粋に経済的観点からこれを遂行しようとした公営企業局(Bureau of Public Enterprises)に対する政治介入が顕在化し、新政権成立直前に民営化国民会議(National Council of Privatization)へ改組された。こうした経緯をもつ民営化政策の実施には、当初より引きずっている幾多の障壁があり、これを如何に乗り越えるかが政権に問われることになる。

### **カギとなるエネルギー・セクターの動向**

ナイジェリアにとっての石油産業の重要性は改めて述べるまでもないが、いまや石油随伴ガス、天然ガスの開発を含めた総合的なエネルギー政策として捉えるのが妥当である。外貨収入の95パーセント、連邦歳入の70パーセントを石油セクターに負っているナイジェリア経済の現状からすれば、エネルギー・セクターの動向が今後の経済全体の帰趨を左右すると言っても過言ではない。

近年におけるエネルギー・セクターの展開の中で注目すべきものとして、天然ガス開発と大水深油田の発見の二つがあげられる。クリーン・エネルギーとして天然ガスが注目されるようになったことに加え、ヨーロッパへの供給において重要な地位を保ってきたアルジェリアの政治的混乱が、代替的供給地としてのナイジェリアに目を向けさせたことは疑いない。大水深油田の開発は技術革新とこれによるコスト・ダウンが重要な背景となっており、気候の安定したギニア湾岸の好適な条件、そしてナイジェリア側の経済事情が作用していることもまた事実である。

もちろん問題点がないわけでは決してない。まずナイジェリア側の開発主体となる国営石油会社(Nigerian National Petroleum Corporation: NNPC)の財政問題ゆえに、従来のジョイント・ベンチャー方式による開発が制約を受けかねない事情がある。それ以上に深刻なのは、国内向けのエネルギー供給をめぐる問題である。油田開発とともに下流部門の整備につとめてきた同国では、石油精製能力からすれば輸出余力があってしかるべき水準にあるにもかかわらず

ず、積年の不十分な維持・補修、その背景をなしている経営・管理能力の低さから恒常的な製品不足に見舞われてきた。石油関連施設のリハビリテーションは始まっているものの、問題の解消には結びついていないのが現状である。

新政権成立にあたり、こうした山積する課題への対処が注目されたが、オバサンジョ大統領は意欲的に取り組む姿勢を示している。そのあらわれがエネルギー・セクター関連の人事である。石油資源相ポストに予定されていた前OPEC事務局長のルクマン氏は就任にこそ至らなかったものの、石油・エネルギー問題担当補佐官としてエネルギー政策を差配する立場にある。また、問題視されてきたNNPCのマネージメントに実力派の総裁を起用し、トップ・ダウンによる速やかな改革を指示している。とかく利権がからむ石油産業で既得権益層の影響力をどこまでコントロールできるか、政権の手腕が問われることになる。

## 国内対立の解消

新政権成立にあたりオバサンジョ大統領が国内向けに発した最大のメッセージが国民融和と和解であった。これは国民の間に横たわる政治的利害の相違がしばしば深刻な対立を生み、軍部に介入の余地を与えてきたとの認識に発するものである。山積する個別具体的な課題ではなく、あえて国民に自己犠牲と忍耐にもとづく和解の重要性を訴えた背景には、深刻化する国内対立への政権としての危機感がうかがわれる。

なかでもニジェール川のデルタ地帯（ナイジャー・デルタ）にひろがる石油産出地域の問題は危機的状況を呈しており、その解消は政権にとって最優先課題の一つとされている。ナイジェリアが政治的独立後に採用した連邦制度の下で、政治的にも経済的にも周縁化されてきた石油産出地域の住民の要求は、とくに1990年代以降、作家ケン・サロ＝ウィワをはじめとするオゴ二人の権利要求運動によって活性化した。軍事政権のみならず国際石油資本をも対象に含めた運動は国際的な関心をもひきつけ、オバサンジョ政権としても石油収入配分方式の見直しとともに同地域開発の枠組みそのものを見直しを進めている。

これと対照的にオバサンジョ政権が苦慮しているのが、ナイジェリア政治においては古くて新しい問題であるシャリーア（イスラム法）導入への対応である。累次の憲法制定のたびに激しい論議を巻き起こしてきた問題ではあるが、民政移管後、新憲法の下で北部諸州が導入の動きを本格化し始めたことにより深刻な国内対立が再燃しつつある。中東諸国の支援・協力を背景に、民選知事が主導してシャリーア関連裁判所の設置を決定したザンファラ州の動きは、ムスリムとクリスチャンの対立、いわば「シャリーア・ポリティクス」の先鋭化を予感させている。

いま一つ新政権の国民融和と和解に向けた取り組みの前に横たわる問題として、大学をはじめ高等教育機関におけるカルト集団のそれがある。「キャンパス・カルト」とも称されるべき集団はナイジェリア全国に30以上存在するとも言われ、そのうちのいくつかは暴力的かつ反社会的な行為を繰り返している。大学当局はもとより、警察も取り締まりに乗り出している一方で、カルト・メンバーを犯罪的行為に巻き込む外部の“支援者”があるなど、問題解決の見通しは不透明と言わざるを得ない。

民政移管後、ナイジェリア国民の間で政治的要求がいつそう高まる傾向にあり、それらはしばしば衝突するようにもなった。これは地域住民の動向に最も顕著にあらわれている。政治的

な利害対立は住民間の反目・対立を再生産しており、ナイジャー・デルタのように利害が共有されているような場合でも、グループ間の連帯が生まれるよりは要求の個別化・細分化が生じている。連邦政府の行政能力からしても、それらすべてに対応するのは困難である。問題の本質は「持たざる」層の不満にあり、とりわけ青少年の不満層への対応は政権にとって重要な課題となるであろう。

## 義務教育の達成

オバサンジョ大統領は新政権成立から4カ月目の1999年9月、初等および前期中等教育、あわせて9年間の無償化・義務化をうたった Universal Basic Education(UBE)計画を発表した。女性・青少年対策はオバサンジョ政権が成立当初に掲げた優先課題の一つであり、これが比較的早い段階で具体的施策として打ち出されたことになる。

その背景としては、1970年代にオバサンジョ自身が軍政首班として実施した6年間の初等教育無償化、Universal Primary Education(UPE)計画の存在が指摘できる。しかし、それ以上に近年の就学率低下、施設未整備といった初等・中等教育の荒廃、その結果として生じてきた「ドロップ・アウト」増大による社会不安、今後予想される公務員をはじめとする人材難など、より切実な事情があったと考えられる。

UBEそのものはUNESCOが進めるプログラムに合致し、また国際社会の要請にもこたえる計画として、民政移管を達成したナイジェリアにとっては重要な国際的パフォーマンスという意味合いも有している。学齢児童に基礎義務教育を施すことは、国民全体の識字率向上に資するばかりでなく、青少年に補完教育の機会を提供することで、深刻化している「ドロップ・アウト」問題解消など健全かつ安定した社会の形成に貢献するものと期待されている。しかしながらUBEの実施主体となる国内各州政府の対応はまちまちであり、地域の実情により目標設定や力点の置き方、さらには財政面での思惑などでさまざまな違いを見せている。

1999年11月に連邦教育省が主催した「UBEミニ・サミット」といった機会を活用して、特に重要なアクターである教員の問題などを中心に議論が重ねられており、UBEに対する代替案や修正案も提示されつつある。教育改善の可能性については、当初よりイスラム勢力や民間セクターとの協調を図ってきた点など評価すべき点も少なくない。決して楽観できる状況ではないが、国民統合、経済発展の有力手段として公的な義務教育を達成することは新政権にとって喫緊の課題と言えるであろう。

\*

国民連邦議会に付託された2000年度「国民のための予算」は、審議開始以来2カ月余を経た1月末段階でなお承認に至っていない。オバサンジョ政権にとっては体系的な政策を打ち出す初めての機会であり、民政の行方を占う上でも大いに注目されている。通常、新政権成立から最初の100日間というのは行政府と立法部の“蜜月期間”と言われているが、ナイジェリアについては当てはまらなかったようである。オバサンジョ大統領と連邦議会国民議会の主導権争いは政権成立当初から始まっており、新年度予算承認の遅れはこうした事情とも無関係ではない。この確執を、権力争いとして民政存続にとって危険な兆候と見るか、それとも二部門間の健全なチェック・アンド・バランスに進む前段階と見るか。判断を下すには材料も乏しく、時期尚早であろう。いま必要なことは、対立点が何であり、対立軸がどこにあるかを見きわめ

ることにほかならない。もしもそれらがナイジェリア社会とその住民の間に存在する対立点、対立軸と同次元のものであるとすれば、民政の行く末は決して明るいものとは言えない。逆に、論戦・論争が激烈なものであっても、それらが一定のルールの下に展開している限り、楽観していても構わないように思われる。そのいずれであるかの見きわめが、いま我々に求められているのではなかろうか。

(望月克哉)

## 第1章 オバサンジョ新政権

### はじめに：新大統領のさまざまな顔

ナイジェリアで出版された人名録でオルセグン・オバサンジョ（Olusegun Obasanjo）の項目を検索すると、その冒頭には次のような記述がある。

「オルセグン・オバサンジョ（退役）将軍、実業家、元国家元首・ナイジェリア国軍最高司令官、政治家、農民、文筆家、行政官、1937年3月5日生まれ、オグン州アベオクタ出身、既婚、子息・子女あり」<sup>1</sup>

外国メディアによる選挙報道では、かつて軍事政権を率いた軍人政治家というイメージが先行していたが、これまでナイジェリア国内ではオバサンジョという人物を上のごとくさまざまに形容してきた。庶民は文字通りの“ビッグマン”（大物）、国政を牛耳る有力者のひとりとして片づけてしまいがちだが、他方で、その出身地オグン州に所在する農園「オバサンジョ・ファーム」を知らない者はない。企業登録され、加工施設から自家用飛行機の滑走路まで備えた大農園、その規模はオバサンジョの資力の象徴として語るにふさわしく、その主人は農民というよりは実業家なのである。

1979年9月に国家元首を退いた後、オバサンジョは数点の回顧的な書物を著した。なかでも内戦（通称「ピアフラ戦争」、1967～70年）に関する『わが戦い～ナイジェリア内戦の一総括～（*My Command: An account of the Nigerian Civil War*）』（1980年刊）と、青年将校時代の親友の名をタイトルとした『ンゼオグウ（*Nzeogwu*）』（1987年刊）の2点は、彼を語る上でしばしば引用される資料でもある。以後もアフリカ全般やナイジェリアをめぐる諸問題について出版するなど、内外での講演活動とあわせて、論客としての評価を得てきたことは間違いない。しかしながらオバサンジョを文筆家と呼べるかと言えば、これは大いに疑問である。ジャーナリズムをことのほか嫌った人物が、自らの立場について語ったものが、その著書であったと受け取るべきであろう。

ナイジェリア南西部出身のオバサンジョが、大学進学を断念して陸軍士官の道に進み、北部主導の国軍の中でキャリアを積んでゆくプロセスは興味深い。しかも国軍でプロフェッショナルリズムに徹してきた人物が、軍の階梯を登りつめるよりも早く、政治の最高ポストに就いてしまったというのも皮肉な結果である。果たしてオバサンジョにとっての国軍とは何であり、ナイジェリア政治におけるその位置付けとはいかなるものであったのか。新政権について考える上で、まずはその首班であるオバサンジョ大統領の政治的経歴から見てゆくことは、政権の性格とともに、国軍との関係を考える上からも重要なのである。

### 第1節 オバサンジョの政治的経歴

#### 1. 軍内での地位の確立

1958年にナイジェリア陸軍に任官したオバサンジョは順調に昇進を遂げ、10年あまりで枢要な指令官ポストに就くことになった。それは内戦さなかのことであり、工兵畑を歩んでいた一将校が、東部に展開する実戦部隊の指揮官としてめざましい功績を立てたことにより、

軍内で頭角を現してゆく。

内戦終結後、国内でのリーダーシップを回復したヤクブ・ゴウォン軍事政権は民政復帰を打ち出し、その期日を1976年1月とした。国民和解、戦災復興とならんで旧ビアフラ軍の処遇を含めた国軍の再編成はゴウォン政権の優先課題として掲げられていたが、他の政治課題と同様に十分な進捗をみなかった。こうした中であってオバサンジョは着々と軍内での地歩を固め、後にゴウォンから政権を奪取するムルタラ・ムハマドらとともに、国軍指導部の一角をしめるに至った。

1974年10月1日、独立記念日の演説でゴウォンは民政移管の延期を発表。軍政の継続を前提として行われた翌75年初頭の内閣改造で、オバサンジョは自身としては初の政務ポストとなる連邦労働・住宅長官に就任した。国軍内部での政治的意思決定の場とは異なる官僚機構のトップとしてのキャリアであったが、これは同年7月29日のムハマド准将（当時）によるクーデタによって、わずか半年あまりで終わりをむかえた。

## 2. ムハマド軍事政権の継承

歴代の軍事政権と同様にクーデタによって政権を奪取したムハマドであったが、その改革志向の政治姿勢と、志半ばにして凶弾にたおれるという英雄的最期がナイジェリア国民の間で彼の評価を著しく高めている。もちろんこれは、ムハマド政権を継承して、その公約通りに政策を遂行し、民政移管を実現した後継政権とその首班であるオバサンジョによるところが少なくない。

1975年クーデタへのオバサンジョの関与は詳らかでない。当時、ゴウォン政権の「閣僚」であった彼が、政権打倒においていかなる役割を果たしていたのか。やはりゴウォンの側近であったムハマドとはどのような関係にあったのか。資料的な裏づけはないものの、ムハマド政権成立後の敏速な政策決定・実施から察するところ、そこに周到な準備があったことがうかがわれる。

これはムハマド殺害後、迅速なオバサンジョ政権成立からも明らかである。1976年2月13日、ゴウォンの復権をねらった国軍の一派によるムハマド暗殺計画は成功したものの、政権側に動揺は生じず、陸軍参謀長であったオバサンジョ准将（当時）が国家元首・国軍最高司令官のポストを引き継いだ。政策面の継続性も確保され、高級官僚や国軍将校を対象とした「クリーン・アップ・キャンペーン」が続けられるとともに、4月には7つの新州創設により19州制への移行が断行された。なかでも同年10月に新憲法草案が発表されたことは、国民に対して民政移管に向けた政権の明確な意志伝達となったのである。

## 3. 民政移管の実現

オバサンジョがムハマドを引き継いで軍事政権を担った時期には、1967年半ばから70年初頭まで続いた内戦による国土と人心の荒廃が尾を引いており、73年以降の国際石油価格高騰がもたらした「オイルブーム」の下で経済は過熱しつつあった。このため国家非常事態宣言と政令による政治活動禁止により国内治安を引き締めた上で、民政移管に向けたプログラムが進められていった。

石油収入の増大により財政運営をめぐる懸念こそなかったものの、国内政治勢力の動きをい

かに制御するかは軍事政権にとって大きな課題であった。またゴウォン前政権が選挙実施の前提として1973年に実施した人口センサスが国内で論議を巻き起こしており、その扱いも政権にとっては困難な問題となっていた。62年と63年に実施されたセンサスをめぐる国内論争が、地域間、グループ間の対立を激化させ、その後も政治的混乱が続いた経緯があったからである<sup>2</sup>。

軍事政権は1973年センサスの結果を無効とし、63年センサスに基づく有権者登録、議席配分を行って選挙プロセスを推進した。このとき政党については、全国政党としての要件など選挙法上の規定が厳格に適用されたために、わずか5党しか公認されていない。これら一連の手続きの後、ようやく政治活動が解禁され、国民議会、大統領、州知事の各選挙が順次実施されていった。

1979年10月1日、大統領に選出されたシェフ・シャガリを首班とする文民政権が成立した。66年1月15日の軍部クーデタで当時のアバカル・タファワ・バレワ政権が崩壊してから13年目、実に4代の軍事政権を経て実現した民政移管であった。オバサンジョはこの時点をもって国家元首を退くとともに、同年昇格したばかりの陸軍大将を最後に、自発的に退役する道を選択したのである。

#### 4．国際舞台での活躍

これまで見てきた“現役”軍人としてのオバサンジョの政治的経歴は、1975年以降わずか5年間のものに過ぎず、国家元首としてのそれはさらに短く4年にも満たない。しかも、その業績はムルタラ・ムハマドの敷いた路線の上に位置づけられており、民政移管の実績があるとは言え、どこまでも「代行者」としてのイメージが付きまとっている。しかしながら政治活動におけるオバサンジョの真骨頂は、その退任後において初めて示されることになった。

- ・ユネスコ人心の平和に関する委員会委員、1981～86年
- ・軍縮と安全保障に関する独立パルメ委員会委員、1983～99年
- ・世界保健機関（WHO）核兵器の影響に関する専門家委員会元委員
- ・元国家元首・政府首班によるインター・アクション・カウンシル執行委員会元委員
- ・国際熱帯農業研究所（IITA）特別顧問、1989～99年

等々、オバサンジョが関わった国際的活動は枚挙にいとまがない。

なかでも1985年、アパルトヘイト（人種隔離政策）で国際的に非難を浴びていた南アフリカ共和国との対話推進のため英連邦が組織した「賢人グループ」では、当時のマルコム・フレイザー豪首相とともに共同議長をつとめ、服役中のネルソン・マンデラとの会見、黒人居住区であるタウンシップの視察などを通じて注目すべき成果をあげた<sup>3</sup>。こうした実績がオバサンジョの知名度を飛躍的に高め、とくにアフリカ域内ではブトロス・ブトロス・ガリとともに国連事務総長の候補に名を連ねたほどである。

また上記のインター・アクション・カウンシルでのジミー・カーター元米国大統領との公私にわたる親交は、オバサンジョの平和問題に対する姿勢に影響を与えるとともに、私人としての国際貢献への積極的な取り組みにも結びついた。たとえばアフリカ諸国の国会議員や政治を志向する個人をメンバーとする非政府組織「アフリカ・リーダーシップ・フォーラム（ALF）」は、1993年以来、ネットワーク型NGOとしてアフリカ各地で啓発活動を行ってきている

が、オバサンジョは創立者としてその財政運営を支えてきた。90年代アフリカの民主化プロセスにおけるアドボカシー（政策提言）という点でも、ALFそしてオバサンジョの取り組みは注目に値する。

## 第2節 オバサンジョ「文民」政権誕生までの道程

### 1. 軍政復活の経緯

1979年に成立したシャガリ文民政権は83年に再選を果たすものの、その汚職・腐敗体質に対する国内の批判は厳しく、同年末に軍部の拒否権クーデタを招いてしまう。こうして「第二共和制」はあえなく崩壊し、翌84年初頭からモハマド・ブハリ少将を首班とする軍政が復活した。すでに「オイル・ブーム」は去り、そのツケともいえる債務問題への対処をせまられていたブハリ政権は、国際通貨基金（IMF）とのスタンド・バイ交渉を継続する一方で、その構造調整政策を先取りした経済安定化政策を実施してドナー・コミュニティからは一定の評価を受けていた。

しかし、ブハリの急進路線は、国民のみならず軍部からも支持を得られず85年8月には同政権ナンバー3のイブラヒム・ババンギダによる政権内クーデタが発生して、ブハリは政権の座を追われることになった。ババンギダは前政権を引き継ぐ形で対IMF交渉を進めつつも、国民との“痛み分け”による漸進路線を前面に掲げ、民政移管の方針を打ち出すことも忘れなかった。同政権が打ち出した自前の構造調整プログラムの実績は決して十分なものとは言えなかったが、ドナー諸国からの信頼も回復し、90年を前後して経済成長回復の兆しすらあらわれた。

ババンギダ政権の政策運営は一見したところ穏健なものではあったが、民政移管プログラムの実施過程では、ときに強権が発動された。ムハマド／オバサンジョ政権を踏襲する形で進められたプログラムの中で、選挙実施の前提となる公認政党選びは重要なポイントであったが、ババンギダ政権は選考の最終段階でこれをご破算とし、安定化を名目とした二大政党制導入を打ち出した<sup>4</sup>。政治綱領から政党事務所までが軍事政権によって準備された両党は、所定の手続きを踏んで組織作りと人事が行われたにもかかわらず、双方とも政党本来の機能を欠き、民政移管後をにらんだ有力政治家にパワーゲームの場を与えたに過ぎなかった。

まがりなりにも複数政党制の形式をととのえて開始された選挙プロセスは、地方政府から順次国政へと進み、その最終局面でナイジェリア北部と南部それぞれの利害を代表する2人の候補者が大統領のポストを争うことになった。ヨルバランド（ヨルバ人の土地）とも称される南西部出身の実業家モシュード・アビオラは、その資力にものを言わせた運動で批判を浴びながらも選挙戦を有利に展開して、当選が確実視されていた。ところが1993年6月12日に行われた大統領選挙の開票が半ばまで進み、速報ながらアビオラ勝利が伝えられた段階で、突如として投票結果の公表が差し止められ、数日後には軍事政権によってその無効が発表された。南西部の住民を中心に抗議行動が続く中、8月26日にアビオラと同郷の実業家アーネスト・シヨネカンが暫定国民政府の首班に指名され、形の上では軍政に幕が引かれた。しかし、それから3カ月もたたない11月17日にはシヨネカンが辞任を表明、ババンギダ軍事政権から引き続いてシヨネカン政権でも国防大臣をつとめていたサニ・アバチャ少将による軍政が復活した。

## 2. 軍政との対決姿勢

最終段階で頓挫した民政移管に対してオバサンジョがいかなる態度をとっていたのかは明らかではない。国外での活発な活動とは対照的に、国内政治をめぐってその名が語られることはほとんどなかったからである。失脚しても政治生命を断たれないというのはナイジェリア政治をめぐるとの謎の一つであるが、これとは逆に功労者ですら引退後は政治の表舞台に立たないというのがアバチャ政権登場までの通例であった。とは言いながら民政移管のモデルをつくった本人であるオバサンジョが、1993年選挙をめぐるとの政治過程で何らのアクションもとらなかったとは考えにくい。

当時のナイジェリアで、国際的な知名度と発言力という点でオバサンジョと比肩しうる存在は、1986年のノーベル文学賞受賞者であるウォレ・ショインカであった。国内では劇作家として以上に社会批評家として知られていたショインカは、ババンギダ政権による大統領選挙結果の無効のみならず、アバチャ政権に対しても内外で厳しい批判を展開した。おりしも94年には、南東部の石油産出地域でオゴニ人による権利要求運動をめぐって、そのリーダーであった作家ケン・サロ＝ウィワらの逮捕という事態が発生して国際的関心も高まっていた。ショインカは逮捕こそ免れていたものの、政府批判の姿勢をさらに強め、後に事実上の亡命を余儀なくされている。

これに対してオバサンジョは国内にとどまり、軍民を問わずアバチャに批判的立場をとる勢力と連帯する形で軍事政権に圧力をかけ続けた。公然たる批判を展開した中には、北部出身の退役将軍で、オバサンジョ政権期に最高軍事評議会ナンバー2のポストにあったシェフ・ムサ・ヤラドゥアの名もあった。1979年にオバサンジョとともに退役した後、海運、銀行など有力企業トップをつとめるかたわら、出身地カツィーナ州では政治にも深くコミットしてきた人物である。彼ら国軍メインストリームに連なる人物の存在は、やや異例な形で政権を奪取したアバチャにとっては疎ましいものであったに違いない。

1995年3月、オバサンジョをはじめとする元軍人や文民40名あまりが、未遂に終わったクーデタに連座したことを理由に逮捕・拘禁された。非公開の軍事法廷で行われた裁判でヤラドゥアらとともに死刑判決を言い渡されたオバサンジョは、後に懲役15年に減刑されたものの、服役を強いられることになった。オバサンジョの国際的な名声を裏づけるように、その釈放を求める嘆願・要請が各国首脳をはじめ各種国際組織からも寄せられたが、アバチャ政権はそれらを拒み続けた。その結果、同政権は外交上の制裁措置を被ることになり、各種援助が停止されるとともに、国際的な孤立状況に陥ったのである<sup>5</sup>。

## 3. ポスト・アバチャのリーダーシップ

アバチャ政権の政策運営のまずさは外交関係だけにとどまらない。まずは1994年に実勢と4倍近い乖離のある固定為替相場制への回帰をはじめとする反自由化路線を打ち出したことにより、前年来インフレ基調にあった経済は、さらなる外貨不足とモノ不足に見舞われた。95年予算における規制緩和や外国投資促進策も不発におわり、これ以後ナイジェリア経済は暗く長いトンネルに入り込んでしまう。

1995年10月1日、独立記念日恒例の演説においてアバチャは民政移管スケジュールを発表した。大方の予想通り3年後がその期日とされていたが、内容的には歴代軍事政権が掲げ

たプログラムの“デッド・コピー”に過ぎなかった。ババンギダ政権が躓いた政党制度に関しても全く白紙状態で、選挙手続きを含めた民政移管の全体像はついに示されず、これが後にスケジュールの遅滞を引き起こした。

ようやく1998年に入って国政選挙のプロセスが開始されたものの、準備不足から候補者の絞り込みなどは一向に進んでいなかった。こうした中、公認を獲得した5つの政党の統一大統領候補としてアバチャを推す動きがしだいに広がり、同年4月には正式に決定されてしまう。アバチャ政権の「民政化」に対する国内民主化勢力の抵抗は激しく、混乱が続く中でむかえた6月8日、アバチャの急死という予想もしなかった事態が出来た。

すでに集団指導体制に移行していた最高意志決定機関である暫定統治評議会は、後継者としてアブドゥルサラミ・アバカル將軍を指名した。北部ナイジャー州出身で、1963年に空軍に任官した後、順調な昇進を遂げて91年に少将、93年には国防本部議長にまで昇進した人物である。政治的キャリアをほとんど持たない「制服組」の指名は、国軍サイドからの民政移管に対するメッセージとも受け取れるものであった。

アバカル政権は就任後ただちにスケジュールを改定し、一連の選挙を延期するとともに、移管期日を翌1999年5月29日と定めた。同時にオバサンジョら政治犯の釈放など、民主化勢力の要求にこたえる施策も矢継ぎ早に打ち出した。こうして状況は93年選挙段階に復したかに映ったのだが、むかえた98年7月7日、釈放を前にした米国政府関係者との会見中にアビオラ元大統領候補までが急死してしまう。アバチャに続く「不可解な死」ということ以上に、最有力候補がいなくなりリーダーシップの行方は混沌としたものになった。ただし、少なくともこの時点においては、大統領候補としてのオバサンジョの登場を予感させる動きはうかがわれなかった。

#### 4. オバサンジョ選出とその意義

アバカル政権は、大方の予想以上に手際よく民政移管プログラムをこなしていった。まずは1998年11月を期限として政党登録された26結社の中から暫定公認9政党が、さらに地方政府選挙の結果を踏まえた最終公認3政党への絞り込みが順調に行われた。当初は厳しいと思われていた選挙実施スケジュールについても、12月5日の地方政府選挙を皮切りに、翌99年1月9日の州知事・州議会議員選挙、2月20日の上下両院議員選挙とすべて遅滞なく完遂した。

一連の選挙を制したのは国民民主党（PDP）であった。北部の政治勢力を中核とする同党は、1993年の大統領選挙で北部の利害を代表した国民共和会議（NRC）が候補者の絞り込みに手間取り、結果的に南部色の濃い社会民主党（SDP）に破れた教訓から、迅速に大統領候補者選びを進めた。オバサンジョの名前はすでにPDPが政党登録した段階から挙がっており、彼自身も積極的に指名獲得を働きかけていた。PDPにとってこの指名は南部票を取り込む上で有利に作用したが、オバサンジョ自身にとっては特に出身地である南西部の住民から強い反発を買うことになった。

こうしてむかえた2月27日の大統領選挙では、残り2つの公認政党、全国国民党（APP）と民主主義同盟（AD）が統一候補としてババンギダ軍事政権で蔵相をつとめた南部出身のオルエミシ・ファラエを押し立てた。実際の投票では、南西部ヨルバランドの地域政党色が濃

いADと、引き続いた敗北で非主流のイメージが定着してしまったAPPの得票が伸びず、PDPの候補であるオバサンジョが投票総数の62.78%にあたる18,738,154票を獲得して当選した。

ところで、上述のごとくオバサンジョの経歴はまぎれもない軍人のそれである。外部の観察者にとってきわめて奇異であったのは、ナイジェリア国内でこれを問題視する動きがほとんど表面化しなかったことである。もちろん隣国ガーナのローリングス大統領をはじめ、複数政党制選挙を経て軍事政権が「民政化」した例がないわけではない。またナイジェリアの民政移管の途上では、これも先に見た通りアバチャ自身が「民政化」を画策、当時の公認政党はこれを容認したのみならず、統一候補として相乗りを図った経緯がある。いずれにしてもオバサンジョの存在が元軍人国家元首というよりは、有力政治家の1人として受け入れられていたと解すべきであろうか。

### 第3節 新政権をとりまく政治情勢

#### 1. 新大統領に対するチャレンジ

大統領選出から政権発足の時期に至っても、民主主義同盟（AD）の地盤である南西部ではオバサンジョに対する批判的論調が目立っていた。自らの出身地の政党に属さず、北部主導の国民民主党（PDP）に与した“裏切り者”という非難である。しかしながら住民側の態度は変化しつつあり、しだいに地元出身の大統領に対する期待が高まっていった。就任直前の1999年5月中旬、高名な福音派伝道師の予言をきっかけに「オバサンジョ死去」の噂が流れ、南西部の2つの主要都市ラゴスとアベオクタで暴動が発生。住民はこの流言を93年選挙の大統領候補であったアピオラの運命とダブらせ、自らの利益を代表する大統領の誕生が2度までも阻まれたことに落胆し、憤ったのである。

“勝ち馬”にのるという態度はナイジェリア政治における一大特徴と言えるかもしれない。1979年の民政復帰で登場したシャガリ大統領も、その一期目の任期中に経済運営で失政を重ねたにもかかわらず、83年選挙では圧倒的得票で再選を果たしている。また、野党政治家の間には大統領とその与党による「勝者独占」に対する警戒感がある反面、議席維持のためならば与党のパトロネージにのって“鞍替え”をはかる者もあらわれる。こうして選挙後に野党のリーダーシップが動揺するのが通例であり、99年選挙でも敗北した全国国民党（APP）に分裂騒動が生じ、指導部が交代した。与党PDPが上下両院で過半数の議席を確保していたことから、離反した野党議員が合流して「オール与党」体制ができあがるかと思われた。

しかし、国民議会が招集されるや大統領と与党の間の主導権争いが表面化する。まずは上院議長の選任をめぐる両者の確執で、これが上院での閣僚名簿承認のための審議を長引かせ、総数47名に上る閣僚の就任は6月末までずれ込んだ。主要国駐在大使の任命ほか上院での承認を要する他の案件に関しても、国民議会による大統領へのチェックは厳しいものとなっている。2000年度予算の審議が長期化している理由の一端もここにある。

大統領のリーダーシップに挑戦したのは国民議会だけではなく、州知事の中にもこれに挑戦するものが現れた。軍政時代の任命知事とは異なり地元出身者の多い民選知事は、いわば州レベルの“大統領”として政策面でのイニシアティブを発揮しはじめた。たとえば、連邦財政への依存度が最も低いラゴス州のボラ・ティヌブ知事は、野党ADから立候補して当選した後、

矢継ぎ早に各種の施策を発表して、居並ぶ有力知事なかでも際立ったパフォーマンスを示している。ラゴス州のように知事の所属政党が州議会の多数を占めている場合には、挙党体制で知事提案の政策を実施できるのである。北部諸州によるシャリーア導入の動きなど、連邦政府の方針と対立する政策が打ち出された場合、大統領にとってその調整は厳しいものとなりかねない。

## 2. オバサンジョの政治スタイル

新政権の閣僚総数が47名に上ることが明らかになって、誰もが抱いた疑問は「一体、閣議はどのように行われるのか」というものであった。従来は20余りであった大臣ポストがほぼ倍増され、事実上の無任所相というのも無いわけではない。たとえば、新設のアフリカ統合・協力相には著名な大学教授が任命されたものの、その手足となる組織があるわけではなく、実際には特別問題担当のアドバイザー兼スポークスマンといった役回りを果たしている。こうした閣僚と主要官庁の大臣が同列で政策決定に加わるとは考えにくいのである。

かつてアバチャ軍事政権期の95年に、当時の最高意志決定機関であった暫定統治評議会（PRC）のメンバーが11名から一挙に25名に増員されたことがある。国軍の各指揮系統をカバーする集団指導体制を前面に押し出したものではあったが、その後アバチャは独裁的傾向を強めていった。オバサンジョ政権の場合も、閣僚の増員は地域バランスに配慮した結果であり、それぞれの地域の利害を国政に反映させるのが建前であった。しかし、そうしたメカニズムが大統領、副大統領を含め50名近い閣議で機能するとは思われない。

もちろんオバサンジョが当初から閣議を“骨抜き”にしようとしていたと考えるのは誤りであろう。閣僚選定のプロセスでは、国防大臣、石油大臣など主要ポストについて早くから有力者に就任を懇請してきた経緯がある。石油相を予定されたのは石油輸出国機構（OPEC）事務局長の経歴を有するリルワヌ・ルクマンであったが、この要請は固辞されたため、オバサンジョは彼を石油・エネルギー担当の大統領顧問にむかえている。ルクマンと同様、新政権で重要な役割が期待されているポストへの任命は大統領就任直後に実施され、そこには中央銀行総裁ジョセフ・サヌシ、国家石油会社（NNPC）総裁ジャクソン・ガイアス＝オバセキ、国家安全保障問題担当顧問アリユ・モハメドらの名前が並ぶ。

これらキー・アドバイザーにより政策決定のインナー・サークルが形成され、一種の「補佐官政治」が展開されているのではないかと憶測されるものの、何ら証拠があるわけではない。少なくとも国民議会による厳しいチェックがある以上、大統領ないし政府が強引に政策を実施することは困難であり、両者がチェック・アンド・バランスの関係を築いて、政治的妥協をさぐる仕組みが機能するかもしれない。オバサンジョに期待されているのは「実務型」の政権運営であり、さまざまな制約の下で懸案を解決する手腕である。オバサンジョ政権の今後を考える上で、まずは当面する政策課題と対処方針の確認が必要となる所以である。

## 3. 新政権の政策指針

就任以来、オバサンジョ大統領が広く国民に対して政策指針を示す機会が幾度もあった。最初の機会は就任演説であり、そのなかでは同年度中に取り組みべき優先課題が具体的に示された<sup>6</sup>。国内の地域バランスへの配慮と三権の調和、石油産出地域問題の解決など国民融和に向

けた意志、西アフリカの紛争国における平和構築といった内政、外交両面での個別課題にも言及するなど、内容的にも注目すべきものであった。とりわけ以下の一節に表現されているとおり、ナイジェリア国民に対する強い呼びかけが行われている点でも印象的なものであった。

「私はこの演説を締めくくるにあたり、いま一度、次のことを強調しておきたい。すなわち、我々は来るべき千年紀の前夜たる今日において、自らのガヴァナンスやビジネス遂行の方法を変えなければならない。それによって我々は、進歩と公正と調和と統一を確保するとともに、なによりもまず我が国民のなかに再び自信を奮い立たせなければならない。この自信とは、国民を取り巻く状況が速やかに改善するというものであり、またナイジェリアは偉大で、近い将来には世界の主要国になるというものである。」

それからほぼ2カ月後の1999年8月、オバサンジョは国民議会に補正予算案を提出した。政権にとっては独自の経済政策を表明する絶好の機会であったにもかかわらず、内容としては総花的で、文字通り経常予算の補填にとどまった観がある。予算策定のベースになる原油価格を1バレル15ドルと低めに設定したこと、通年での財政赤字幅を対GDP比で1.35パーセントという水準にとどめたことなど、手堅い側面は評価できる。また、教育や治安分野への配分を厚くするなど、就任当初に掲げた優先課題とも整合的であった。とは言いながら、経済面で国民に対するアピールを欠いた点は否めない。

大統領就任早々から生じた国民議会との軋轢にも如実にあらわれていたように、オバサンジョ政権には政治的フリーハンドもなければ、その政策選択の幅も限られていることが明らかになりつつある。石油産出地域住民による権利要求運動をはじめとした国内での緊張状態が続く中、10月1日の独立記念日をむかえたオバサンジョは、恒例の大統領演説で上述のような国民向けメッセージを繰り返した。もとより国民融和はナイジェリアの国家運営にとっての大前提であるが、具体的施策を欠いた大統領の呼びかけがどれほどの効果をもつのかは大いに疑問である。

結果的にオバサンジョ政権の政策指針の見きわめは2000年度予算をまつことになったが、年末から継続している審議は1月に入っても決着していない。これまでは政府首班の年頭演説として発表されてきた新年度予算だけに、これ以上ずれ込むことになれば、政権のクレディビリティを問われることにもなりかねないのが現状である。

#### 4. 新政権のアキレス腱

ナイジェリア国軍の脱政治化とプロフェッショナルリズムの回復は、オバサンジョ政権が掲げた優先課題の一つであるが、これに取り組む上では軍政時代の「負の遺産」への対処が不可欠となる。長期にわたった軍政の下では、国軍に各種資源が集中するあまり、そこに汚職・腐敗が横行した。調達品の横流しなど末端の問題から、軍高官が関与した国費濫用まで、多岐にわたる問題をいかにして追求するかが注目されている。

オバサンジョが前アブバカル政権から引き継いだ作業としては、たとえば故アバチャ將軍による不正蓄財の追求と、失われた国家資金の回収がある。そこで持ち上がってきた問題が、こうした作業をどの政権まで遡って行うのか、とくに歴代の軍人首班に対していかなる姿勢をとるのかである。これがオバサンジョ自身にも波及しかねないことは言うまでもない。軍人としてのキャリアを歩んできたはずのオバサンジョが、一般のナイジェリア国民には思いも及ばな

いような資産を保有し、さまざまな活動のパトロンともなっていることは上述したとおりである。しかも大統領候補の指名に先立ち、所属政党であるPDPに多額の献金をしたほか、98年12月の地方政府選挙の際にも南部で同党から立候補した議長候補者すべてに資金支援を行ったことが報告されている<sup>7</sup>。

もちろん「富裕な」軍人はオバサンジョに限ったわけではない。現在、首都アブジャや前首都ラゴスの新興住宅地に軒を連ねる高級住宅の多くが軍人の所有であることは周知の事実であり、土地取得から資材調達のあるゆる局面で、軍政期における政治的コネクションが動員されたと言われる。とりわけ強い影響力を握ってきた将官級の軍人について、民政移管後の処遇が注目されたが、少なくとも、過去に政治的ポストを経験した現役将校に対しては、政権成立早々に退役という厳しい措置がとられた。しかし、退役軍人に対していかなる方策がとられるのか、いまのところまったく示されていない。文民を含めて、そうした遡及的措置が可能か否かが、政権が最重要課題としている汚職・腐敗対策のなかで注目されるところである。

歴代の軍人首班への対応は政権にとってさらに重い課題となるであろう。なかでもオバサンジョにとって致命傷となりかねないのが、1985～93年という長期政権を担ったババンギダ元大統領との関係である。上述のとおりババンギダ軍事政権期には、「ナイジェリア版構造調整プログラム」の下で経済成長が回復、外国援助も増大したことから莫大な外貨資金が流入した。93年の大統領選挙結果の無効が大きくババンギダの評価を損なったとは言え、その後も「キング・メーカー」として隠然たる影響力を発揮してきたことは事実である。目下、取りざたされているのは、オバサンジョが北部主導のPDPで大統領候補指名を獲得するにあたりババンギダが果たした役割と、2人の元軍人国家元首の間に密約があったのではないかとの疑惑である。現在はゴシップの域をでるものではないが、今後ババンギダへの追求が鈍るようなら、政治問題化する可能性も否定できない。

これに加えて石油産出地域（ナイジャー・デルタ）への国軍投入をめぐる最近ではじめた論調には、政治情勢をさらに複雑化しかねないものがある。オバサンジョ政権は同地域の騒乱について慎重な対応をとってきたが、警察部隊では対処しきれない武装勢力の鎮圧に国軍が投入されたことに對し厳しい批判があつまっている。メディアは、国軍の住民への対応が軍政時代と変わらず暴力的であることを指摘して、政権の能力に疑問を投げかけはじめた。その背景には、議会審議の遅れからナイジャー・デルタ問題への対策がなかなか打ち出されないことへの住民のいらだちがあり、反面、同地域の既得権益層にとっては政権への牽制の意味が込められている。いずれにしても、この問題はオバサンジョ政権が自ら優先分野に掲げたものであり、対応が不十分な場合にはさらなる批判を誘発することにもなりかねまい。

## おわりに

ナイジェリアの政権の安定度を見きわめるには、打ち出された政策・プログラムの内容よりは、むしろその実施能力にこそ注目すべきではないかと思われる。この点、ムルタラ・ムハマドの敷いた政策路線を「代行者」として完遂したオバサンジョ新大統領の政治的手腕は高く評価されるべきものであろう。しかしながら、それは軍事政権という国内的制約を受けにくい政治体制の下で達成されたことを忘れてはならない。現在のオバサンジョ政権をとりまく状況には、経済、政治、社会のあるゆる面において厳しいものがある。とりわけ経済面では300億

ドル近い対外債務を抱えて、IMFとのスタンド・バイ交渉を前提とした窮屈な政策運営を強いられている。国際原油価格の高止まりという好条件こそあるものの、国内の政治的圧力をしのぎつつ経済政策を遂行するのは容易なことではない。2000年度予算に盛られたオバサンジョ政権独自の政策・プログラムの行く末を占うためには、政権を取り巻く政治・社会情勢を見きわめる必要がある。

(望月克哉)

注)

- 1 *The New Who's Who in Nigeria*, Nigerian International Bibliographical Centre, Lagos, 1999, p.509.
- 2 人口センサスをめぐる国内対立については、島田周平『地域間対立の地域構造 - ナイジェリアの地域問題 - 』(大明堂、1992年)、151～154頁を参照せよ。
- 3 *The Commonwealth Group of Eminent Persons, Mission to South Africa: The Commonwealth Report*, Penguin Books, 1986.
- 4 政令に基づき、新設の国家選挙委員会の下で進められてきた公認政党選考プロセスは最終段階で反故とされ、軍事政権主導で米国の二大政党を強く意識した、国民共和会議(National Republican Congress)と社会民主党(Social Democratic Party)が結成されることになった。「やや右より(保守)」のスタンスを求められた前者はナイジェリア北部の利害を、「やや左より(革新)」を求められた後者は同じく南部のそれを代表することが期待されていた。
- 5 アバチャ軍事政権下のナイジェリアに対する制裁的措置導入の経緯については、次を参照せよ。望月克哉「国際的監視の下におかれた軍事政権」『月刊アフリカ』第36巻第3号(1996年3月)、8～9頁。
- 6 オバサンジョ大統領がその就任演説で優先問題として列挙したのは以下の18項目。
  - (1) 石油産出地域における危機
  - (2) 食料供給、食料安全保障、及び農業
  - (3) 武装強盗ならびに教育機関でのカルティズムに特段の配慮をした法と秩序
  - (4) 石油の開発と生産
  - (5) 教育
  - (6) マクロ経済政策、特に為替レート管理等
  - (7) 石油製品の供給と流通
  - (8) 債務問題
  - (9) 政治腐敗、麻薬、「4・1・9」と称されている組織的詐欺、ならびに人名、財産、投資資金の喪失に結びつく諸犯罪
  - (10) インフラストラクチュア、水資源供給、エネルギー、電気通信、港湾、航空輸送、海運業、ナイジェリア鉄道会社、等
  - (11) 製造工業の蘇生
  - (12) 雇用創出ならびに良好な投資環境の創造
  - (13) 貧困撲滅
  - (14) 以下2つの住宅建設。

\* 一般用住宅建設プログラム、及び

\* 兵舎の改装ならびに国軍・警察用住宅の新規建設

( 1 5 ) 西アフリカ諸国経済共同体停戦監視団 ( E C O M O G )

( 1 6 ) 保健サービス

( 1 7 ) 政治ならびに憲法に関する対話

( 1 8 ) 女性及び若年層に係る開発

7 オバサンジョはPDPに対して1億3,000万ナイラ(約150万ドル)もの献金を表明したほか、  
地方政府の議長候補者には1人当たり5万ナイラの資金を提供した。

## 第2章 転換期を迎えた国軍と国防政策

### ‘military as government’ から ‘military as military’ への変容

#### はじめに

ナイジェリアの国軍と国防政策は、いま大きな転換期を迎えている。

これまでナイジェリア国軍は、しばしばクーデターによって政権を奪取し、長期にわたってナイジェリア政治を支配し続けてきた。オバサンジョ新政権の重要な政策課題の一つは、こうした極度に政治化された国軍を‘military as government’（「政府としての軍部」）から国防といった国軍本来の任務に特化したプロフェッショナルな‘military as military’（「軍部としての軍部」）へと改革することにある。オバサンジョ大統領は、就任直後の1999年6月、まず国軍の各参謀長人事を一新し、次いで軍事政権時代に公職に就いた経験を持つ93名の将校を退役させた。さらに、同大統領は、これまで陸軍では年2回、海軍と空軍では年1回実施されていた新規の人事採用を国軍改革のために当面停止するように命じている。また、ダンジュマ国防相は、同年8月、将来ナイジェリア国軍の総兵力を現有の8万人強から5万人へと大幅に削減する必要があると語った。

こうした国軍改革の動きがある一方で、国軍をその中核的手段とするナイジェリアの国防政策にも変化の兆しが見え始めている。1990年に西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）がリベリア内戦に独自の停戦監視団（ECOWAS Cease-fire Monitoring Group: ECOMOG）を派遣した際、ナイジェリアはババンギダ軍事政権のもとでその主力軍を提供し、また97年にはアバチャ軍事政権のもとでやはりECOMOGと称してシエラレオネ内戦への大規模な軍事介入を実施した。このように90年代のナイジェリアの軍事政権が、多大の人的、物的、資金的負担を背負いながらも西アフリカ域内の紛争に軍事的にコミットメントしたのに対して、オバサンジョは、シエラレオネからのナイジェリア国軍の早期撤退を公約の一つに掲げて99年の大統領選挙を戦い、当選を果たした。そして、同年8月、オバサンジョ政権のもとで、シエラレオネからのナイジェリア国軍の段階的撤退が開始された。このほか、民政移管直後のナイジェリア政界では、軍事政権下においてほとんど検討されることがなかった欧米諸国との防衛協定締結問題が俎上に載せられるようになるなど、いまナイジェリアでは国防政策の見直し論議がにわかに活発化しつつある。

本章では、こうした転機を迎えつつあるナイジェリアの国軍と国防政策を概観していきたい。

#### 第1節 国軍の発展と現状

##### 1. 陸軍

ナイジェリア陸軍の史的起源は、19世紀後半に英領植民地支配下で創設された3つの軍事組織すなわち、1862年に創設され、ラゴスの防衛・治安維持にあたったハウサ民兵団（のちのハウサ警察隊）、1888年に創設されてナイジェリア北部の治安維持にあたった王立ナイジャー会社警察隊、そして、1891-92年に創設され、ナイジェリア南部の治安維持にあたったオイル・リバーズ不正規兵団にまでさかのぼることができる。その後、こうした諸組

織は統廃合され、1897年にはフランスの植民地拡張に対抗するための軍事組織として西アフリカ・フロンティア軍（West African Frontier Force: WAFF）が創設された。1901年までにWAFFは、ナイジェリア連隊、ゴールドコースト連隊、シエラレオネ大隊、ガンビア中隊から構成される、英領西アフリカの4つの植民地を包摂した連合軍へと改組され、1928年には王立西アフリカ・フロンティア軍（Royal West African Frontier Force: RWAFF）へと改称された<sup>1</sup>。1930年の時点でイギリスがサハラ以南アフリカに有していた総兵力は約1万600人であり、英領西アフリカ植民地軍であるRWAFFの総兵力は5,323人、そのうちナイジェリア連隊の兵力は3,513人であった<sup>2</sup>。第二次世界大戦が勃発すると、RWAFFは東アフリカやビルマの戦線に派遣され、イタリア軍や日本軍と戦った。戦後には、西アフリカ植民地におけるナショナリズムの高揚を受けて、RWAFFは、外部からの脅威に対する領土防衛ではなく、主に英領植民地内の治安維持の任務に用いられるようになった。そして、1960年のナイジェリア独立に際して、RWAFFのナイジェリア部隊がナイジェリア国軍へと改組された。

独立後の陸軍の兵力規模は、1967-70年のビアフラ内戦を契機に急増し、さらに内戦後のオイル・ブームによる国家予算の急激な増大もあって、70年代後半には22万1,000人の水準にあった。しかし、その後陸軍兵力は深刻な経済危機のなかで急速に削減され、80年代半ばには10万人を割る水準にまで落ち込んだ。*The Military Balance 1999・2000*によると、99年時点のナイジェリア陸軍の現有兵力は7万9,000人であり、それは70年代後半にオバサンジョが軍事政権を率いていた当時の実に4割にも満たない規模となっている<sup>3</sup>。

現在、ナイジェリア陸軍は、機械化師団2個、機甲師団1個、混成師団1個の計4個師団と、大統領親衛隊旅団1個と防空旅団1個の計2個旅団から構成されている。第1機械化師団はカドゥナ、第2機械化師団はイバダン、第3機甲師団はジョス、第82混成師団はエヌグにそれぞれ本隊がある。各師団は、独自の旅団や大隊のほかに、砲兵旅団1個、工兵旅団1個、偵察大隊1個をそれぞれ擁している。主要な装備としては、主力戦車200両（旧ソ連製T-55、イギリス製ピッカース Mk3）、軽戦車140両（イギリス製スコープオン）、装甲兵員輸送車約380両（イギリス製サラセン他）などを保有するが、旧式兵器も多く、実際の稼働状態については不明である（表1参照）<sup>4</sup>。1999年11月にジョスの第3機甲師団を訪れたダンジュマ国防相は、同師団の戦闘車両の多くが事実上稼働不能の状態にあると指摘し、強い遺憾の意を表している<sup>5</sup>。

表1 ナイジェリアの国防能力

	陸軍	海軍	空軍	準軍隊
兵力	79,000 人	5,500 人 (沿岸警備隊を含む)	9,500 人	港湾治安警察の人員は推定
編成・装備	<p>機甲師団 1 個 (機甲旅団 2 個)</p> <p>混成師団 1 個 (自動車化歩兵旅団 1 個、両用戦旅団 1 個、空挺大隊 1 個)</p> <p>機械化師団 2 個 (機械化旅団各 1 個、自動車化歩兵旅団各 1 個)</p> <p>大統領親衛隊旅団 1 個 (大隊 2 個)</p> <p>防空旅団 1 個</p> <p>各師団に砲兵旅団 1 個、工兵旅団 1 個、偵察大隊 1 個</p> <p>主力戦車: 200 両 (T-55、ビッカース)</p> <p>軽戦車: 140 両 (スコピオン)</p> <p>偵察車: 推定 382 両 (サティン等)</p> <p>装甲兵員輸送車: 380 両 (サセシ等)</p> <p>牽引砲: 431 門 (105 ミリ M-56 等)</p> <p>自走砲: 27 門 (155 ミリ マルリア)</p> <p>多連装ロケット・ランチャー: 11 基</p> <p>迫撃砲: 330 門以上</p> <p>無反動砲</p> <p>高射砲</p> <p>地对空ミサイル: 64 基 (ブローパイク等)</p> <p>捜索レーダー</p>	<p>アパバ (ラゴス): 西部コマンド司令部</p> <p>カラバー: 東部コマンド司令部</p> <p>このほか、ワリ、ポートハーコート、イバカなど</p> <p>フリゲート: 1 隻 (アラドゥ級=ドイツ製メコ 360 級)</p> <p>哨戒艦艇・沿岸戦闘艦艇: 26 隻 (コルベット: 1 隻、ミサイル艇: 5 隻、内海哨戒艇: 20 隻)</p> <p>機雷戦艦艇: 2 隻 (オヒュエ級=イタリア製レリチ改級)</p> <p>両用戦艦艇: 1 隻</p> <p>支援艦艇・その他艦船: 5 隻</p> <p>海軍航空隊 (ヘリコプター: 2 機)</p>	<p>主要な基地: ベニンシティ、エヌグ、カドゥナ、カノ、ラゴス、マクルディ、ポートハーコートなど</p> <p>作戦機: 91 機</p> <p>武装ヘリコプター: 15 機</p> <p>対地攻撃戦闘/戦闘: 飛行隊 3 個 (アルファジェット: 19 機、MiG-21MF: 6 機、MiG-21U: 4 機、MiG-21B/FR: 12 機、ジャガー: 15 機)</p> <p>武装ヘリコプター (Bo-105D: 15 機)</p> <p>輸送: 飛行隊 2 個 (C-130H: 5 機、H-30: 3 機、Do-128-6: 17 機、Do-228(VIP): 2 機、G-222: 5 機)</p> <p>大統領飛行小隊 (ボーイング 727: 1 機、ファルコン 900: 2 機、ガルフストリーム: 2 機、BAe125-1000: 1 機)</p> <p>練習 (固定翼機: 94 機、ヘリコプター: 14 機)</p> <p>空対空ミサイル</p>	<p>2,000 人 (小艇: 約 60 隻、ホーパークラフト: 約 5 隻)</p> <p>治安・民防部隊 (内務省) の人員は不明 (警察。装甲兵員輸送車: 70 両、セスナ: 1 機、パイパー: 3 機、ヘリコプター: 4 機)</p> <p>沿岸警備隊は海軍を含む</p>

注) 兵員数と装備は 1999 年 8 月現在。

出所) The International Institute of Strategic Studies, *The Military Balance 1999-2000*, London: Oxford University Press, 1999, pp.270-271.

## 2. 海軍

ナイジェリア海軍の史的起源は、ナイジェリア海兵隊局が設置された 1914 年にまでさかのぼることができる。その後、独立を目前に控えた 58 年に王立ナイジェリア海軍が創設され、ナイジェリアが共和制に移行した 63 年にナイジェリア海軍へと改称された。

1970 年代のナイジェリア海軍は、後方支援や補修を担当する西部海軍コマンド、軍艦の配備や運用を担当する戦隊コマンド、海軍基地や訓練を担当する東部海軍コマンドから構成されていた。しかし、軍艦を擁する戦隊コマンドがラゴスのアパパを拠点としていたために、石油天然ガス資源が豊かな東部沿岸海域の安全を十分に確保できないという問題が生じた。そこで海軍は、80 年代前半に戦隊コマンドを解体し、保有する軍艦をナイジャー・デルタのプラス川からベナン国境までの海上防衛を担当する西部コマンド（アパパ）とプラス川からカメルーン国境までを担当する東部コマンド（カラバー）にそれぞれ配分した<sup>6</sup>。

ナイジェリア海軍の総兵員は、1980 年代初頭には一時 7,000-8,000 人規模となったが、その後削減され、99 年の兵員規模は 5,500 人の水準にある。それでも、内陸国や小国が多く、海上防衛能力がもともと不必要な、あるいは著しく脆弱な西アフリカ諸国のなかでは、兵員面でいえば、ナイジェリアは依然としてほとんど唯一のサブ・リージョナルなシー・パワーといえる（表 2 参照）。

他方、ナイジェリア海軍は、装備面でも西アフリカ随一の規模を誇る。リンクス・ヘリ 1 機、対潜魚雷発射管三連装 2 基、オトマット艦対艦ミサイル 8 基、127 ミリ砲 1 門を搭載した多目的水上艦であるフリゲート 1 隻（*Aradu*）を保有している。このほか、フリゲートよりも小型軽武装のコルベット 1 隻、ミサイル艇 5 隻、内海哨戒艇 20 隻などを有する（表 1 参照）。ただし、1982 年に就役した *Aradu*（排水量 3,360t）は、97 年に故障を起こして航行不能となり、数カヶ月間にわたってモンロビアでの停泊を余儀なくされた。翌 98 年にようやくエンジン 1 基のみを稼働させてラゴスに帰港している。また、同艦の搭載兵器のなかには、整備不良のためにすでに使用不能になっているものも少なくないとみられている<sup>7</sup>。

駆逐艦やフリゲートのような主要水上艦艇のみについていえば、例えばベトナムやエジプトは主要水上艦艇をそれぞれ 7 隻ずつ保有しているのに対して、ナイジェリアはフリゲート 1 隻しか有しておらず、アジアや中東の発展途上諸国と比して、ナイジェリアの海軍装備はかなり見劣りがするといえる。また、それらは旧式で整備も十分になされていないため、実際の稼動状態には疑問が残る。しかし、少なくとも海上防衛能力が極めて脆弱な西アフリカ諸国のなかでは、軽量の哨戒艦艇や沿岸戦闘艦艇を保有している国はあっても、排水量が約 1,000 トン以上のクラスの主要水上艦艇を現有している国は、唯一ナイジェリアのみなのである。

表2 ECOWAS 加盟国の兵員数と国防支出

国名	陸上兵員 (人)	海上兵員 (人)	航空兵員 (人)	準軍事兵員 (人)	国防支出 (百万米ドル)
ベナン	4,500	推定 150	150	憲兵隊 2,500	32
ブルキナファソ	5,600	-	200	憲兵隊 4,200 治安部隊 250 民兵 45,000	78
カボベルデ	1,000	推定 50 (沿岸警備隊)	100 未 満	-	4
コートジボアール	6,800	推定 900	700	大統領親衛隊 1,100 憲兵隊 4,400 民兵 1,500	116
ガンビア	国軍総兵力 800	-	-	-	15
ガーナ	5,000	1,000	1,000	-	132
ギニア	8,500	400	800	民兵 7,000 憲兵隊 1,000 共和防衛隊 1,600	60
ギニアビサウ	6,800	推定 350	100	憲兵隊 2,000	15
リベリア	不明	不明	不明	-	44
マリ	国軍総兵力 約 7,350	(約 50)	(400)	憲兵隊 1,800 共和防衛隊 2,000 民兵 3,000 国家警察 1,000	52
モーリタニア	15,000	推定 500	150	憲兵隊 推定 3,000 国家警備隊 2,000 税関	25
ニジェール	5,200	-	100	憲兵隊 1,400 共和防衛隊 2,500 国家警察 1,500	25
ナイジェリア	79,000	5,500 (沿岸警備隊 含む)	9,500	港湾治安警察 推定 2,000 治安・民防部隊	2,060
セネガル	10,000	600	400	憲兵隊 推定 5,800 税関	80
シエラレオネ	不明	推定 200	-	-	25
トーゴ	6,500	推定 200	250	憲兵隊 750	33

注) 兵員数は 1999 年 8 月現在、国防支出は 1998 年。

出所) The International Institute of Strategic Studies, *The Military Balance 1999-2000*, London: Oxford University Press, 1999, pp.140-141, 253-277, 301-304.

### 3. 空軍

ナイジェリア空軍は、1964年に正式に創設された。当初、空軍の機構整備は旧西ドイツの軍事技術協力のもとで進められたが、旧西ドイツの技術協力チームはビアフラ内戦前夜の66年までに引き上げてしまった。その後、同内戦が勃発すると、ナイジェリア空軍は旧ソ連からミグ戦闘機などを購入して作戦に運用し、大きな軍事的成果を挙げた<sup>8</sup>。

ナイジェリア空軍の兵員は、陸軍兵力が大幅に削減されてきたのとは対照的に、1980年代初頭に1万人規模に達してからほぼ横ばいの状態を維持している。99年時点の空軍兵員数は約9,500人である。

ナイジェリア空軍の装備は、西アフリカ随一といえる。例えば戦闘機についていえば、コートジボアールはアルファジェット(開発国:フランス、旧西ドイツ)を5機、ギニアはミグ17F(旧ソ連)を4機とミグ21を4機、ギニアビサウはミグ17を3機、マリはミグ17Fを5機とミグ21を11機、トーゴはアルファジェット5機とエムブラエル326G(ブラジル)4機をそれぞれ保有している。これに対して、ナイジェリア空軍は、アルファジェット19機からなる飛行隊、ミグ21MFが6機、ミグ21Uが4機、ミグ21B/FRが12機からなる飛行隊、そしてジャガー(フランス、イギリス)15機からなる飛行隊の計3個の飛行隊を擁しており、その航空戦闘能力では他の西アフリカ諸国の追随を許さない。このほか、ナイジェリア空軍は、武装ヘリコプターBo-105D(旧西ドイツ)を15機、大統領飛行小隊としてボーイング727(アメリカ)1機、ファルコン2機、ガルフストリーム(アメリカ)2機、BAe125-1000(イギリス)1機、輸送飛行隊としてロッキード社のC-130H(アメリカ)5機、ドルニエ社のDo-128-6(旧西ドイツ)17機などを保有している(表1参照)<sup>9</sup>。しかし、機体の老朽化と整備不良のために稼働率は極めて低く、また事故が起きやすい状況にある。1999年9月末にも、死傷者こそ出なかったものの、数名の州知事など要人を乗せた空軍機がカノ空港で着陸事故を起こしている。オバサンジョ政権によって新たに空軍参謀長に任命されたアルファ少将は、こうした現有の劣悪な航空能力を近代化するために、空軍が最新戦闘機の新規購入を検討中である旨明らかにしている<sup>10</sup>。

なお、ナイジェリアの主要な空軍基地は、マクルディ、イケジャ、カノ、カドゥナ、エヌグ、ベニンシティ、ポートハーコート等である。

### 4. 兵器調達と防衛産業

独立当初、ナイジェリアは兵器調達の大部分をイギリスからの輸入に依存していた。しかし、ビアフラ内戦中、イギリスが戦争の過度のエスカレーションを防止するという理由でナイジェリア側への一部兵器の供給を拒んだため、ナイジェリアは自国の兵器調達先を多様化する必要性に直面した。特に、創設間もない空軍は、イギリス製やオランダ製の兵器に加えて、旧ソ連製のミグ戦闘機やイリューシン爆撃機、旧チェコスロバキア製のデルフィン空対地攻撃機など社会主義諸国の航空機を大量に調達した<sup>11</sup>)。この結果、これまでにナイジェリアが兵器を輸入したことがある相手国は、イギリス、ブルガリア、中国、旧チェコスロバキア、フランス、イタリア、旧ソ連、アメリカ、旧西ドイツ、オランダ、オーストリア、ブラジルなど極めて多岐にわたるようになった。また、90年代中葉、国際的な制裁下にあったアバチャ軍事政権は、軍事使節団を北朝鮮に派遣し、同国からの兵器調達の可能性を模索したともいわれている<sup>12</sup>。

ナイジェリアの兵器輸入額は、1978-82年の5年間には総額8億4,500万米ドルであったが、つづく83-87年の5年間には15億1,500万米ドルへとほぼ倍増した。しかし、88-92年には3億米ドルへと急速に縮小している<sup>13</sup>。

他方、ナイジェリアには小規模ながら独自の防衛産業も形成されてきた。

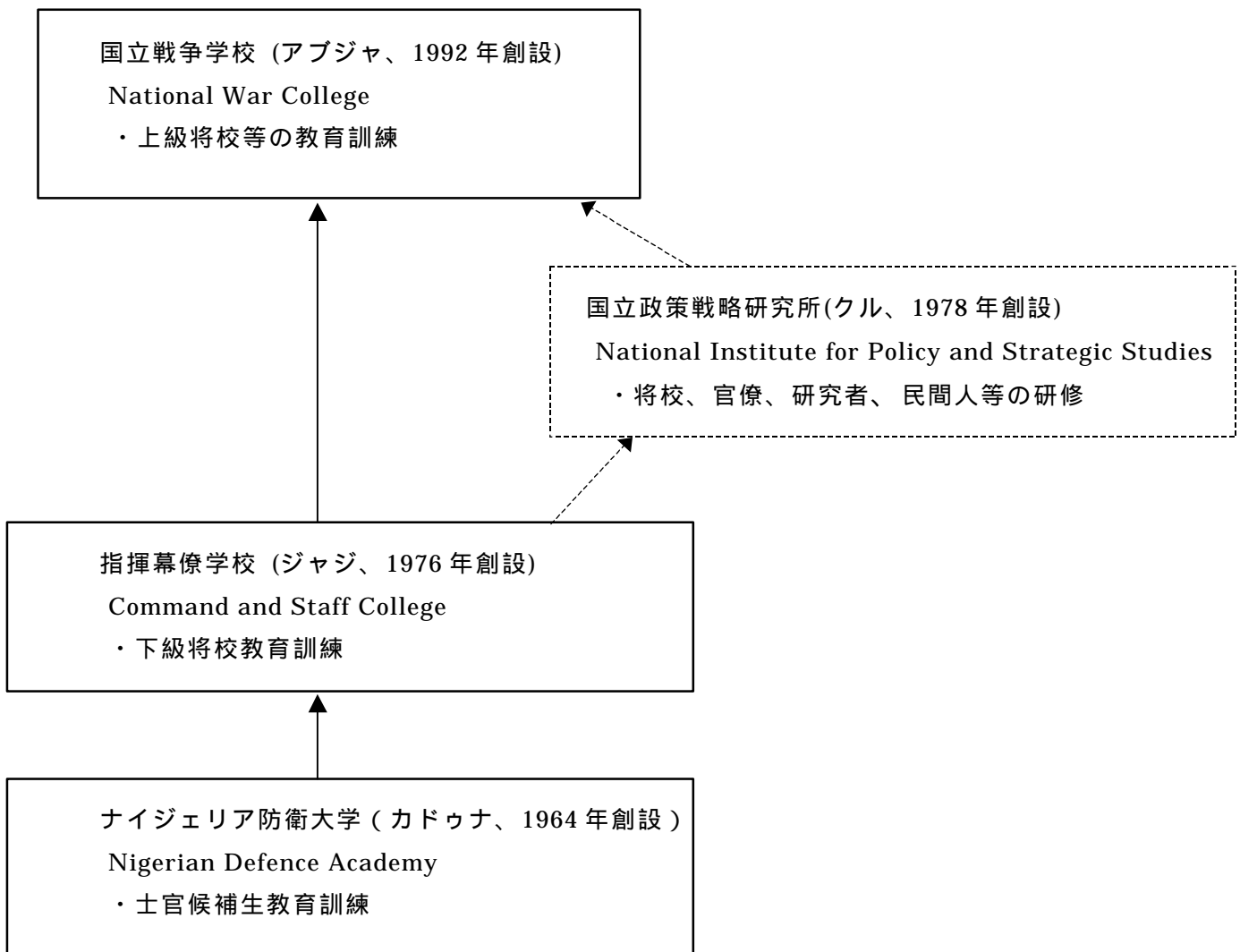
1964年、タファワ・バレワ政権は、のちにナイジェリア防衛産業公社(Defence Industries Corporation of Nigeria: DICON)と呼ばれるようになる国営企業をカドゥナに創設した。DICONは、旧西ドイツとイタリアの専門家の技術協力のもとでライフルとサブ・マシンガンのライセンス生産を行い、内戦中の69年には年間5,000丁のライフルと1万8,000丁のサブ・マシンガンを生産するまでになった<sup>14</sup>。戦後は資金の不足とマネジメント能力の欠如のために、DICONの稼働率は著しく低下した。しかし、77年に陸軍がベルギーのファブリック・ナショナル社の設計・製作によるFALアサルト・ライフルの標準装備を決定すると、78年にナイジェリアは同ライフルのライセンス生産の権利を取得し、80年にはベルギー人技術者の協力によってDICONの生産能力の整備・向上が図られた。83年に生産が開始され、90年にはFALアサルト・ライフル1万5,000丁、GPピストル1万丁、MAGマシンガン1,000丁が生産されるようになった<sup>15</sup>。しかしながら、当初DICONは将来的にはナイジェリア独自の戦車の量産をめざしていたにもかかわらず、いまだに小火器しか量産することができず、その一方で資金不足解消のために、「ダイコン・ソルト」の愛称で親しまれている塩の生産や高級家具の製造を行うなど、防衛産業としてのDICONの現状には課題が多い。

このほかナイジェリアでは、空軍がカドゥナに拠点を置く旧西ドイツ資本の企業の協力をえて、Air Beetleという独自の固定翼機を開発し、1989年に試験飛行を実施した。Air Beetleは単発の2人乗り練習機で、その最大の特徴は通常の自動車用ガソリンで飛行可能なところにある<sup>16</sup>。99年時点で、ナイジェリア空軍は59機のAir Beetleを保有している。

## 5. 教育訓練

ナイジェリアの陸海空軍は、それぞれ独自の職種学校などを有して様々な教育訓練を実施しているが、本項では、特に国軍全体に共通する将校の教育訓練システムについて述べたい(図1参照)。

図1 ナイジェリアにおける将校教育訓練機関



出所) 筆者作成。

ナイジェリアにおける最初の将校教育訓練機関は、1964年にカドゥナに創設されたナイジェリア防衛大学 (Nigerian Defence Academy: NDA) である。NDAはナイジェリア人士官候補生の教育訓練機関として開校されたが、その後アフリカ諸国からの留学生も広く受け入れるようになった。因みに、92年4月にクーデターによって政権の座を追われたシエラレオネのモモ元大統領もかつてナイジェリアのNDAに留学した経験を持ち、そのときの同期生のなかにババンギダ元大統領がいたといわれている<sup>17</sup>。

軍部が長期にわたって政権を担当してきたナイジェリアにおいては、軍人、特に将校になるということは同時に政治権力とそれに付随する経済的富へのアクセスを可能にするということであり、その意味で、士官任官の入り口に位置するNDAは、ナイジェリア「政界」への登龍門としての役割をも果たしてきたといえる。

内戦後、ナイジェリア陸軍は、国軍の急速な拡大に伴う将校の不足やその専門能力の欠如に対応するため、1976年にイギリス陸軍幕僚学校の協力をえてカドゥナ近くのジャジに陸軍指揮幕僚学校 (Army Command and Staff College) を開設した。同校は当初、陸軍将校向けの

5カヶ月半の訓練コースを設けていたが、78年には指揮幕僚学校（Command and Staff College: CSC）へと改称され、次第に海軍や空軍の将校向けコースも設置するようになった。また、CSCの課程には、軍人ばかりか、警察、刑務所、国防省などの関係者も学んでいる。このほか、同校は、ガーナ、ケニア、タンザニア、シエラレオネ、ウガンダ、ジンバブエといったアフリカ諸国からの留学生も広く受け入れており<sup>18</sup>、アジア諸国のなかでは韓国がナイジェリアとの間で軍事交流に関する二国間取極めを結び、韓国人将校1名をCSCに定期的に留学させている<sup>19</sup>。

さらに1978年には、ナイジェリアの様々な分野における指導者の育成と国家戦略の研究を目的とした機関として、国立政策戦略研究所（National Institute for Policy and Strategic Studies: NIPSS）がジョス近くのクルに創設された。NIPSSは特に軍人のための教育訓練機関ではないが、これまで国軍将校、政府高官、研究者、企業家など多くの各界代表者がそのコースに参加し、ナイジェリアの国家戦略に関する様々な研究活動に携わってきた。ババンギダやアバチャもNIPSSの卒業生であり、ナイジェリア労働組合運動の代表的指導者であるオシヨモレもかつてNIPSSで研修を受けた。なお、NDAやCSCが国防省下にあるのに対して、NIPSSは軍人養成機関ではないので、ナイジェリア国際問題研究所（Nigerian Institute of International Affairs: NIIA）と同様に大統領府の管轄下に置かれている。

ババンギダ政権が1992年に創設した国立戦争学校（National War College: NWC）は、ナイジェリアで最上級の軍教育訓練機関である。同校のキャンパスは、当初ラゴスのマリナ地区にある旧外務省庁舎内に置かれていたが、95年にアブジャへと移転された。NWCの目的は、大佐以上の上級将校や局長以上の政府高官に対して、より高度の政策、指揮、幕僚能力を涵養するための教育訓練を施すことにある（カリキュラムの詳細は図2参照）<sup>20</sup>。NWCの第1期生は25名であったが、その後研修生数は次第に増加し、99年9月に入学を許可された第8期生は約70名にのぼる。その内訳は、ナイジェリア陸軍35名、海軍8名、空軍8名、官僚8名、そしてナミビア、タンザニア、アンゴラ、ガーナ、コートジボアール、モザンビーク、チャド、セネガル、ニジェール、ベナンからの留学生各1名である<sup>21</sup>。NWCは、通常のコースに加えて、ナイジェリアのイバダン大学の協力のもと、NWCコース修了者がさらに数カヶ月間イバダン大学で研究を続け、戦略研究の修士号（M.Sc.）を取得できる道を開いている。また、NWCは、アメリカのピッツバーグ大学と共同で平和研究の修士号（M.A.）を授与するための課程づくりを進めている<sup>22</sup>。このほか、NWC内には、平和と紛争管理等に関する調査研究を行い、NWCの教育向上に資することを目的とした平和研究紛争解決センター（Centre for Peace Research and Conflict Resolution）が97年に開設されている。



の無制限飛行、イギリス軍によるカノとラゴスの空港施設の使用などを定めたものであった<sup>23</sup>。イギリスにとって、同協定は、カイロ、トリポリ、ハルツームなどに代わる空軍基地をアフリカ大陸に確保できるというメリットがあった。これに対して、ナイジェリアのタファワ・バレワ連邦首相やアハマド・ベロ北部首相は、国防能力の脆弱な新興国家ナイジェリアが東西対立のなかで中立を維持することは難しいと考え、独立後も引き続きイギリスの傘の下に入ることによって自国の安全保障を確保しようとした。また、タファワ・バレワとベロは、同協定が反政府勢力に扇動された国内騒乱や軍事クーデターを未然に防止し、国内の治安維持と政権の安全保障を図る上でも有効であるとみなしていた。

しかし、同協定がナイジェリア議会で批准されると、タファワ・バレワ政権は、野党、学生組織、労働組合、世論からの強い批判を浴びるようになり、ついに批准からわずか14ヶ月後の62年1月には同協定の破棄を決定する。これに対して、イギリス政府側も、厳しい財政事情のなかでナイジェリアに空軍施設を維持することへの疑問の声が政府内外から強まりつつあったこともあって、結局、防衛協定の破棄に同意した<sup>24</sup>。

アングロ＝ナイジェリア防衛協定は、これまでにナイジェリアが先進諸国と締結した唯一の防衛協定であるが、それはかくも「死産」に終わった。

## 2. 内戦の教訓としてのECOWAS 創設（1970年代）

ビアフラ内戦は、ナイジェリアが独立後直面した最大の国家的危機であるとともに、それまでのナイジェリアの国防政策の在り方に大きな反省を迫る出来事でもあった。

独立直後のナイジェリアは、明確な外的脅威をあまり意識しておらず、したがって明確な国防政策も有してはいなかった。前述したとおり、アングロ＝ナイジェリア防衛協定が極めて短期間のうちに破棄されたのも、その背景にはナイジェリア国内の深刻な政治対立があり、それはナイジェリアの確たる国防政策の一環としてなされた決定ではなかった。ところが、内戦が勃発すると、アフリカ諸国のうちコートジボアール、ガボン、タンザニア、ザンビアがナイジェリアからの分離を主張するビアフラ共和国を承認したほか、フランス、南アフリカ共和国、ポルトガルなどがビアフラ側を支援するという事態が生じた。こうした諸国がビアフラ側を支援した理由はそれぞれ異なる。しかし、ナイジェリアは、このとき初めて、なんらかの政治的あるいは経済的利益を引き出すためにナイジェリアの分裂や弱体化を図ろうとする外部勢力

すなわち、ナイジェリアにとっての外的脅威 が存在することを痛感した。特に、ナイジェリアの政策決定者は、西アフリカのフランス語圏諸国に大きな政治的、経済的、軍事的影響力を有するフランスを自国の安全保障に対する脅威として強く意識するようになった<sup>25</sup>。

内戦前、ナイジェリアは、フランスによるサハラでの核実験に抗議して1961年に同国との国交を断絶していた。その後、両国関係は65年に正常化されたが、ビアフラ内戦が勃発すると、前述のとおり、フランスはビアフラ寄りの立場をとった。また、フランスは、60年代から70年代にかけて、コートジボアール、トーゴ、セネガル、カメルーン、ガボン等と二国間の防衛協定を、またコートジボアール、ベナン、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、ガボン、カメルーン、チャドといったフランス語圏諸国と二国間の軍事技術協力協定を次々と締結していった。そして、こうしたフランスを中心とした「ハブ・アンド・スポーク」（軸と輻）の包囲網に対する危機意識が、70年代以降のナイジェリアにおける国防政策の一

つの重要な基層を形成する。

ナイジェリアは、こうした「包囲網の脅威」を逡減し、西アフリカにおけるフランスの影響力を弱めるために、周辺諸国との善隣政策を促進するとともに、新たな地域自立的な多国間協力関係の枠組みを模索するようになる。こうして誕生したのが ECOWAS である。ECOWAS は、1975 年にナイジェリアとトーゴの外交努力によって創設された地域協力機構であり、現在西アフリカ 156 ヶ国<sup>26</sup>が加盟している。ECOWAS は、第一義的あるいは制度的には経済的な地域協力を促進する経済共同体として創設されたが、第二義的には地域の安全保障に資する地域的枠組みとして機能することがその創設当初から期待されていた。そして、条約調印から 1 年後の 76 年には、ナイジェリアとトーゴが ECOWAS 加盟諸国間における防衛取極めの締結を提案し、こうした働きかけの結果、78 年 4 月には「不可侵に関する議定書」、次いで 81 年 5 月には「防衛における相互援助に関する議定書」がそれぞれ ECOWAS 加盟国間で調印された。不可侵議定書は、相互不可侵や加盟国間の紛争の平和的解決プロセスについて定めたものであった。他方、防衛相互援助議定書は、ECOWAS 加盟国が非加盟国から侵略された場合、加盟国間の紛争が生じた場合、あるいは外部から積極的に維持され支援された国内紛争が生じた場合には、加盟国が提供する部隊で構成される共同体連合軍を必要に応じて紛争に派遣できることを規定したものであった。

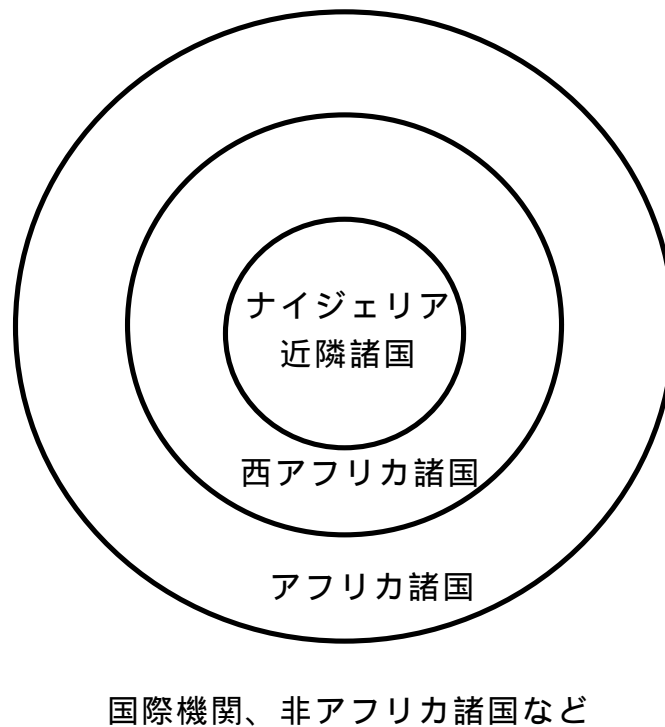
ECOWAS の創設は、少なくともナイジェリアにとって、フランスを中心とした「包囲網の脅威」に対抗するための一つの安全保障政策であったといえる。

### 3 . 同心円理論 (1980 年代)

同心円理論 (concentric circle theory) は、1980 年代中葉、ナイジェリアの対外政策に関わる官僚、研究者、軍人などの間で広く俎上に載せられた概念である。70 年代までのナイジェリアの外交政策目標は、例えばアフリカの統一の促進、全アフリカ諸国の独立と領土的統一の防衛、アフリカの解放の促進といった、ナイジェリアの限られた資源では到底実現不可能な理想的かつ抽象的に過ぎる価値概念で語られることが多かった<sup>27</sup>。これに対して、ブハリ軍事政権は、84 年にナイジェリアの新たな対外政策の指針として同心円理論を提唱した。

同心円理論においては、ナイジェリアの対外政策上の優先順位が国益と結び付けられた同心円の形で示される。すなわち、第一の同心円はナイジェリアの国益上最も重要な自国とその近隣諸国、第二の円は西アフリカ諸国、第三の円はアフリカ諸国全体をそれぞれ意味する。さらに、その外郭部には、アフリカを越えた国際機構や諸国家が位置づけられる。そして、同心円理論は、ナイジェリアの限られた資源をこうした国益に結び付けられた同心円の優先順位に基づいて適切に配分すべきであると説く<sup>28</sup>。

図3 ナイジェリアの同心円理論



同心円理論の支持者であり、指揮幕僚学校研究部長を務めた経歴をもつボットは、同心円理論について次のように語っている。「同心円理論は、もともと国防政策立案を実施可能なレベルにするとともに、多様なレベルの利益に対する重点配分の優先順位を反映させるために作られた戦略として提唱された。しかし、同理論は、より広いアフリカの利益の放棄を擁護しようとするものではない。同理論は、ナイジェリアが、まず自国の領土的境界線、それに隣接する諸国、そして西アフリカ亜地域の安全をそれぞれ確保することなしには、アフリカの安全を保障する責任を担うことはできないし、その後のみ自信をもってアフリカ地域レベルの活動を展開することができる、ということを行っているのである」<sup>29</sup>。

同心円理論は、ナイジェリアの対外政策における優先順位の「高低」を同国との地理的な「遠近」に基づく国益の「大小」と関連づけることで、その対外政策をより明確化・効率化しようとする試みであったといえる。つまり、対象国がナイジェリアに地理的に近ければ近いほど安全保障上の国益に与える影響は大きく、したがって対外政策上の優先順位も高くなる。それは、ただ抽象的で平坦な文言に終始していたそれまでの対外政策目標に優先順位概念を導入したという点で評価できる。しかし、地理的な「遠近」を国益の「大小」へ、そしてさらにそれを対外政策上の優先順位の「高低」へとそのまま置換しようとする同理論は、ある意味で実にわかりやすくはあるが、一国の外交・軍事戦略としてはかなり古典的であり、ときにややシンプルにすぎるとの印象を与える。

#### 4. ECOMOG 派遣 (1990 年代)

ナイジェリアの国防政策にとっての 1990 年代は、まさに ECOMOG の時代であった。ナイ

ジェリアは、89年12月にリベリア内戦が勃発すると、翌90年8月に ECOMOG の主力軍として同内戦に介入し、ガーナ、ギニア、シエラレオネなどの各国軍隊とともに反政府ゲリラ勢力との間で激しい戦闘を断続的に展開した。その後、リベリア内戦は97年7月に終結したが、91年以来内戦が続いていた隣国シエラレオネで97年5月に軍事クーデターが発生すると、それを契機に、ナイジェリアは ECOMOG と称してシエラレオネにも大規模軍事介入し、軍事政権や反政府ゲリラ組織と戦火を交えた。そして、ついに98年2月には、ECOMOG 側がシエラレオネ軍事政権を武力で排除することに成功し、クーデターで失脚したカバー文民大統領を翌月に亡命先から帰国させ、その政権復帰を実現させた。

ECOMOG はナイジェリア軍主導の軍事組織であり、ナイジェリアはピーク時には自国総兵力の約20%にも相当する1万人から1万5,000人の兵力を ECOMOG 主力軍としてリベリアとシエラレオネに展開していた。

なぜ、ナイジェリアはこれほどまでに ECOMOG 派遣に積極的であったのか。当初、ナイジェリアの国内世論には、ナイジェリアが深刻な経済停滞に直面していること、また同国が軍事政権下にあること等の理由を挙げて、ナイジェリアの ECOMOG 参加に反対する声が根強かった。にも関わらず、当時のババンギダ軍事政権がリベリア内戦への介入に踏み切った背景には、およそ以下のような諸理由があった。

まず第一に、ババンギダ大統領がリベリアのドウ大統領と個人的な友好関係を有していたこと。第二に、ナイジェリアでは1990年4月にクーデター未遂事件が起きており、ババンギダ政権は対外的な軍事行動を展開することで軍の綱紀引き締めを強化する必要があったこと。第三に、内戦に巻き込まれたリベリア在留のナイジェリア人や他の西アフリカ諸国の人々の救出作戦を実施する必要があったこと。第四に、ババンギダ軍事政権が、西アフリカの紛争解決に貢献することで国際社会におけるナイジェリアの評価を高めようと図ったこと。第五に、リベリアに介入することで紛争後に同国をナイジェリアの勢力圏内に置くことができると見積もったこと。第六に、ポスト冷戦時代の西アフリカの安全と平和をナイジェリア主導で構築しようとする覇権的思想が働いたこと等である。

他方、アバチャ軍事政権がシエラレオネにおける97年の軍事クーデターを契機に同国の内戦に介入した理由としては、およそ以下の諸点が指摘できよう。まず第一に、シエラレオネの軍事クーデターがリベリア和平の進展に悪影響を与えかねないと判断されたこと。第二に、ナイジェリアがカバー政権を支持し、同大統領の護衛や同国の治安維持のために部隊を派遣していたにもかかわらず、クーデターが発生し、これにアバチャ政権が強く反発したこと。第三に、国際的に非難されていたアバチャ政権が、軍事クーデターで転覆されたカバー大統領を政権復帰させることで、ナイジェリアに対する国際社会からの非難を緩和しようとしたこと等である。

### 第3節 オバサンジョ政権の国軍改革と国防政策の輪郭

#### 1. 国軍改革の4本柱

1999年9月、国立戦争学校の入学式典が挙行され、その席上、アティク副大統領がオバサンジョ大統領の祝辞を代読した。そのなかで、オバサンジョ大統領は、国軍の改革に関する以下のような4項目の政策方針を明らかにしている。

国軍の合理化を継続する。

国軍の装備を充実させるとともに、国軍内の腐敗を減少させる。

軍民関係における弊害を減少させ、国軍を憲法の任務に専心させる。

世界の軍隊、特にアフリカ諸国の軍隊とナイジェリア国軍の関係を構築、修復、強化する<sup>30</sup>。

このように、オバサンジョ政権の国軍改革は、合理化、近代化、専門化、軍事交流・協力の強化という4つの軸で展開されようとしている。

オバサンジョは軍出身であり、国軍内の事情に精通している。その意味で、オバサンジョ政権は国軍改革を比較的实施しやすい立場にあるといえよう。しかし、国軍は長年にわたってナイジェリアの中心的な政治的アクターであったのであり、その組織や体質の抜本的改革は決して容易なことではない。特に、オバサンジョ政権には、こうした国軍の合理化や専門化を進める一方で、軍内部の強い反発や不満を招く恐れのある人事面や待遇面の取扱いにおいて微妙な舵取りが求められよう。

例えば、すでに人事面では、本稿の冒頭で述べたとおり、オバサンジョ政権は、かつて軍市政権下で公職を経験したことがある将校を一斉に退役させるという措置を講じている。これにより、陸軍では少将9名、准将16名、大佐20名、中佐8名、海軍では少将4名、准将6名、大佐10名、空軍では少将2名、准将6名、大佐6名、中佐2名などを含む計93名の将校がオバサンジョ政権成立直後に退役させられた。こうした人事措置の背景には、政治化した将校を排除することによって軍事クーデターを未然に防止し、政軍関係の癒着を断ち切るという目的に加えて、上級将校を退役させることで若手の下級将校に昇進の道を開き、過激な行動に出やすい彼らの不満を緩和するという意図があったものとみられる。

また、オバサンジョ政権は、軍人給与や諸手当の増額とその迅速な支給、兵舎の修繕、新たな制服の支給、装備の充実といった待遇・労働環境面での改善策も講じていくことになる。例えば、アルファ空軍参謀長は、1999年9月にポートハーコート空軍部隊を前に行った演説のなかで、兵員の合理化について触れ、任務に不適切と判断された者は6ヶ月間の事前通告期間を置いた上で空軍から退役させるという基本方針を明らかにした。しかし、同参謀長は、それと同時に、自転車・オートバイ手当の迅速な給付や新たな制服と軍靴の支給等を現役の将校や兵士たちに対して約束することを忘れなかった<sup>31</sup>。

## 2. ECOMOG 撤退

前述したとおり、1999年8月末、オバサンジョ政権は、ECOMOGの主力軍としてシエラレオネ内戦に派遣していた国軍兵士1万人強の段階的撤退に着手した。これは、同年7月上旬にシエラレオネのカバー大統領と反政府組織であるシエラレオネ革命統一戦線のサンコー代表がロメで和平合意に調印し、そのなかで両者が停戦成立後のECOMOGの段階的撤退に合意したことを受けて実施された措置であった。その後9月に入り、ナイジェリア政府は、カバー大統領の要請を受けて国軍の撤退を一時停止したが、間もなく撤退を再開し、10月までに約9000人のナイジェリア部隊をシエラレオネから引き上げた。

10年間にわたる ECOMOG の活動は、ナイジェリアにとって、いわば危険と損失を伴う軍

事的「冒険」であった。ECOMOG は、少なくとも建前上は停戦監視などを行う中立的な平和維持部隊として創設されたが、実際にはリベリアでもシエラレオネでも激しい戦闘を展開し、事実上の紛争当事者と化した。つまり、ECOMOG 主力軍を提供していたナイジェリアは、1990年代の10年間、ある意味で「戦争」状態にあったといえる。ナイジェリア政府は、ECOMOG に派遣した部隊の被害者総数を公表していないが、一説によれば、ナイジェリア軍の「戦死者」の数は1000人以上にのぼるといわれている。また、ナイジェリアは、陸上兵力ばかりか、軍艦や戦闘機といった海上・航空兵力をも投入して爆撃や海上封鎖などを行ったが、こうしたナイジェリアの「戦費」は、シエラレオネ内戦の場合、1日100万米ドルにも達したと推定されている<sup>32</sup>。こうした ECOMOG 活動に要する経費は、ECOWAS 加盟国の分担金から賄われるのではなく、派遣国の自己負担が原則となっており、アメリカなどからの資金援助があったとはいえ、その「戦費」はナイジェリアの財政に重くのしかかった。オバサンジョ政権は、ババンギダ軍事政権のもとで始められ、その後多くの人的、資金的コストをナイジェリアに強いるにいたった ECOMOG という軍事的「冒険」に一応の終止符を打ったのである。

しかし、オバサンジョ政権は、当面 ECOMOG のような大規模な対外的軍事行動を展開することはないとしても、サブ・リージョナルな軍事パワーとして、今後とも西アフリカの安全保障に対してなんらかの貢献を果たしていかなければならないであろう。

いま ECOWAS では、独自の紛争管理メカニズムの創設が模索されている。1997年12月、ECOWAS 諸国首脳は、「紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障のためのメカニズム」の創設に合意した。そして、98年10月、ECOWAS 政府首脳国家元首最高会議において、同メカニズムのドラフト・フレームワークが承認され、現在 ECOWAS 事務局を中心にそのフレームワークを実現するための議定書の策定や事務局側の体制整備が進められている。ドラフト・フレームワークは、西アフリカを4つのゾーンに分け、それぞれに監視所を設けて紛争の早期警戒にあたるモニタリング・システムの導入、98年にブルキナファソで開催された *Kompienga Cohesion 98* のような西アフリカ諸国合同軍事演習の定期的開催、ECOMOG 派遣のための部隊待機取り決めの締結など多岐にわたる提案を行っている<sup>33</sup>。こうした ECOWAS による新たな紛争解決メカニズムが有効に機能するためには、なによりも西アフリカの軍事大国ナイジェリアの積極的なコミットメントが不可欠であろう。

## おわりに

1999年9月上旬、ECOMOG に参加していた約750人のナイジェリア部隊がシエラレオネから帰国した。カドゥナの空港で行われた歓迎式典の席上、ヌウォグウ陸軍大佐がマル陸軍参謀長に代わって兵士たちに対するメッセージを読み上げた。そのなかで同大佐は、まずリベリアとシエラレオネでの3年以上にも及ぶ兵士たちの労をねぎらった上で、兵士たちが海外のミッションに派遣されていた間に、祖国ナイジェリアでは軍事政権から文民政権への歴史的転換がなされたことを力説し、兵士たちに対して新たに誕生した民主的政府への忠誠を強く求めた。「シエラレオネは、諸君にとって過ぎ去ったものとなった」(“Sierra Leone is behind you”)と、ヌウォグウ大佐は語った<sup>34</sup>。そこには、単にシエラレオネでの ECOMOG の活動ばかりか、そうした大規模な海外軍事行動を可能ならしめた軍事政権時代のナイジェリアさえもが確実に過去のものとなった、という意味合いが込められていた。

オバサンジョ政権の国軍改革と新たな国防政策の模索は、まだ始まったばかりである。現時点でその評価を下すことは早計にすぎよう。ナイジェリア国軍が真にプロフェッショナルな軍隊へと改革されるのか、その合理化や近代化はいかに進められるのか、ナイジェリアがECOWASによる地域的紛争解決メカニズムの構築にいかなる貢献をしていくのか、いまはそうした動向をしっかりとみきわめる時期であろう。しかし、ナイジェリアにおける‘military as government’から‘military as military’への変容は、いまようやく確かな胎動を始めつつあるかのようにみえる。

( 落合雄彦 )

注 )

- 1 Joseph P. Smaldone, "National Security," in Helen Chapin Metz, ed., *Nigeria: A Country Study*, Washington, D.C.: Federal Research Division, Library of Congress, 1992, pp.269-270.
- 2 David Killingray, "The British Military Presence in West Africa," in Anthony Clayton and David Killingray, eds., *Khaki and Blue: Military and Police in British Colonial Africa*, Monographs in International Studies, African Series Number 51, Athens, Ohio: Ohio University Center for International Studies, 1989, p.146.
- 3 The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1999-2000*, London: Oxford University Press, 1999, p.270.
- 4 *Ibid.*, p.270.
- 5 "Danjuma explains plan to trim armed forces," *The Guardian*, Lagos, November 9, 1999.
- 6 Smaldone, "National Security," p.271.
- 7 IISS, *The Military Balance 1999-2000*, p.270; Richard Sharpe, ed., *Jane's Fighting Ships*, 102<sup>nd</sup> edition, Surrey, UK: Jane's Information Group Ltd., 1999, p.485.
- 8 Smaldone, "National Security," p.282.
- 9 IISS, *The Military Balance 1999-2000*, pp.270-271.
- 10 "Air Force shops for fighter jets," *The Guardian*, Lagos, September 1, 1999, p.1.
- 11 L. Salawu Aminu, *Nigeria's Weapons Procurement Process: It's Implications for Her Defence Policy*, Monograph Series No. 15, Lagos: Nigerian Institute of International Affairs, n.d., pp.22-28.
- 12 在ナイジェリア大韓民国大使館の趙玲紀駐在武官とのインタビュー（1999年9月3日、ラゴス）。
- 13 Metz, *Nigeria*, p.339; U.S. Arms Control and Disarmament Agency, *World Military Expenditures and Arms Transfers 1993-1994*, Washington, D.C.: U.S. Arms Control and Disarmament Agency, 1995, p.125.
- 14 Aminu, *Nigeria's Weapons Procurement Process*, p.51.
- 15 Smaldone, "National Security," pp.285-286.
- 16 *Ibid.*, p.286.
- 17 Jinmi Adisa, "The Politics of Regional Military Cooperation: the Case of ECOMOG," in M.A. Vogt, ed., *The Liberian Crisis and ECOMOG: A Bold Attempt at Regional Peace*

Keeping, Lagos: Gabumo Publishing Co., p.210.

- 18 Smaldone, "National Security," pp.290-291
- 19 在ナイジェリア大韓民国大使館の趙玲紀駐在武官とのインタビュー（1999年9月3日、ラゴス）。
- 20 National War College, Handbook 1998-99, Abuja: National War College, 1998, pp.10-42.
- 21 "Downsizing continues in military, says Obasanjo," The Guardian, Lagos, September 11, 1999, p.2.
- 22 NWC, Handbook 1998-99, p.44.
- 23 A.E. Ekoko, "The Principles and Practices of Alliance Formation and Nigeria's Defence," in A.E. Ekoko and M.A. Vogt, eds., Nigerian Defence Policy: Issues & Problems, Ikeja, Nigeria: Malthouse Press, 1990, p.131.
- 24 Olatunde J.B. Ojo, "The Making and Termination of the Anglo-Nigerian Defence Pact," in Gabriel O. Olusanya and R.A. Akindele, eds., The Structure and Processes of Foreign Policy Making and Implementation in Nigeria, 1960-1990, Lagos: Nigerian Institute of International Affairs in co-operation with Vantage Publishers International Ltd., 1990, pp.255-274.
- 25 M.A. Vogt, "Nigeria's Defence Policy: An Overview," in A.E. Ekoko and M.A. Vogt, eds., Nigerian Defence Policy: Issues & Problems, Ikeja, Nigeria: Malthouse Press, 1990, pp.96-99.
- 26 ベナン、ブルキナファソ、カボベルデ、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、コートジボアール、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ。なお、原加盟国であったモーリタニアは2000年1月にECOWASからの脱退を表明した。
- 27 Bukar Bukarambe, "International Relations," in Garba Ashiwaju and Olusegun Areola, eds., Nigeria: the First 25 Years, Ibadan: Ibadan University Press, 1995, pp.207-208.
- 28 望月克哉「ナイジェリアの対外関係（1960-85）」、『国際政治』（日本国際政治学会）、第88号、1988年5月、131ページ。
- 29 Vogt, "Nigeria's Defence Policy," p.94.
- 30 "Downsizing continues in military, says Obasanjo," The Guardian, Lagos, September 11, 1999, p.2.
- 31 "Retirement: Six Months Notice for Airmen - Alfa," This Day, Lagos, September 3, 1999, p.3.
- 32 Funmi Oloisakin, "Nigeria Squares up to Democratic Transition," Jane's Intelligence Review, Vol.11, No.5, May 1999, p.41.
- 33 ECOWAS, ECOWAS Mechanism for Conflict, Prevention, Management, Resolution, Peace-Keeping and Security (Draft Mechanism), July 1998.
- 34 "750 Nigerian Soldiers Back from S/Leone," This Day, Lagos, September 3, 1999, p.2.

## 第3章 主要経済政策の指針と展望

### はじめに

1999年5月29日、O.オバサンジョが新大統領に就任し、ナイジェリアはN.アジキウエ政権（1963年10月～66年1月）、S.U.A.シャガリ政権（1979年10月～83年12月）、およびE.シヨネカン政権（1993年8月～11月）に続く独立後4回目の民政（「第四共和制」）に移管した。だが、1980年代初頭以降のナイジェリアでは、「石油グラット」の深刻な影響と歴代軍事政権による経済政策の失敗などが重なり、長期的な経済不況が今日に至るまで続いている。

大きく見て、1980年代以降の歴代政権が経済不況に対して採用してきた処方箋は、国際通貨基金=世界銀行型の「経済の自由化」路線であった。オバサンジョ新政権もまた、基本的にはこの自由化路線を継承するものと考えられるが、はたして、アフリカ最大の石油大国ナイジェリアは、構造的な経済不況から脱却することができるのであろうか。

現時点では、オバサンジョ政権に独自の経済政策の詳細は必ずしも明らかになっていないが、本章では、1999年11月24日に連邦議会国民議会に提案された「2000年度予算案 国民のための予算」<sup>1</sup>を主に検討しながら、同政権の主要経済政策の指針と展望を探ってみたい。

### 第1節 2000年度予算案における主要経済政策の指針

オバサンジョ大統領自身が強調するように、「2000年度予算案 国民のための予算」は、新政権が国民に提示した初の包括的な予算案である。現時点ではまだ連邦議会国民議会の承認を得ていないが、まず、その概要を紹介しておこう。

#### 1. 1999年度の経済概況

予算案の冒頭、過去1年間の経済状況について、おおよそ次のように述べられている。すなわち、前政権による幾つかの経済政策が石油製品の不足など深刻な経済不安を引き起こしてきたが、とりわけ1999年5月までの財政赤字は2500億ナイラ（1999年度予算案では、1～5月の5カ月間で140億ナイラの赤字幅と予測）にも達している。こうした財政赤字は過剰流動性問題を悪化させ、その結果、ナイラの対ドル価値は公設市場で86ナイラから95ナイラへ、平行市場では88ナイラから105ナイラへと下落し、また、物価上昇率も1998年10月の8.9%から99年5月には13%へと上昇した。

政府は低稼働率に悩む現実部門、未整備のままの社会資本、過剰な流動性、増大する失業者などの脆弱な経済体質を引き継いだ。政権発足後の緊急課題として、とりわけ過剰流動性の軽減、石油製品不足の緩和、電力など主要な社会資本の整備を行ってきた。その結果、物価上昇率は1999年8月には10.5%にまで落ち着いてきた。

他方、同年8月、政府は経常支出で1,696億ナイラ、資本支出で401億ナイラ、計2,097億ナイラの補正予算案を連邦議会国民議会に提出したが、これは各々1,133億ナイラと820億ナイラ、計1,953億ナイラに修正されて承認された。この補正予算案はバーレル当たり18ドルの原油価格を想定したものであったが、その後原油価格は1999年9月時点で同17ドルの低水準に留まっている。このため政府は、1999年度末までに大幅な財政赤字を発生させないよう十分

に注意すべきであるとの認識に達している。

こうして、オバサンジョ大統領によれば、政権発足後の5カ月間にマクロ経済の幾つかの領域で好転がみられたものの、ナイジェリア経済はいまなお過度の輸入依存と石油依存、弱体的な製造業と農業、弱体的な民間部門、過重な対外累積債務、非効率的な公共部門、不十分な社会的サービス、増大する失業率などの構造的不均衡を抱えており、2000年度予算案はこうした諸問題を克服するために作成されたことになる。

## 2. 2000年度予算案の課題と戦略

新政権がとりわけ緊急の課題としているのは、インフレの抑制、民間主導型経済の構築、教育および農業部門の発展、そして失業と貧困の緩和であるが、より具体的には以下の8項目が主な政策課題として列挙されている。すなわち、

民間部門による経営の方が望ましい経済活動からの政府の撤退

民間主導型の経済発展のための法的・財政的・金融的環境の整備

主要社会資本の充実

犯罪の防止・察知・規制に関わる法的機関の運営能力の向上

経済活動に関する経費削減のための、誠実性・透明性・責任性の確立

普通基礎教育計画の実施による文盲率の低減

農業生産への金融的支援や各州で最低1品目の特産品の生産奨励を通じた、貧困の緩和と食糧の安定的供給

エイズ対策を含む保健・医療制度の整備を通じた国民の健康増進

である。

予算案における表現によれば、「全てのナイジェリア人が正直で豊かな生活を送ることができるよう、新たな・持続可能な経済機会を開くための予算案」ということになる。

そして、これらの政策課題を実現するための戦略として、以下の10項目が挙げられている。すなわち、

証券取引所に上場されている政府の持株は、当該年度の上半期までに売却する

ホテル、自動車組立、およびその他の製造業における政府の持株は、当該年度内に民間部門に移転する

公益事業とその他の資本集約的企業の民営化は、法的枠組みの整備をもって、当該年度内に実施する

稼働率の向上に向けた原材料の輸入と社会資本の整備に資するため、関税を軽減する

財政赤字は国内総生産の3%以内に抑え、必要時には、歳入の12.5%を上限として立替払いを行う

議会で審議・可決されるであろう反汚職法を厳密に施行する

教育、保健、エネルギー、および農業部門への予算配分を増加させる

債務の返済と削減を確実なものにするため、パリクラブと二国間・多国間交渉を行う

石油以外の鉱業部門への民間投資を誘発するため、地質調査・探査を行う

ナイジャー・デルタ開発委員会を設立し、同地域の経済開発を実施する  
である。

以上にみられるように、オバサンジョ新政権の政策課題は、大きく「民間主導型の経済発展を通じた貧困と失業の緩和」という点に集約することができよう。その実現のための戦略として、とりわけ 政府系企業の民営化、 社会資本の整備・関税の軽減・汚職の追放など、良好な企業環境の構築、 教育・保健・エネルギーなど民生部門の拡充、および 農業部門の復興が強調されている。ただし、これらを含めて、 均衡財政の実現、 財源の多様化、および 対外債務負担の軽減などは、歴代の諸政権が掲げてきた政策課題と大きな違いはない。目新しいといえるのは、独立した政策課題として、産油地域での紛争解決を意識した「ナイジャー・デルタ開発委員会」の設置と「反汚職法」の施行を取り上げている点であろう。

### 3. 2000 年度予算案における歳入と歳出

それでは、こうした政策課題を実現するための予算措置はどうであろうか。

#### (1) 連邦政府歳入

いうまでもなく、ナイジェリアの国家財政を支えているのは石油収入である。新年度予算案では、原油価格をバーレル当たり 18 ドル、原油輸出量を 1 日当たり 183 万 6,000 バレルと予測して、年間 5,729 億ナイラの原油輸出収入と、これに加えて、石油利潤税が 1,000 億ナイラ、ロイヤルティー収入が 1,122 億ナイラ、国内での石油販売収入が 1,878 億ナイラ（1 日当たり 30 万バーレル、輸出価格を適用）、および天然ガス部門の収入が 413 億ナイラ、合計 1 兆 1,014 億 1,000 万ナイラ（上記合計では 1 兆 1,014 億 2,000 万ナイラになるが、原文のまま）の石油・天然ガス収入が見込まれている。これに非石油部門の収入 2459 億ナイラを加えると、新年度の「総収入」は 1 兆 2,600 億ナイラになる。対前年度比では 2748 億ナイラ、27.9%の増加であり、石油・天然ガス部門の収入が総収入に占める比率は 80.5%ということになる。

この 1 兆 2,600 億ナイラの総収入のうち、対外債務返済費、合併事業運営費、および産油地域開発資金などを控除した残りの 7,095 億ナイラが「連邦勘定」として計上され、前政権と同様の配分比率（連邦政府が 48.5%、各州政府が 24.0%、地方政府が 20.0%、および特別基金が 7.5%）に応じて、連邦政府には 3441 億ナイラが配分される。これに、付加価値税収入からの配分 91 億ナイラ（同税収の配分比率は、連邦政府が 15%、各州政府が 50%、および地方政府が 35%）と連邦政府独自の収入 191 億ナイラ（民営化収入 150 億ナイラを含む）などが加わって、「連邦政府歳入」は合計 3,873 億ナイラになる。

#### (2) 連邦政府歳出

これに対して、「連邦政府歳出」は、経常支出で 3,000 億ナイラ、資本支出で 1,700 億ナイラ、合計 4,700 億ナイラ（対前年度比 1,294 億ナイラ、38%増）が計上されている。すなわち、歳入額は 3,873 億ナイラであるから、827 億ナイラ（対 GDP 比で 2.2%）の赤字予算が組まれていることになる。だが、これについては、インフレを昂進させるのではないのかという懸念が残るし、また、歳出全体に占める経常支出の割合が 63.8%と高いのも、「金のかかる政府」という印象をぬぐいきれない。民間の現実部門における生産力の増進という政策課題に鑑みても、やや疑問の残る予算配分であろう。なお、経常支出のうち、公務員給与が 1,700

億ナイラで全体の 56.7%を占めているが、いわゆる「ゴースト・ワーカー」問題に対処するため、新政権は正確な公務員名簿の作成を約束している。その他の主な経常支出先は、国内債務返済費が 700 億ナイラ（経常支出全体の 23.3%）、間接費が 600 億ナイラ（同、20.0%）などとなっている。

他方、総額 1,700 億ナイラの資本支出の主な配分先については、国家優先事業が抱えている債務の返済費と連邦政府の戦略的機関に各々 200 億ナイラ（資本支出全体の各々 11.8%）が計上されているが、2000 年 1 月 1 日をもって、全ての国家優先事業の所轄が関係各省に移転されること、また連邦議会国民議会の承認が得られたならば、同事業関連の債務返済費が 500 億ナイラに増額されることが謳われている。そして、残りの 1,300 億ナイラの資本支出は、連邦政府の優先順位に従って各省庁に配分されるが、貧困の緩和、文盲率の低減、生命・資産の安全が最優先されると述べている。

では、予算配分の詳細はどうであろうか。この点について、部門別の経常・資本支出先を見ると、教育が 403 億ナイラで第 1 位を占めているものの、以下、防衛が 341 億ナイラ、連結歳入基金が 279 億ナイラ、警察が 218 億ナイラ、保健が 166 億ナイラ、電力・鉄鋼が 159 億ナイラ、住宅が 119 億ナイラ、農業・農村開発が 106 億ナイラ、女性・青少年が 62 億ナイラ、および雇用・労働が 14 億ナイラなどとなっている<sup>2</sup>。ナイジェリアの貧困層がとりわけ農村部の女性や子供たちに多いにもかかわらず、農業・農村開発や女性・青少年、および雇用・労働部門への予算配分は、防衛・警察部門などに比べてむしろ冷遇されている。この点、貧困の緩和・雇用機会の創出という政策課題が予算配分に十分には反映されていないといえよう。

#### 4 . 主な経済政策の指針

次に、主な経済政策の指針について見ておこう。

##### (1) 財政政策

予算案では、財政政策の主たる課題は歳入の増加と全体的な経済発展の促進に置かれているが、石油、天然ガス、輸出加工区、非石油鉱物、および農業などの戦略部門は財政上で優遇される、と述べられている。

**関税政策：**省庁間委員会を設立し、関税の軽減に向けた見直しを行う。

**港湾改革：**相対的に高い港湾使用料・手数料の見直しを含めて、港湾業務の改革を行う。

**課税制度：**所得税を軽減すると同時に、付加価値税などの消費税の増収を図る。付加価値税については、現行の一律 5%の税率を維持する。付加価値税の増収に向けて、1999 年度に新設された付加価値税関連の 50 カ所の税務署が新年度には機能し、また課税訴訟を処理する 8 カ所の裁判所の判事が新年の早い時期に就任する。課税対象の拡大のため、幾つかの品目が例外項目から排除されるが、農業関連投入財については、その全てを課税の対象外とする。

**石油利潤税：**随伴天然ガスの開発のために石油会社に与えられてきた税制上の優遇措置は今後も続ける。ただし、過度の優遇措置のために、1,400 億ナイラと予測された 1999 年度の石油利潤税収入が 9 月末時点でわずか 268 億ナイラに留まっており、税制上の当該優遇措置については法令化を進める。

**生産分与契約**：1993年に連邦政府との間で生産分与契約を結んだ石油会社に対しては、適格と認められた資本支出の50%相当分の投資税信用が供与されてきたが、93年以降に同契約を結んだ石油会社に対して同様の信用供与を行うことは適切でない。この点を是正するため、新年度中に石油利潤税法が改定される。

**法人税**：1998年度以降、全ての会社に対して自己査定が義務付けられたが、中小企業の多くはなおこの義務に依拠していない。政府は、新年度にはこの点を指導する。また、税法上の整備が保険業界の発展に追いついていないので、法人税法が近代化の流れに沿って改定される。石油製品の供給については、政府がそれをほぼ独占してきたため、当該部門への民間企業の参入が困難になっている。この点を是正するため、政府は石油製品市場の規制を緩和し、また、国営石油会社に対する原油の供給に際しては、輸出価格を適用する。

以上に見られるように、新政権は、戦略的な民間部門に対する税制上の優遇措置を維持する一方で、とりわけ付加価値税や法人所得税など財源基盤の拡充・強化と不公正課税の是正に取り組もうとしているといえよう。

## (2) 対外債務政策

さて、1999年度には新規の借款を差し控えたため、1998年度末時点の対外債務残高287億7,000万ドルに目立った増加は見られていない。ただし、とりわけパリクラブに対しては、債務返済の遅滞が生じている。

**対外債務の返済**：新年度の対外債務返済額については、財政難ゆえに15億ドルに留める。

**世界銀行からの借入**：政府は、新規借款につき、世界銀行との交渉を公式に再開したが、まだ実現していない。世界銀行の援助の下で計画された証券投資プロジェクトは徐々にその規模を縮小され、現在では9件に留まっている。新年度には、そのうちの4件を発足させる。なお政府は、同プロジェクト以外にも、昨今の財政難に鑑み、新規借款に関する更なる多国間・二国間交渉を行っていく予定である。とりわけ社会資本の整備・拡充と貧困の緩和に関して、政府は世界銀行に資金援助を要請していく。

世界銀行の援助による経済運営能力開発計画、小規模都市・衛生設備計画、民営化技術援助計画、および中等教育計画については、1999年末までに借款交渉を成立させ、2000年の半ばまでに諸計画が実施される。また、新年度には合計7つの計画に対して、総額9098万6,000ドルが融資されるであろう。加えて、IMFからスタンドバイ・クレジットを得られたならば、世界銀行からの資金援助はさらに増額される。

以上に見られるように、新政府はほぼ例年並の対外債務の返済を行いつつ（過去の返済実績は、1997年度が16億4,300万ドル、1998年度が12億7,300万ドル<sup>3</sup>）、他方では、前政権よりも積極的に新規借款を行おうとしているといえよう。

## (3) 貧困対策

予算案の最後で、貧困問題に関しておおよそ次のように述べられている。すなわち、豊かな

天然資源と人的資本があるにもかかわらず、国民の70%以上が貧困ライン以下で生活しているということが、ナイジェリアにおける諸困難の主たる原因である。政府が取り組もうとしている主要な政策課題の一つが、この貧困の緩和である。前政権がこの問題を無視してきたために、恐ろしいまでに貧困が蔓延している。貧困の緩和に向けて、連邦政府、連邦議会国民議会、州政府、そして地方政府が協力せねばならない。将来の10年間に、現実部門の生産が年に10~15%の成長を実現できるならば、ナイジェリアは貧困問題を解決するであろうし、また失敗は許されない。

まず手始めとして、政府は中期的な貧困緩和計画を策定するよう大蔵省に指示する。貧困緩和基金の設立に向けて、IMFとスタンバイ・クレジット交渉がすでに行われており、海外支援に基づく1億ドル規模の同基金が当該年度中に発足するであろう。この貧困緩和基金により、農村の電化、飲料水の供給、女性・青少年開発、基本的な保険・衛生、農業、食糧供給、および教育に関する諸計画が実施される。州政府と地方政府は、個々の計画の策定と実施に完全に参与する。連邦政府の役割は、主として資源を動員することに置かれる。今後3年間、政府はこれらの諸計画に基づく貧困緩和に全力を注ぐ。

以上に見られるように、新政府の貧困対策については、その資金源として基本的には海外からの援助を当てにしていること、また、連邦政府自身よりも州政府と地方政府の役割を重要視している点が注目されよう。

#### 補足：向こう4年間の経済・社会サービス予測

その後、1999年12月4日、連邦執行会議によって向こう4年間の経済・社会サービスに関する予測が出されたので、ここでその概要を紹介しておこう<sup>4</sup>。

まず、市場指向型経済の構築と民間部門の興隆の重要性が強調された後に、利率を現在の二桁台から一桁台に、法人・個人所得税の上限を30%に、また生産的部門に関する関税を10%以下に各々抑えることなど、17項目に及ぶ政策案が提示されている。そして、2003年度までに達成すべき経済・社会指標として、主に次の点が挙げられている。すなわち、

GDP成長率を現在の2.4%から10%にまでに引き上げる

物価上昇率を現在の13%から一桁台に引き下げる

安全な飲料水の利用可能な人口比を現在の30%から50%に引き上げる

電気の利用可能な人口比を現在の30%から50%に引き上げる

電話の利用可能な人口比を現在の30%から40%に引き上げる

識字率を現在の51%から70%に引き上げる

基礎的保健衛生の利用可能な人口比を現在の40%から70%に引き上げる

である。

## 第2節 主要経済政策の展望 連邦政府系企業の民営化政策を中心にして

さて、以上が「2000年度予算案 国民のための予算」のおおよその内容である(なお、オバサンジョ大統領は、前政権が不正に蓄積した資産のうち、1億1,976万8,530ドル[1億ナイラ]の現金と3億2,500万ナイラ相当の物件を回収し、かつ6億ドル以上の資産を凍結したこと

を合わせて報告している)。同予算案には、通常ならば触れられるべき為替政策や貨幣・信用政策の詳細が見当たらないが、それにしても、オバサンジョ大統領自身が自負するように、同案が新政権初の包括的な予算案であることには相違ない。

現時点では、経済政策の全てについて展望するにはあまりにも情報が不足しているので、以下では、「連邦政府系企業の民営化」政策に限定して、過去の歴代政権の実績を振り返りながら、その実現の可能性と問題点を展望してみよう。

## 1. 民営化政策の第1段階（1988年7月～93年3月）

すでに見てきたように、政府系企業の民営化はオバサンジョ政権の「民間主導型経済の構築」にとって要となる重要な政策課題であるが、この民営化政策の発足それ自体は、ババンギダ政権時代（1985年8月～93年8月）の1986年7月～88年6月にかけて実施された「ナイジェリア版構造調整計画」にまで遡ることができる<sup>5</sup>。

民営化政策の背後にある基本的な考え方はそれは、ババンギダ政権を含む歴代政権とオバサンジョ政権ともに同じであるが、政府系企業は非効率であると同時に汚職の温床にもなっている、経済の活性化のためには民間部門の諸資源を有効利用すべきであり、それはまた財政赤字の削減にも繋がる、というものであった。

1988年7月に「民営化・商業化に関する布告第25号」が公布され、同月に民営化の実施母体となる技術委員会（Technical Committee on Privatisation and Commercialisation：以下、TCPCと略記）が大統領府内に設置された。なお、同布告でいう「民営化」とは政府の所有する株式・資産の一部または全ての売却、また「商業化」とは利潤追求に向けた企業組織の改革や政府補助金の削減・廃止を意味する、とされている<sup>6</sup>。

TCPCの報告によると、連邦政府は1990年11月末時点で合計364億6,500万ナイラ（同年度の連邦勘定予算の55%に相当）を各種産業部門に投資しており、また、連邦政府が株式を所有している企業数は574社にも達していた（なお、州政府系企業は合計900社を数えるといわれた）。これらの連邦政府系企業のうち、上記の布告によって民営化、商業化の対象にされたのは各々111社と34社、合計145社であった（表1参照）。

表1 ナイジェリア連邦政府系企業の民営化・商業化<sup>1)</sup>：1993年3月末現在

完全民営化		部分的民営化		完全商業化		部分的商業化	
産業部門	企業数 <sup>2)</sup>	産業部門	企業数 <sup>2)</sup>	産業部門	企業数	産業部門	企業数
保険	14 (13)	開発銀行	4 (1)	石油公社	1	国営鉄道	1
食品・飲料	8 (6)	商業銀行	12 (9)	電信電話公社	1	空港公社	1
製粉	1 (1)	石油製品販売	3 (3)	港湾公社	1	電力公社	1
製塩	2 (2)	鉄鋼	3 (0)	鉱業	2	住宅公社	1
農業・畜産	20 (18)	運輸	2 (0)	保険	3	国営テレビ	1
漁業	2 (2)	肥料	2 (0)	不動産	1	国営ラジオ	1
繊維	3 (2)	自動車組立	6 (0)	その他	1	国営ニュース	1
木工品	2 (0)	製紙	3 (0)			印刷公社	1

建設	4 ( 3)	セメント	5 ( 3)		鉄鋼	2	
運輸	4 ( 4)	精糖	3 ( 0)		機械	1	
観光	4 ( 4)				国立公園	1	
その他	4 ( 2)				河川流域開発公社	11	
					その他	1	
合 計	68 (57)	合 計	43 (16)	合 計	10	合 計	24

(出所) Technical Committee on Privatisation and Commercialisation, The Presidency, Final Report, Vol.I, Lagos, June,1993, pp.11-22 より作成。

(注) 1) 完全民営化：連邦政府の所有する株式の全てが売却される。部分的民営化：同、一部が売却される。完全商業化：連邦政府からの補助金が廃止される。部分的商業化：同、継続される。

2) カッコ内は民営化が完了した企業数。

その後 1993 年 3 月末時点までに、民営化対象企業 111 社のうち、合計 73 社の民営化が実現したが、幽霊会社であるなどの理由から民営化は不必要または不可能と判断された企業が 11 社、戦略的に重要であることなどの理由から商業化が望ましいと判断された企業が 5 社、および民営化が遅延している企業が 22 社であった(章末付表 参照)。

上記 73 社の民営化は、公開または非公開による株式や資産の売却、および経営権の売却によって実現したが、業種別では、農業・畜産会社が 18 社で一番多い。その大半は、TCPC が発足する以前の 1986 年～88 年にかけて、農業省や水資源・農村開発省によってすでに民営化が行われていた会社である。TCPC 発足後の 4 年間で見ると、保険会社が 13 社で最も多く、銀行が 10 社、食品・飲料会社が 6 社でこれに続いている。すなわち、ババンギダ政権時代の民営化は、農業関連部門および金融部門を中心にして行われたのである。また、民営化対象企業の資本構成という観点から見ると、連邦政府は多くの農業関連企業に対して資本金の 100%を出資しているが、逆に、金融関連会社の大半は外資系企業である。これらの外資系企業の多くは、1970 年代に推進された「ナイジェリア化政策」に応じて所有株式の 60%を手放してきた、といういきさつがある。

他方、歴代の軍事政権は、石油部門以外では、鉄鋼、肥料、製紙、精糖、およびセメント部門などを基幹産業と位置付けてきたが、これらのうち、セメントを除いて、いずれも民営化が遅延しているか、または商業化に政策変更されている。また、国营航空や国营船舶などの社会資本関連企業、および自動車組立などの主要製造業の民営化も目標を達していない。さらに、電力、電信電話、鉄道、空港、港湾などの各公社は、民営化ではなく商業化の対象とされていた。

## 2. 民営化政策の中断 (1993 年 4 月～98 年 10 月)

ともあれ、TCPC の活動は、1993 年度をもってひとまず終了した。同委員会自身の説明によれば、現行計画遂行の「基礎固めを行う」ため、1995 年 1 月まで委員会活動を停止し、上記未完了の民営化の遂行するなどの残された業務は、新たに発足する公営企業局 (Bureau for Public Enterprises : 以下、BPE と略記) に引き継がれるというのである。

ここで興味深いのは、1995年1月以降に再開されるであろう「民営化政策の第二段階」に向けて、TCPCが次のような勧告を行っている点である。すなわち、商業化政策は、全ての公的な経済部門で行われるべきである、第一段階で部分的民営化の対象にされた企業は、第二段階では、完全に民営化されるべきである、同じく、完全商業化対象企業は、部分的な民営化が行われるべきである、同じく、部分的商業化対象企業は、完全に商業化されるべきである、および新たに58社が民営化・商業化の対象に付け加えられるべきである、というものである。換言すれば、民営化政策の更なる強化を勧告していたことになるが、上記58社の内訳は、方法別で見ると、完全民営化が17社、部分的民営化が22社、完全商業化が13社、および部分的商業化が6社となっている。また、所轄官庁別では、石油資源省の24社を筆頭に、運輸省と航空省の各4社、鉱業・動力・鉄鋼省、情報省、金融・経済開発省、および教育省の各3社など、16省庁に及んでいる（表2参照）。

表2 TCPCの勧告に見られる民営化政策の第2段階 1)

		部分的民営化		完全商業化		部分的商業化	
産業部門	企業数 2)	産業部門	企業数 2)	産業部門	企業数 2)	産業部門	企業数 2)
開発銀行	5 (1)	石油公社	1	国営鉄道	1	土地開発	1 (1)
商業銀行	13 (1)	電信電話公社	1	空港公社	1	研究機関	4 (4)
石油製品販売	3	港湾公社	1	電力公社	1	運輸	2 (2)
鉄鋼	3	鉱業	3 (1)	住宅公社	1		
運輸	2	保険	3	国営テレビ	1		
肥料	2	不動産	1	国営ラジオ	1		
自動車組立	6	農業	1 (1)	国営ニュース	1		
製紙	3	運輸	2 (2)	印刷公社	2 (1)		
セメント	5	航空	2 (2)	鉄鋼	2		
精糖	3	石油生産	13 (13)	機械	1		
鉱業	1 (1)	その他	3 (2)	国立公園	1		
印刷	2 (2)			河川流域開発公社	11		
石油生産	11 (11)			鉱業	1 (1)		
				開発銀行	5 (5)		
				航空	2 (2)		
				運輸	1 (1)		
				その他	5 (4)		
合計	59 (16)	合計	31 (21)	合計	38 (14)		7 (7)

(出所) Technical Committee on Privatisation and Commercialisation, The Presidency, Final Report, Vol.I, Lagos, June,1993, pp.11-22,81-85 より作成。

(注) 1) 1995年1月以降から実施予定。

2) カッコ内は第2段階で新たに追加された企業数で内数。

こうして、TCPCの勧告に従うならば、民営化政策の第二段階では、合計135社の民営化・商業化が遂行されるはずであった（章末付表 参照）。ところが、ババンギダ政権以降のE. ショネカン（1993年8月～11月）およびS.アバチャ（1993年11月～98年6月）両政権は、民営化政策を中断させたままであった。

### 3. 民営化政策の第二段階（1998年10月以降）

#### (1) アブバカルアブバカル政権による民営化政策の再開

1998年10月1日、アバチャ政権を引き継いだA.アブバカルアブバカル大統領は、独立記念日の演説において、その遂行が遅滞していた14社の第一段階の民営化を完了させると同時に、電信電話公社、電力公社、精油所、および石炭公社などの重要企業を民営化すると発表した<sup>7</sup>。これを受けて、ただし、4社の精油所と石炭公社を除き、同月5日、BPEは19社を対象として株式を公募し、応募の締切りを10月末日に設定すると発表した。同局によると、これらの企業に対して、連邦政府が40%の株式を保有する一方で、同率の40%を技術的・財政的・経営的能力を有する戦略的投資家に割り当て、残りの20%を大衆投資家に公募する、というものであった<sup>8</sup>。

その後、1999年1月までに、48名の戦略的投資家が電信電話公社、電力公社、および肥料会社を中心とする8社に応募したが、これらの民営化対象企業の資産評価や民営化を裏付ける法的整備などが遅れたため、BPEは、当該企業の株式の売却（上記20%分）は2000年以降にずれ込むと発表した<sup>9</sup>。

1999年2月に入ると、BPEは対象企業を19社から国営航空、石炭公社、鉄鋼会社などを含む37社に広げると同時に、外国人を含む51名の技術的・金融的アドバイザーを任命して民営化の実施に乗り出した。ところが同年5月、アブバカルアブバカル大統領は突然BPEを解散し、当時のA.アキグベ副国家主席を議長とする民営化国民会議（National Council on Privatisation：以下、NCPと略記）を新たに発足させた<sup>10</sup>。元来、戦略的に重要な国営企業の民営化は政治的論争を免れえないが、ここに至って、いわば純粋に経済的な観点から民営化を遂行しようとしたBPEと、政治的な配慮からそれに歯止めをかけようとした軍事政権との確執が表面化したのである。

#### (2) オバサンジョ政権下で予想される民営化政策

オバサンジョ大統領は、こうした複雑な背景の下で民営化政策を引き継ぐことになったわけであるが、就任1カ月後間の1999年6月30日に民営化政策の遂行を明言しており<sup>11</sup>、また新年度予算案でもそれを強調していたことは見てきた通りである。

新政権による民営化政策の詳細はなお不明であるが、現時点で入手しえた幾つかの情報を整理すると、同政権は「民政化の第2段階」を三つの局面に分けて実施する模様である<sup>12</sup>。すなわち、1999年12月末までに、セメント5社、石油製品販売2社、国営航空、開発銀行、商業銀行、および保険会社が各々1社が民営化される、その後第二局面では、ホテル、自動車組立会社が民営化される、および第三局面では、電力公社、電信電話公社、肥料会社、および精油会社が民営化される、というものである。すでに述べてきた過去のいきさつや、オバサ

ンジョ政権の民営化に対する意気込みなどを考慮すると、恐らく、合計 37 社ほどの連邦政府系企業が今後民営化されていくものと予想される（表 3 参照）。

では、はたして新政権は、こうした民営化政策を実りあるものとして遂行できるのだろうか。すでに触れてきたが、そこには幾つかの困難な問題があると考えられる。まず第 1 に、とりわけ戦略的企業の民営化に関して、国民的な合意を取り付ける必要がある。仮に軍部の発言を抑えきれたとしても、雇用の削減に繋がりにくい民営化に対しては、労働組合の反発が残る。実際、ナイジェリア労働組合は、1999 年 12 月に入り、石油、鉄鋼、教育、および保健保険衛生など戦略的部門の民営化に対しては反対することを表明しているし、他方、電力公社や電信電話公社の民営化については、財界や学界の間で賛否両論がある<sup>13</sup>。第 2 に、とりわけ国营基幹産業の業績が壊滅的ともいえる状況下において（表 4 参照）、魅力的な公募価格が付けられず、従って、株式の売却が目標を達成しないという事態が起こりうる。現実には、「民営化の第一段階」が遅滞した理由の一つはここにあった。第 3 に、これと関連して、民営化対象企業の正確な資産評価も相当に厄介な問題であり、このため、公募価格の提示が遅れる企業が出てくることも予想される。第 4 に、既存の株式市場の吸収能力には限界がある。例えば、電力公社と電信電話公社 2 社が公募する予定の株式数だけで、ラゴス証券取引所に上場されている 190 銘柄のそれを上回るとも言われている<sup>14</sup>。第 5 に、企業によっては、民営化の前に組織替えを行う必要がある。例えば、電力公社の場合には、8 社の発電会社、15 社の配電会社、および 1 社の敷設会社に分割することが予定されているが、その遂行にもある程度の時間が必要であろう<sup>15</sup>。

このように、新政権下での民営化政策には幾つかの障壁——それは、ババンギダ政権以来、継承されてきた障壁である——があると考えられるが、ただし、同政策は開始されたばかりであり、現時点でその成否を占うのは時期尚早というべきであろう。むしろ、今後の成り行きを見守りたい。

（室井義雄）

表3 オバサンジョ政権下で民営化が予想される連邦政府系企業

企業名	連邦政府 出資比率 (%)*	企業名	連邦政府 出資比率 (%)*
1.銀行・保険(5社)		Leyland Nig.Ltd.	35.0
FSB International Bank	53.9	Nig.Truck Mfg.Co.Ltd.	35.0
Afribank Nig.Plc.	50.0	Peugeot Automobil of Nig.Ltd.	35.0
NAL Merchant Bank Plc.	20.5	Steyr Nig.Ltd.	35.0
IMB Merchant Bank	n.a.	Volkswagen of Nig.Ltd.	35.0
Assurance Bank	n.a.	8.製紙(3社)	
2.石油製品販売(3社)		Nig.Paper Mills Ltd.	100.0
Unipetrol Nig.Plc.	100.0	Nig.Newsprint Mfg.Co.Ltd.	90.0
African Petroleum Plc.	60.0	Nig.National Paper Mfg.Co.Ltd.	64.0
National Oil & Chemical Marketing Co.	60.0	9.精糖(1社)	
3.石油精製(4社)		Savannah Sugar Co.Ltd.	75.4
Kaduna Refining & Petrochemical Co.Ltd.	100.0	10.セメント(5社)	
Port Harcourt Refining Co.	100.0	Ashaka Cement Co.Ltd.	72.0
Warri Refining & Petrochemical Co.	100.0	Cement Co.of Northern Nig.Ltd.	60.0
Ememe Petrochemica Co.Ltd.	100.0	Benue Cement Co.Ltd.	53.9
4.鉄鋼(3社)		Calabar Cement Co.Ltd.	40.0
Jos Steel Rolling Mill	100.0	West African Portland Cement Co.Ltd.	16.6
Katsina Steel Rolling Mill	100.0	11.ホテル(2社)	
Oshogbo Steel Rolling Mil	100.0	Festac 77 Hotel Plc.	100.0
5.運輸(1社)		Nig.Hotels Ltd.	47.5
Nigeria Airway Ltd.	100.0	12.電信電話(1社)	
6.肥料(2社)		Nigerian Telecommunications	100.0
National Fertilizer Co.Nig.Ltd.	100.0	13.電力(1社)	
Nig.Superphosphate Fertilizer Co.Ltd.	70.0	National Electric Power Authority	100.0
7.自動車組立(6社)			
Anambra Motors Mfg.Co.Ltd.	35.0		

(出所) 筆者作成。

(注)\* 出資比率は民営化の第1段階以前のもの。

表4 ナイジェリアの国営基幹産業の稼働率：1998年

部門・企業（プロジェクト）名	立地都市	製品	生産高	稼働率（％）
1.石油化学				
Kaduna Refining and Petrochemical Co.Ltd.	Kaduna	石油製品	休業中	0.0
Port Harcourt Refining Co.	Port Harcourt	石油製品	6.90 m.t.	54.6
Warri Refining and Petrochemical Co.	Warri	石油製品	*	*
Eleme Petrochemical Co.Ltd.	Eleme	石油製品	0.26 m.t.	n.a.
上記計		石油製品	7.16 m.t.	32.1
2.液化天然ガス				
Nigerian Liquefied Natural Gass	Bonny	（建設中）	-	-
3.肥料				
Federal Super-Phosphate Fertilizer Co.	Kaduna	肥料	n.a.	n.a.
National Fertilizer Co.of Nigeria	Onne	肥料	n.a.	n.a.
上記計		肥料	396,186 t.	25.1
4.製鉄				
Ajaokuta Steel Co.	Ajaikuta	（建設中）	-	-
Delta Steel Co.	Aladia	鋼鉄製品	1,678 t.	0.04
Oshogbo Steel Rolling Mill	Oshogbo	鋼鉄製品	n.a.	n.a.
Jos Steel Rolling Mill	Jos	鋼鉄製品	n.a.	n.a.
Katsina Steel Rolling Mill	Katsina	鋼鉄製品	n.a.	n.a.
上記計		鋼鉄製品	5,785 t.	0.9
5.機械				
Nigerian Machine Tools Ltd.	Oshogbo	機械リース	5.98 m.ナイラ	25.0
6.製紙				
Nigerian Paper Mill	Jebba	紙製品	休業中	0.0
Nigerian Newspaper Mfg.Co.	Oku Iboku	紙製品	休業中	0.0
Iwopin Pulp and Paper Co.Ltd.	Iwopin	紙製品	78 t.	n.a.
7.精糖				
Nigerian Sugar Co.Ltd.	Bauchi	砂糖	1,961 t.	5.0
Savannah Sugar Co.	Numan	砂糖	休業中	0.0
Sunti Sugar Co.	Mokwa	砂糖	休業中	0.0
8.セメント				
West African Portland Cement Plc.	Lagos	セメント	n.a.	n.a.
Benue Cement Co.Plc.	Gboko	セメント	n.a.	n.a.
Ashaka Cement Co;	Bauchi	セメント	休業中	0.0
Nigerian Cement Co.	Nkalagu	セメント	n.a.	n.a.
Cement Co.of Northern Nigeria	Sokoto	セメント	n.a.	n.a.

Bendel Cement Co.Ltd.	Okpella	セメント	n.a.	n.a.
Calabar Cement Co.Ltd.	Calabar	セメント	n.a.	n.a.
上記計		セメント	1.64 m.t.	38.1

(出所) Central Bank of Nigeria, Annual Report and Statement of Accounts, Lagos, 1998,  
pp.110-115 より作成。

(注) \* ポートハーコート第1精油所の数値に含まれる。なお、同第2精油所は休業中。

注)

- 1 "Budget 2000 : People's Budget," *Vanguard*, Lagos, 26, November 26, 1999,
- 2 "Budget 2000 : Very Little For The Poor," *Vanguard*, Lagos, 27, November 27, 1999.
- 3 Central Bank of Nigeria, *Annual Report and Statement of Accounts*, Lagos, 1997, 1998.
- 4 "FEC okays 4-year economic blueprint," *Vanguard*, Lagos, 9, December 9, 1999.
- 5 室井義雄「ナイジェリアにおける構造調整計画」(『日本労働研究雑誌』第33巻第1号、1993年1月、20~33頁所収)。
- 6 室井義雄「ナイジェリアにおける構造調整計画とその課題 財政危機と連邦政府系企業の民営化を中心にして」(日本国際問題研究所『アフリカ諸国の「国家建設」と課題』1997年6月、79~97頁所収)。
- 7 "Guidelines on Privatisation and Commercialisation of Government Enterprises," *Abuja Mirror*, Abuja, March 3-9, 1999.
- 8 Economic Intelligence Unit, *Country Report : Nigeria*, London, 4<sup>th</sup> quarter, 1998, November, 1998, pp.19-20.
- 9 *Ibid.*, 1<sup>st</sup> quarter, 1999, February, 1999, pp.21-22.
- 10 *Ibid.*, 2<sup>nd</sup> quarter, 1999, April, 1999, pp.24-25.
- 11 *Ibid.*, 3<sup>rd</sup> quarter, 1999, July, 1999, p.26.
- 12 "Government privatises 11 firm in first phase next year," *Guardian*, Lagos, 26, October 26, 1999,
- 13 "NLC insists on non privatisation of refineries," *Vanguard*, Lagos, 7, December 7, 1999.
- 14 "Legal and other institutional framework for the privatisation of Nigerian utilities," *Vanguard*, Lagos, 6, May 6, 1999.
- 15 Economic Intelligence Unit, *op.cit.*, 4<sup>th</sup> quarter, 1998, November, 1998, p.20.

章末付表 ナイジェリア連邦政府系企業の民営化：1993年3月末時点

業名	連邦政府 出資比率 (%)	売却株式数 (1,000)	売却価額 (1万ナイラ)	民営化の方法	民営化の 進捗状況 (備考)
.部分的民営化(43社)					
1. 開発銀行(4社)					
Federal Mortgage Bank of Nig.	100.0				方針変更 (商業化へ変更)
Nig. Industrial Dev. Bank Ltd.	100.0				方針変更 (商業化へ変更)
Nig. Bank for Commerce & Industry Ltd.	100.0				方針変更 (商業化へ変更)
FSB International Bank	53.9	120,000	8,400	株式売却(公開)	完了
2. 商業銀行(12社)					
International Merchant Bank Nig. Plc.	60.0	100,800	9,122	株式売却(公開)	完了
Nig. Arab Bank	60.0			株式売却(公開)	未完了
Nig. Merchant Bank	60.0			株式売却(公開)	未完了
Union Bank of Nig. Plc.	51.7	164,063	16,406	株式売却(公開)	完了
Savannah Bank of Nig. Plc.	51.3	53,789	5,379	株式売却(公開)	完了
Continental Merchant Bank	51.0			株式売却(公開)	未完了
AfriBank Nig. Plc.	50.0	225,000	27,000	株式売却(公開)	完了
United Bank for Africa Plc.	45.8	91,528	16,475	株式売却(公開)	完了
First Bank of Nig. Plc.	44.8	72,238	14,448	株式売却(公開)	完了
NAL Merchant Bank Plc.	20.5	25,872	7,762	株式売却(公開)	完了
Allied Bank Plc.	17.0	25,500	1,530	株式売却(公開)	完了
Merchant Bank of Africa Nig. Plc.	5.0	2,121	636	株式売却(非公 開)	完了
3. 石油製品販売(3社)					
Unipetrol Nig. Plc.	100.0	48,000	9,600	株式売却(公開)	完了
African Petroleum Plc.	60.0	17,280	3,283	株式売却(公開)	完了
National Oil & Chemical Marketing Co.	60.0	16,800	3,360	株式売却(公開)	完了
4. 鉄鋼(3社)					
Jos Steel Rolling Mill	100.0				未完了
Katsina Steel Rolling Mill	100.0				未完了
Oshogbo Steel Rolling Mil	100.0				未完了
5. 運輸(2社)					
Nigeria Airway Ltd.	100.0			株式売却(公開)	未完了
Nigeria National Shipping Line Ltd.	100.0				未完了
6. 肥料(2社)					

National Fertilizer Co.Nig.Ltd.	100.0				方針変更 (商業化へ変更)
Nig.Superphosphate Fertilizer Co.Ltd.	70.0				方針変更 (商業化へ変更)
7.自動車組立(6社)					
Anambra Motors Mfg.Co.Ltd.	35.0			株式売却(公開)	未完了
Leyland Nig.Ltd.	35.0			株式売却(公開)	未完了
Nig.Truck Mfg.Co.Ltd.	35.0			株式売却(公開)	未完了
Peugeot Automobil of Nig.Ltd.	35.0			株式売却(公開)	未完了
Steyr Nig.Ltd.	35.0			株式売却(公開)	未完了
Volkswagen of Nig.Ltd.	35.0			株式売却(公開)	未完了
8.製紙(3社)					
Nig.Paper Mills Ltd.	100.0				未完了
Nig.Newsprint Mfg.Co.Ltd.	90.0				未完了
Nig.National Paper Mfg.Co.Ltd.	64.0				方針変更 (民営化は不要)
9.精糖(3社)					
Sunti Sugar Co.Ltd.	90.0				方針変更 (民営化は不要)
Savannah Sugar Co.Ltd.	75.4				未完了
Lafiagi Sugar Co.Ltd.	70.0				方針変更 (民営化は不要)
10.セメント(5社)					
Ashaka Cement Co.Ltd.	72.0	32,500	3,900	株式売却(公開)	完了
Cement Co.of Northern Nig.Ltd.	60.0	72,000	7,200	株式売却(公開)	完了
Benue Cement Co.Ltd.	53.9	47,335	4,260	株式売却(公開)	完了
Calabar Cement Co.Ltd.	40.0			株式売却(非公開)	未完了
Nig.Cement Co.Ltd.	10.7				方針変更 (民営化は不要)
I.完全民営化(68社)					
1.保険(14社)					
Niger Ins.Co.Pl.c.	100.0	6,800	884	株式売却(公開)	完了
American International Ins.Co.Pl.c.	49.0	3,920	647	株式売却(公開)	完了
British-American Ins.Co.Pl.c.	49.0	3,920	431	株式売却(公開)	完了
NEM Ins.Co.Nig.Pl.c.	49.0	784	90	株式売却(公開)	完了
Prestige Ass.Co.Pl.c.	49.0	2,940	338	株式売却(公開)	完了
Sun Ins.Nig.Pl.c.	49.0	1,176	147	株式売却(公開)	完了
United Nig.Ins.Co.Pl.c.	48.8	14,640	1,757	株式売却(公開)	完了

Royal Exchange Ass.Nig.Plc.	47.0	10,152	1,059	株式売却（公開）	完了
Crusader Ins.Co.Plc.	45.5	1,960	255	株式売却（公開）	完了
The United Nig.Life Ins.Co.Ltd.	42.5	679	61	株式売却（公開）	完了
Law Union & Roch Ins.Co.of Nig.Plc.	39.1	3,910	371	株式売却（公開）	完了
West African Provincial Ins.Co.Plc.	33.4	668	73	株式売却（公開）	完了
Guinea Ins.Co.Plc.	24.8	1,879	150	株式売却（公開）	完了
Mercury Ass. Co.Ltd.					（ 民営化は不要） 方針変更

2. 食品・飲料（ 8 社 ）					
National Grains Production Co.	100.0		3,199	資産売却（公開）	完了
National Root Crops Production Co.Ltd.	100.0		1,454	資産売却（公開）	完了
National Fruit Co.Ltd.	100.0				（ 民営化は不要） 方針変更
Nig.Beverages Production Co.Ltd.	100.0		413	資産売却 * 株式売却（非公 開）	完了
West African Distillers Ltd.	100.0	4,000	232		完了
Nig.Yeast & Alcohol Mfg.Ltd.	51.0	4,590	321	株式売却（公開）	完了
Nig.Yeast & Alcohol Mfg.Ltd.					（ 民営化は不要） 方針変更
North Brewery Ltd.	50.0	7,500	900	株式売却（非公 開）	完了
3. 製粉（ 1 社 ）					
Flour Mills of Nig.Plc.	24.0	7,800	624	株式売却（公開）	完了
4. 製塩（ 2 社 ）					
National Salts Co.Ltd.	100.0	14,110	988	株式売却（公開）	完了
New Nig.Salt Co.Ltd.	100.0	33,000	4,500	株式売却（非公 開）	完了
5. 農業・畜産（ 20 社 ）					
Bauchi Meat Factory	100.0		480	資産売却 *	完了
Kaduna Abattoir & Cold Meat Market	100.0			資産売却 *	完了
Kano Abattoir Co.Ltd.	100.0			資産売却 *	完了
Manchok Cattle Ranch	100.0		27	資産売却 *	完了
Mokwa Cattle Ranch	100.0			資産売却 *	完了

Minna Pig Farm	100.0			資産売却 *	完了
National Animal Feed Co.Ltd.	100.0			資産売却 *	完了
National Livestock Production Ltd.	100.0			資産売却 *	完了
National Poultry Production Co.Ltd.	100.0		991	資産売却 *	完了
Nig.Ranches Co.Ltd.	100.0			資産売却 *	完了
Poultry Production Units	100.0			資産売却 *	完了
Sokoto Integrated Livestock Co.Ltd.	100.0			資産売却 (公開)	完了
Umahia Pig Farm	100.0		12	資産売却 *	完了
Madara Dairy Co.Ltd.	100.0			資産売却 *	完了
Nig.Dairies Co.Ltd.	100.0			資産売却 *	完了
Nig.Food Co.	100.0		81	資産売却 *	完了
Ore Irele Oil Palm Co.Ltd.	60.0	25,138		株式売却 (公開)	未完了
Okomu Oil Palm Co.Ltd.	46.8	25,606	2,323	株式売却 (公開)	完了
Ayip Eku Oil Palm Plc.	40.0	23,077	1,497	株式売却 (公開)	完了
Ihechiowu Oil Palm Co.Ltd.	28.7	745		株式売却 (公開)	未完了
6. 漁業 ( 2 社 )					
Nig.National Shrimp Co.	100.0		2,500	資産売却 (公開)	完了
Nig.National Fish Co.	66.0		12,499	資産売却 (公開)	完了
7. 繊維 ( 3 社 )					
Aba Textile Mills Plc.	40.0	24,360	1,827	株式売却 (公開)	完了
Nichemx Industries Ltd.		900	846	株式売却 (非公開)	完了
Specomill Nig.Ltd.					( 民営化は不要 ) 方針変更
8. 木工品 ( 2 社 )					
Nig.Romanian Wood Industries Ltd.	25.8			株式売却 (非公開)	未完了
South East Romanian Industries Ltd.	18.3			株式売却 (非公開)	未完了
9. 建設 ( 4 社 )					
Road Construction Co.Nig.Ltd.	100.0				( 民営化は不要 ) 方針変更
Opobo Boatyards	70.0			株式売却 (非公開)	完了
Impresit Bakolori Nig.Plc.	60.0	8,400	588	株式売却 (公開)	完了
Nig.Engineering Construction Co.Ltd.	60.0	10,800	2,592	株式売却 (非公開)	完了

10.運輸（4社）					
Central Water Transportation Co.Ltd.	100.0		2,021	資産売却（公開）	完了
Motor Engineering Services Co.Ltd.	100.0		22	資産売却（公開）	完了
National Cargo Handling Ltd.	100.0		370	経営権譲渡	完了
National Freight Co.	100.0			資産売却 *	完了
11.観光（4社）					
Durbar Hotels Plc.	100.0	36,542	9,000	株式売却（公開）	完了
Festac 77 Hotel Plc.	100.0	103,938	600	株式売却（公開）	完了
Tourist Co.of Nig.Ltd.	100.0	55,240	49,318	株式売却（公開）	完了
Nig.Hotels Ltd.	47.5	36,372	33,222	株式売却（公開）	完了
12.その他（4社）					
Giant Cold Store,Kano	100.0			資産売却 *	完了
National Film Distribution Co.	100.0				（民営化は不要）
Electricity Meter Co.of Nig.Ltd.	7.7	2,700	1,180	株式売却（非公開）	完了
Nig.Film Corp.					（民営化は不要）
計（111社）		1,593,072	371,862		

（出所）Technical Committee on Privatisation and Commercialisation, The Presidency, Final Report, Vol.I, Lagos, June,1993, pp.22-46,71-77 より作成。

（注）\* 1988 年以前に民営化が行われた企業で、資産売却の公開・非公開の区別は不明。

章末付表 II 民営化政策の第 2 段階における連邦政府系対象企業

民営化		商業化	
	連邦政府 出資比率 (%)		連邦政府 出資比率 (%)
I.完全民営化（16社）		I.完全商業化（14社）	
1.鉱業・動力・鉄鋼省		1.大統領府	
Nig.Bricks & Clay Production Ltd.	100	Federal Urban Mass Transit Programme	100
2.情報省		2.鉱業・動力・鉄鋼省	
New Nig.Newspapers Ltd.	100	Nig.Uranium Mining Co.	100
Daily Times of Nig.Plc.	40	3.雇用・労働生産性省	
3.工業省		National Directorate of Employment	100
ICON Merchant Bankers Ltd.	100	4.金融・経済開発省	

4.石油資源省		Nig.Export & Import Bank	100
Schlumberger Wire Line Co.	40	National Economic Recovery Fund	100
Flopetrol Nig.Ltd.	35	Peoples Bank Nig.Ltd.	100
Dowell Schlumberger Nig.Ltd.	35	5.教育省	
Forex Nig.Ltd.	35	National Publishing & Printing Co.	100
Key Drill Nig.Ltd.	35	6.通信省	
Baroid Nig.Ltd.	35	Nig.Postal Ltd.	100
Dresser Nig.Ltd.	35	7.農業・天然資源省	
Solus Schall Nig.Ltd.	35	Nig.Agricultural Cooperation Bank	100
ACM Nig.Ltd.	35	8.大蔵省	
Baker Nig.Ltd.	35	Urban Development Bank	100
DCP Ltd.	35	9.航空省	
5.大蔵省		Nig.College of Aviation Technology	100
Federal Mortgage Finance Ltd.	100	Federal Civil Aviation Authority	100
II.部分的民営化(21社)		10.文化・社会福祉省	
1.鋁業・動力・鉄鋼省		National Theatre	100
Aluminum Smelting Co.of Nig.	100	National Gallery of Modern Art	100
2.情報省		II.部分的商業化(7社)	
Nig.Film Corp.	100	1.大統領府	
3.国防省		National Land Development Authority	100
Defence Industries Corp.	100	2.予算・建築省	
4.農業・天然資源省		Nig.Institute of Social & Economic Research	100
National Center for Agri.Mechanisation	100	Centre for Management Development	100
5.運輸省		3.教育省	
National Clearing & Forwarding Agency	100	Science Equipment Centre	100
Government Coastal Agency	100	Language Centre	100
6.石油資源省		4.運輸省	
Nigerian Petroleum Development Co.	100	National Maritime Authority	100
Integrated Data Services	100	Niger dock Co.Ltd.	100
Petroleum Products Marketing Co.Ltd.	100		
Nig.Gas Co.Ltd.	100		
Warri Refinery & Petroleum Co.Ltd.	100		
Kaduna Refinery & Petroleum Co.Ltd.	100		
Port Harcourt Refinery Co.Ltd.	100		
International Trading & Marketing Co.Ltd.	100		
Nig.LNG Co.	100		
Eleme Petrochemicals Co.Ltd.	100		

Calson Bermuda Ltd.	100		
Hyson Nig.Ltd.	100		
National Eng.& Tech.Co.Ltd.	100		
7.航空省			
Nig.Aviation Cargo Handling Co.	60		
International Airport Consultants Ltd.	100		
合 計 ( 37 社 )		合 計 ( 21 社 )	

(出所) Technical Committee on Privatisation & Commercialisation, Final Report, Vol.I, Lagos, June,1993,  
pp.81-85,100-101 より作成。

## 第4章 エネルギー・セクターの動向と展望

### はじめに

1999年8月7日、オバサンジョ政権は、議会において2,328,097億ナイラの補正予算案を提出した。この財源は、国際原油価格の回復に伴う石油収入の増加によるものであり、それはナイジェリア経済が98年初頭から続いてきた石油収入の大幅な減少とそれに伴う緊縮財政から回復しつつあることを意味している。オバサンジョ政権にとって、こうした国際油価の復調による石油収入増や大水深油田の相次ぐ発見、天然ガス産業の急速な発展は大きな好材料であるが、他方で石油産出地地域住民の権利要求運動の激化や国内エネルギー供給の問題等は、大きな政治的・経済的不安定要因となっている。

21世紀を目前に控え、民意によって選出されたオバサンジョ政権にとって、最も重要な政策課題は経済安定化と国民生活の向上であるが、これはエネルギー・セクターの安定的な発展無くして達成できるものではない。また、基幹産業であるエネルギー・セクターの動向は、ナイジェリアの経済安定化のみならず政治の安定化、ひいては地域の安定化にも重大な影響を及ぼすものでもある。

本章では、こうしたエネルギー・セクターの動向を概観しつつ、新政権の今後の課題について考察したい。

### 第1節 エネルギー・セクターの現状

#### 1. ナイジェリア経済におけるエネルギー・セクターの位置

ナイジェリアは、外貨獲得の95%、連邦政府財政収入の70%、国内総生産(GDP)の36.5%を石油産業に大きく依存する典型的なモノカルチャー経済構造の国であり、輸出によって得た外貨を国内開発等に費やさざるを得ない資本高吸収国でもある。また、多額の対外債務支払いにも、こうした石油収入による外貨が充てられている。このような石油収入に大きく依存する経済・財政構造は、裏を返せば、国際原油価格に翻弄されやすい脆弱な国家運営を規定されているということでもある。実際、1997年末から98年末にかけての国際油価の低迷と、石油輸出国機構(OPEC)での三度にわたる生産割当量の削減合意(計37.3万バレル/日)による石油収入の大幅な減少は、ナイジェリア経済に深刻な影響を与え、歳入算出の根拠となる国際原油価格を\$9/バレルとする99年度予算は、例年にない緊縮予算となった。99年第2四半期以降現在にいたる国際原油価格の上昇を受け、99年下半期には大型の補正予算が編成されるにいたったが、ここ2、3年間の予算動向は、国際原油価格に大きく左右されるナイジェリア経済を如実に表している。また、脆弱なナイジェリア経済・財政構造にとって外貨獲得源となる産業の多様化は急務であるが、その財政的な裏付けもまた石油収入に依存しなければならないという大きな矛盾を抱えている。

#### 2. エネルギー・セクターの現状

1999年1月現在のナイジェリアの原油確認埋蔵量は225億バレルである。また、99年5月現在、OPEC加盟国であるナイジェリアの生産上限枠は188.5万バレル/日であるが、実

際の原油生産量は 203 万バレル/日であり、OPEC 生産上限枠超過生産国である。年間原油生産量の約 90% が国外に輸出されており、残り 25 万バレル/日が国内供給に割り当てられている。原油の輸出相手国としては、米国が全原油輸出量の 33.84% を占めており、以下スペイン（11.24%）、フランス（9.35%）、インド（8.08%）と続いている（96 年）<sup>1</sup>。ナイジェリア産原油は、高品質で精製効率の高い「ボニーライト」をはじめとする軽形質原油が全原油生産量の 70% 前後を占めている。98 年 12 月には、\$9.75/バレルまで暴落したボニーライトのスポット価格も、99 年 9 月には \$23.15/バレルにまで回復している。

他方、天然ガスの確認埋蔵量は 98 年末現在で 124 兆立方フィートであり、世界第 9 位、アフリカ第 2 位の天然ガス資源保有国である<sup>2</sup>。しかしながら、98 年の天然ガス生産量は 1931.854.7 億立方フィートメートルであり、その埋蔵量に比して天然ガスの開発が著しく遅後れている<sup>3</sup>。生産量の大部分が焼却処分されており、残りがナイジェリア電力会社の各火力発電所、ナイジェリア国営肥料会社、石油化学会社等に供給されている。ナイジェリアの国内エネルギー消費に占める天然ガスの比率は石炭換算/トンで 51.0%（96 年推定値）であり、11 年前の 20.2% と比較すると実に 2.5 倍にまで増加しているが、総生産量を国内で消費するには限界があり、世界市場への天然ガス輸出が重要な課題となっている。

## 第 2 節 エネルギー・セクターの新展開

ナイジェリアのエネルギー・セクターは、石油産業における大水深地域での大型油田の相次ぐ発見とガス産業の急速な発展という新しい展開を迎えつつある。

### 1. 大水深地域における油田開発

近年、ナイジェリアを含む西アフリカ大水深における大規模油田が相次いで発見されており、現在、世界で最も有望な探鉱地域として注目を集めている。

こうした大水深油田開発の背景として、大水深地域における油田探鉱・開発の技術革新とコストダウン、既存の原油産出地域埋蔵量よりも、大きなポテンシャルが期待されること、陸上及び水浅海地域での住民との軋轢（環境問題等）、大水深油田開発における探鉱期間の延長及び財務条件の改善等の政府のインセンティブ措置、陸上・浅海地域には既発見未開発の油田が多数あるが、ナイジェリア国営石油会社（NNPC）の財政問題が障害となっていること、水深 200m 以上を対象とする鉱区において生産分与契約方式（PSCs）を採用したこと（PS 方式は JV 方式のような NNPC の財政問題に制約されない契約方式）、西アフリカ沿岸部の比較的優位な気象・海洋条件、等があげられる。

主要石油企業は、92 年に West African Deepwater Operators (WADO) を組織し、水深 1,500m までの油田開発技術、機器の技術開発等で協力を行ってきた。また、1998 年から 3 年間の予定で WADO を組織し、水深 1,500m から 3,000m までの情報交換他、コスト削減等の協力を行っている<sup>4</sup>。更に、Shell が今後 5 年間に 85 億ドルの資金を投じる「大規模総合投資計画」を発表し、同地域における石油資源開発に本腰を入れているが、これはサハラ以南アフリカにおいてかつてない最大規模の投資計画であるといわれている<sup>5</sup>。

このような大水深地域における油田開発プロジェクトの代表的事例としてあげられるものに、96 年に Shell が発見した OPL212 の Bonga 油田の開発プロジェクトがある。6 億～10 億

バーレルの埋蔵量があると推定されており、その生産量は 35 万バーレル/日である(表 1 参照)。ナイジェリア大水深の推定石油埋蔵量は 50～200 億バーレルと陸上・浅海の石油埋蔵量に匹敵する量があると見込まれており、実際、多くの大水深鉦区で大型油田が相次いで発見されていることから、国際油価の回復も相俟って、更なる大水深油田探鉦・開発が進展するものとみられている。

表 1 石油産業・開発プロジェクト(～99年3月)

油田名	鉦区	水深(m)	関係企業	推定埋蔵量(百万BBL)	発見年月
Bonga	OPL21 2	1,020	Shell/Exxon/Agip/Elf	1,275	96年4月
N'golo	OPL21 9	802	Shell	575	97年1月
Agabami	OPL21 6	1,433	Famfa oil/Texaco	～1,000	99年1月
Ukot	OPL22 2	752	Elf	250～	99年1月
Nnwa	OPL21 8	1,283	Statoil	250～	99年3月

出所) 佐々木育子「巨大油田の発見が相次ぐ西アフリカ大水深域」『国際資源』295号、1997

## 2. 天然ガス開発の進展

更に、これまで他の石油資源産出国に著しく後遅れをとってきたナイジェリア天然ガス産業にあっても、多くの開発プロジェクトが本格的に動き始めている。この背景には、国際的に天然ガスの消費量が堅調に増加していること、国際的な環境意識の高まりのなかにあって、天然ガスのCO<sub>2</sub>排出量が石炭、石油よりもそれぞれ43%、30%少ないとの試算もあるように、その環境優位性が注目されていること、LNGチェーンのコストダウン、天然ガスを利用する発電の技術革新による発電効率向上と発電設備のコストダウン、石油生産時の随伴ガス再圧入インセンティブ措置と法令による規制、随伴ガス有効利用の機運の高まりと政府によるインセンティブ措置、等があげられる。

ナイジェリアにおける天然ガス開発プロジェクトの代表的事例として Escravos Gas Project(EGP)、Nigeria Liquefied Natural Gas Project(NLNG)、West African Gas Pipeline Project(WAGP)などがあげられる。

EGPは、ナイジェリアで初のLPG商業輸出となった象徴的なプロジェクトであり、NNPCが60%、Chevronが40%のシェアを持つ合弁事業方式で運営されている。EGPは、6年間で5.7億ドルが費やされ、Okan & Mefa鉦区から産出される16.5億立法フィート/日の随伴ガスをLPGとして輸出するものであり、EGPも、99年末に完工予定である。

また、その規模の大きさから最も注目を集めているのが NLNG Project である。南東部リバーズリバーズ州に位置するボニー島に天然ガス液化・積出施設を建設、パイプラインを敷設し、2,524 億立方フィート/年の LNG 製造を行うものであり、NNPC(49%)、Shell(25.6%)、Elf(15%)、Agip(10.4%)のシェアで運営されている。また、概要としては 総費用 37 億ドル、液化施設への天然ガス供給は Shell ( 53.33% )、Agip ( 23.33% )、Elf ( 23.33% ) が行うこと、 22.5 年にわたる長期契約先として、ENEL 社(49%：イタリア)、Enagas 社(22%：スペイン)、Botas 社(17%：トルコ)、Gaz de France(7%：フランス)、Transgas 社(5%：ポルトガル)が契約、となっており、99 年 10 月より供給開始の予定となっている。99 年に合意された NLNG は 1,306 億立方フィート/年の生産能力の予定となっており( 2002 年第 4 四半期)、これにより NLNG の総生産能力は 3,830 億立方フィート/年に増加する予定である。NLNG の契約先として Enagas(70%)が 21 年の長期契約、Transgas が 353 億立方フィート/年を契約している<sup>6</sup>。

更に、西アフリカ地域全体にまたがる天然ガスパイプライン供給網構想の第一歩として注目を集めているのが、WAGP である。WAGP は、西アフリカを横断する天然ガス輸送パイプライン( 総延長 1,000 km )を通じて、ナイジェリア産天然ガスをベニン、トーゴ、ガーナへと輸出するプロジェクトである。95 年 9 月、関係 44 カ国が同プロジェクト実施に関する協定に調印、その後の複数のフィージビリティ・スタディーを通じて技術的・商業的な実現可能性が確認された。これを受け、Shell、Chevron、ナイジェリアガス会社(NGC)、ガーナ石油会社(GNPC)、ベニガス会社(SO-BE-GAZ)、トーゴガス会社(SO-BE-GAZ)の 6 社が同プロジェクトのプロモーターとして選定されるなど実現にむけて大きく動き始めた。プロジェクト総額は約 4 億ドル、2002 年に完成する同パイプラインでは 1.8 億立方フィート/日の天然ガスを 20 年にわたって供給する予定となっている。また、同プロジェクトの実施により約 88 万人の雇用創出が見込まれる他、環境面では 44 カ国で 20 年間で 11 億トンに相当する温室効果ガスの抑制にも有効であり、経済的にもプロジェクト自体の費用に加えて発電所建設や新規産業創出などにより約 18 億ドルの経済波及効果が見込まれている<sup>7</sup>。このプロジェクトは、天然ガス開発後進国であったナイジェリアにとって、パイプラインによる初の天然ガス輸出プロジェクトであるとともに、ECOWAS 諸国へのエネルギー供給に大きく貢献するものでもある。その他にも、複数のガス輸出プロジェクトが進行中であり、天然ガス産業は今後益々有望な投資分野として石油産業以上の注目を集めるであろう。

### 第 3 節 エネルギー・セクターの抱える問題

このように、新しい展開を迎えているエネルギー・セクターであるが、他方で従来から指摘されてきたナイジェリア国営石油会社(NNPC)の不十分な財政構造、国内エネルギー供給、石油産出地地域住民による権利要求運動、石油利権の絡む国境紛争等の問題も抱えており、国民生活にも大きな悪影響を与えている。

#### 1. NNPC の財政問題

政府による石油産業への統制強化の一環として、1977 年に設立されたナイジェリア国営石油会社(Nigerian National Petroleum Corporation: NNPC)は、石油産業統制のみならず、

石油産業の上流・下流部門の管理をも行う機関として位置づけられた。88年には独立採算性の指向や業務の多角化のために商業化・分社化が行われたものの、依然として政府の財政問題の影響をまともに受ける構造であった。

上流部門において、NNPCが絡む大きな問題として、ジョイント・ベンチャー（JV）方式の運営に絡む資金不足問題があげられる。JV方式の場合、原油採掘・開発・生産等には、資本比率に応じた資金支出が求められるが、NNPCの財政が逼迫しているために資金が出せず、石油開発に悪影響を及ぼしている。特に1993年以降、政府のNNPCへの予算配分は不足しており、98年にはJV資金支出の57%にあたる35億ドルが必要とされていたが、予算はそれよりも27%少ない25億ドルしか配分されておらず、99年の逼迫した財政下にあっては更に20億ドルにまで減額されている<sup>8</sup>。陸上・浅海には既発見未開発の莫大な埋蔵原油があるが、JV方式下のNNPCの財政的制約のため開発できない状況が続いており、この問題を解決しなければナイジェリアの原油確認埋蔵量は減少するであろうとの指摘もある。

## 2．国内エネルギー供給問題

下流部門においては、国内エネルギー供給の問題があげられる。ここ数年来、ナイジェリア国内では石油製品全般に極度の不足が頻発しており、各産業や国民生活に深刻な悪影響を与えているが、その原因の多くは以下にみるように歴代政権の不適切で一貫性を欠いた政策に起因している。

ナイジェリアには、現在4つの製油所があり、その合計精製能力は43,875万バレル/日である。国内消費は約30万バレル/日であるので全製油所がフル稼働した場合、国内消費分を除いた約15万バレル/日分の石油製品が輸出可能となるはずである。1989年に完工したポートハーコート（以下PHC, Port Harcourt）第二製油所は、本来石油製品生産に輸出余力を持たせるために建設されもたのである。しかしながら、各製油所はNNPCの財政的制約のために十分なメンテナンスが行われておらず、火災、設備の老朽化、経営・運営能力の低さと相俟って、実質稼働率は50%の22.5万バレル/日にまで落ち込んだ（表2参照）。8.69億ドルの外貨と130億ナイラの内貨を費やして保守・修理を行えば製油所の稼働率は85%まで回復するとの試算もあり、歴代政権も機会あるごとに製油所の保守・修理を公約したものの、最近まで実現にはいたらなかった。このため92年以降、世界有数の産油国であるナイジェリアは石油製品を輸入せざるをえない状況に陥おちいており、NNPCが扱う原油のうち少なくとも9万バレル/日、年間約44億ドル相当の原油が石油製品輸入のために充てられている。

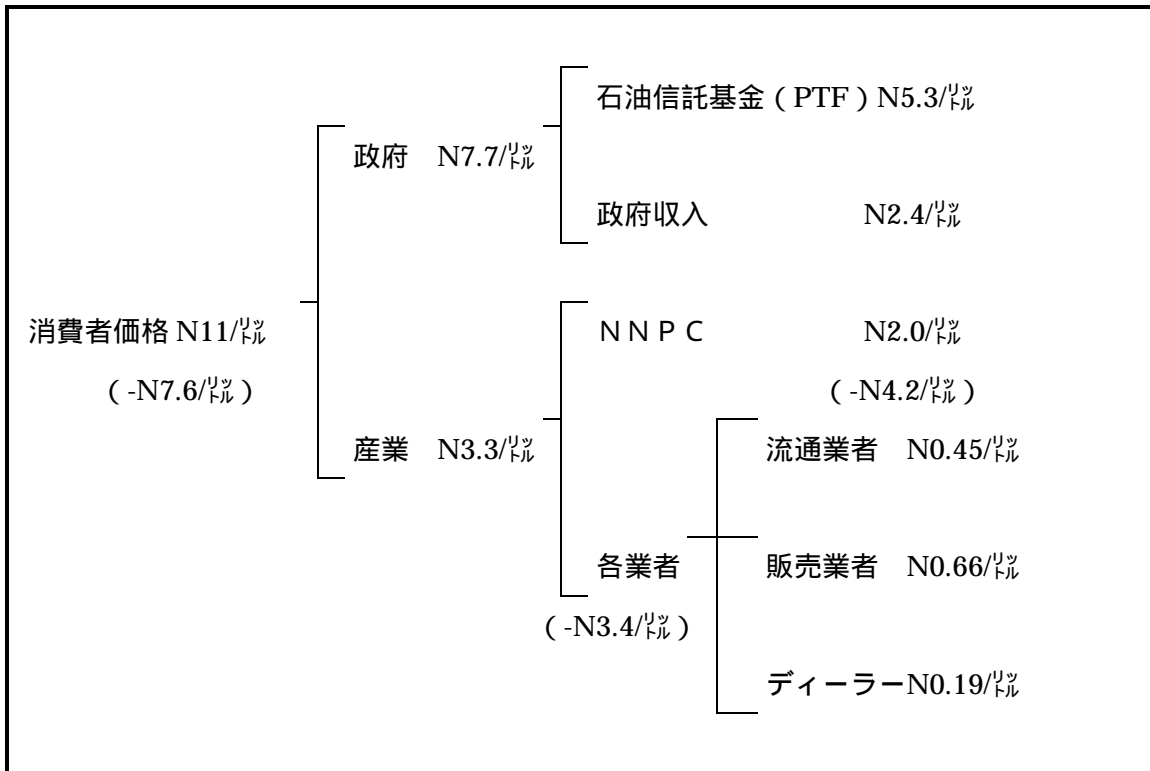
表2 ナイジェリア製油所稼働率（1995年）

製油所名	操業開始年	実精製生産量 ( bbl/d )	精製能力 ( bbl/d )	%
Portharcourt 1	1965	0	60	0
Warri	1978	36	110	33
Kaduna	1981	40	125	32
Portharcourt 2	1989	103	150	69
TOTAL		179	445	40

出所) Nigeria Economic Summit Group, *Effective Management of the Downstream Petroleum Industry*, Ibadan, Spectrum Books, 1997, p86.

このような国内石油製品不足の根本的な原因として、98年まで政策的に低く抑えられてきた公定石油製品価格があげられる。97年当時のガソリンを例にみると、市場で取引されたガソリン代金11ナイラ/リットルのうち、7.7ナイラ/リットルが政府の取り分となり、残る3.3ナイラ/リットルのみが石油産業に配分、そのうち、1.3ナイラ/リットルが業者（ディーラー：0.19ナイラ/リットル、流通業者：0.45ナイラ/リットル、販売業者：0.66ナイラ/リットル）に配分され、NNPCが回収できるのはわずか2.0ナイラ/リットルにすぎなかった。NNPC及び業者が生産・流通・販売に費やすコストを回収できる消費者価格は18.6ナイラ/リットルであり、公定価格から差し引いた7.6ナイラ/リットルの不足分が政府によって補填されるという実質的な補助金政策が行われてきた（図1参照）。ナイジェリア経済サミットグループの試算によれば、こうした石油製品補助金政策のための政府支出は、年間319.7億ナイラにのぼったと見積もられている。また、この公定価格が近隣諸国の石油製品消費者価格を大きく下回る水準に設定されているため（表3参照）、年間約1.5億ドル相当の石油製品が密輸出されていたともいわれている（表3参照）。

図1 ガソリン消費者価格の配分



注) Nは通貨単位ナイラの略。かっこ内は、コスト回収不足分。

出所) African Development Consulting Group, *The Nigerian Oil Industry-1998/1999 edition*, Lagos, African Development Consulting Group, 1999, pp106-7

表3 近隣諸国とのガソリン価格比較

国名	ガソリン価格(ドル/リットル)
ナイジェリア	0.13
カメルーン	0.51
ベニン	0.80
チャド	0.75
トーゴ	0.94
ガーナ	0.49
コートジボアール	0.99
ニジェール	0.94

出所) Nigeria Economic Summit Group, *Effective Management of the Downstream Petroleum Industry*, Ibadan, Spectrum Books, 1997, p30.

更に、石油産業労働者のストライキ、石油産出地での民族衝突・暴動、石油産出地地域住民による石油製品の生産・流通施設の破壊、闇市場での価格高騰を狙った投機的買い占めや流通・販売業者の退蔵などが、石油製品不足の深刻化に拍車をかけていった。

こうした石油製品全般の極度の不足が頻発する度に、流通・運輸・交通機関が混乱し、輸送コストの増大は物価の上昇に跳ね返るなどして、国民生活や中小企業の経済活動にも深刻な悪影響を与え続けたのである。

近年になって、ようやく政府は国内石油製品の不足を解消するための一連の政策を実行に移した。まず、製油所の保守・整備について、カドナ(Kaduna)製油所をTotal Fina社に(1998年1月)、ポート・ハーコート(PHC)製油所をShell社に(98年9月)、ワリ(Warri)製油所をRamboil, Dietsman Comerint, Litwin各社に(99年5月)、それぞれ発注した。次に、99年1月、国内製石油製品価格を適正化するために、ガソリンの公定価格が25ナイラ/リットルに引き上げられた。その後、国内各所で激しい抗議デモが頻発したために、当時のアブバカル政権は当初決定した価格から20ナイラ/リットルへと引き下げざるをえなくなった。しかしながら、製油所の保守・整備は始まったばかりであり、近隣諸国との石油製品の価格差も依然解消されておらず、国内エネルギー供給問題は未だ解消されていないといえよう。

### 3. その他の問題

石油産出地地域住民による権利要求運動の拡大は、エネルギー・セクターの発展にとって大きな障害となりつつある。特に、過激派グループは、石油・天然ガス関連施設の破壊活動や石油産業労働者の誘拐といった石油・天然ガスの生産・開発を妨害するための事件を頻繁に起こしている。国際石油資本のなかには、治安の悪化等により操業停止に追い込まれる企業も出てくるなど、これらの問題が、連邦政府、国際石油資本の莫大な経済的損失となって跳ね返ってきている。また、石油産出地地域住民との軋轢を緩和するためのコストが増大していくことも、エネルギー・セクター開発に対する国際石油資本の投資意欲を減退させる要因となるであろう。

更に、ナイジェリアの石油産出地に近い南東部の国境地帯では、原油生産が期待される地域の領有権を巡ってカメルーンや赤道ギニアと係争状態にある。特に、カメルーンとはかつてバカシ半島の領有を巡って幾度となく武力衝突を繰り返してきた経緯がある。現在、国際司法裁判所・国連等を通じて外交交渉による平和的解決の方途を模索しているものの、交渉決裂から軍事的衝突が拡大すれば、エネルギー・セクターの開発に影響を与える可能性も否定できない。総じて、エネルギー・セクターには、未だ解決すべき課題が山積しているといえよう。

#### 第4節 オバサンジョ政権のエネルギー・セクター政策

オバサンジョ大統領は、その就任直後からエネルギー・セクターの大改革に意欲的に取り組んできた。オバサンジョ政権下でのエネルギー・セクターの大改革は、オバサンジョ氏が大統領に就任したのと同じ5月29日に、NNPCのマーケティング・マネージャーであったJ.G. オバセキ氏を同社の総裁に大抜擢し、NNPCの改革を命じたことから始まった。

オバセキ総裁は、まず同社の前取締役役会メンバーの更迭解雇を含む人事措置と業務規律の刷新を行い、次いで社内の綱紀を正すため、贈収賄の禁止を含む社内規則を通達して社員に信賞必罰の方針を徹底した。更に、原油及び石油製品売買契約の成立に絡んで報酬を荒稼ぎする軍人や政治家の暗躍を排除するための措置を講じるなど、一連のNNPC改革は順調に進められている<sup>9</sup>。

また、政権は石油資源大臣を任命しないかわりに、石油・エネルギー問題担当大統領特別補佐官としてOPECの前事務局長であり、かつての石油資源大臣でもあるルクマン氏を任命した。

オバサンジョ大統領は、99年度補正予算案演説でエネルギー・セクターの開発を重視する方針を明らかにした。

上流部門においては、任期内に原油の確認埋蔵量を300億バレルへと増加させるとともに、原油生産量を200万バレル/日から300万バレル/日へと引き上げるという高い目標を設定した。そして、原油生産増による石油収入増加分については、その収益を新規の石油・天然ガス開発プロジェクトの原資にするとした。これらに関連する新しい動きとして、これまで本格的な石油開発が行われていなかった中・北部地域（ゴンベ、パウチ、プラトゥプラトー、アダマワ州）の21鉱区ではShell / Chevron / Elfが試掘を行っている。

また、天然ガス産業については優先的かつ最大限の投資を行い、任期内に石油産業並の政府収入をガス産業が創出できるように梃子入れすること、そのために2010年までに石油随伴ガス有効利用率の100%を達成するという目標をたてている。この関連で、石油随伴ガスの焼却処分を更に規制するために、現行のペナルティーを22倍に引き上げる方針を固めている。

下流部門においても、NNPC改革の他に、44製油所の保守・整備を着実に実施し、石油製品輸入に関する規制の緩和を行うなど、国内エネルギー需給を均衡させるための政策を講じている。また、各製油所の民営化についても、実施の意志を表明している。

前軍事政権下での25鉱区（OPL251-265,317-325）の試掘ライセンス契約に関し、うち11鉱区の契約が試掘・開発の資金・技術力に欠ける現地企業との間で結ばれなされていた問題では、前アブバカル政権の軍・政府関係者との裏取引の容疑を調査する委員会を設置し、16鉱区の契約を破棄するなど、軍・政府関係者の石油産業への関与を排除する措置も講じている。

石油産出地地域問題の関連では、同地域への資金環流と社会・経済インフラ整備のためのナ

イジャー・デルタ開発委員会 (Niger-Delta Development Commission: NDDC) 設置を柱とする法案を国会に提出し、審議を行う一方、治安を悪化させる過激な行動に対しては、治安警察や機動隊を増派して徹底的な鎮圧を行っている。

経済利権が大きく絡んでくる領土問題についても、国際社会の理解と支援を取り付けながら、外交努力によって平和的な解決を模索するというソフト路線を全面に打ち出しており、かつての緊張から対話への歩み寄りを志向しているといえよう。

## おわりに

民意によって選出されたオバサンジョ大統領の「民主主義の配当として国民の生活水準を向上させるためには急速な経済・社会開発が必要であり、そのために豊富な資源を有効に活用する」との方針は、経済安定化の観点からみても極めて重要である。オバサンジョ新政権下でのエネルギー・セクターの急速な開発と、諸問題の解決にむけての一連の改革はこれを裏付けており、その方向性自体に誤りはないといえよう。懸念されるのはむしろ、こうした改革の途上でエネルギー・セクターに絡む莫大な権益を失った軍・政府関係者、政治家、外国企業(商社)やナイジェリア財界の経済人等の既得権益層からの抵抗と反発である。特に、16年にわたる長期軍事政権下で膨大な石油利権のうまみを味わってきた軍関係者が、その権益を断ち切る政策を次々と打ち出していくオバサンジョ政権に対して不満を募らせていることは間違いないであろう。エネルギー・セクターが抱える最大の問題とは、実はこうした石油利権を取り巻く既得権益層の存在であるのかもしれない。

オバサンジョ政権の側からみれば、こうした既得権益層の利権を最大限に削り、それを国民に還元していくことが重要であるが、こうした勢力が結託して政権を揺さぶることのないように、細心かつ慎重に舵を取っていくことが迫られるであろう。特に、勢力結集の中心となる可能性を秘めた軍関係者とエネルギー・セクターとの密接な繋がりを徹底的かつ成功裡に断ち切ることができるか否かに、経済安定化の行方がかかっているといえるのではなからうか。また、オバサンジョ政権を支える主要閣僚のなかにも、エネルギー・セクターと深く密接な関係にある人物が幾人もいるが、将来に禍根を残さないためにも政権内部にある腐敗分子の芽は小さいうちにつみ取っておいたほうがよいであろう。

ともあれ、エネルギー・セクターの改革と発展なくして社会・経済の発展は達成できず、国民生活の向上もありえない状況にあっては、同セクターの動向が、ナイジェリアの将来の鍵を握っているといっても過言ではないであろう。その意味において、オバサンジョ大統領の就任に時を合わせるかのように回復してきた国際油価の上昇による石油収入増大は、山積する困難な諸問題を解決していかなければならない新政権にとっては力強い追い風となっている。短・中期的にはエネルギー・セクターの開発を推進しつつ、長期的には枯渇資源である石油・天然ガスへの依存から脱却するため、その石油関連収入を国内産業の多様化に生かしていくことが重要な課題となっていくであろう。ナイジェリア経済にとって、国民生活の向上こそが真の経済安定化の基盤であるとするならば、オバサンジョ政権の挑戦は遠大な長征の端緒についたにすぎないといえるのではなからうか。

(林 正樹)

注)

- 1 African Development Consulting Group, *The Nigerian Oil Industry-1998/1999 edition*, Lagos, African Development Consulting Group, 1999, pp.86-87.
- 2 OECD, *Natural Gas Information 1998(1999 edition)*, Paris,1999, .44-45.及び *Oil & Gas Journal*, Dec 28,1998, P.38.
- 3 *Ibid.*, .4-5.
- 4 細見淳「大水深海域における最近の探鉱開発動向について」『石油の開発と備蓄』(Vol.31/No.3)、98年6月、79頁。
- 5 “Shell eyes \$8.5 billion Nigeria Program,” *Oil & Gas Journal*, Feb.15, 1999, pp.32-33.
- 6 “Nigeria LNG to add Third Train at Bonny Island,” *Oil & Gas Journal*, Mar.22,1999, p.45.
- 7 Safo, A., “West African Pipeline By 2002,” *African Business*, June 1999, p.39 及び African Development Consulting Group, *The Nigerian Gas Industry 1999 edition*, Lagos, African Development Consulting Group, 1999, pp.105-106.
- 8 African Development Consulting Group, *op.cit.*,p.39.
- 9 “Nigeria-Cleaning up oil” *Africa Confidential*, Vol.40, No.21.pp.3-4.

## 第5章 国民融和へのハードル

### はじめに

民政移管後、ナイジェリア国内でのさまざまな対立がこれまで以上に表面化してきた観がある。軍事政権下では覆い隠され、場合によっては力で押さえ込まれてきた要求や運動が、メディアを通じて人々の知るところとなったのもその一因であろう。それらの中には石油産出地域における住民の権利要求のように、独立以来、連綿と続いてきていながら、歴代政権の形式的な対応のみで「決着」させられてきたものが少なくない。また多民族、多宗教の社会が必然的に内包している対立の契機が、政治権力の移行をきっかけとして顕在化した点も否めない。いずれにしても国内の利害が十分に調整されない、あるいは相互に矛盾・衝突したことから、紛争・対立へと発展してきたと見るのが妥当であろう。

たとえばシャリーアをめぐる対立などは、いわば回帰性の問題であった。過去においても1979年憲法の制定過程や、施行されるには至らなかった1989年憲法の起草過程で激しい論議があったばかりでなく、ババンギダ軍事政権によるイスラム諸国機構加盟をめぐっても国内を二分する論争が生じた。いずれの場合も、当時の政権によりあいまいな「決着」が図られ、問題自体が先送りにされてきた経緯がある。今回の選挙でも争点とはならず、新政権発足後になって表面化する結果となった。

もちろん、これを移行期にありがちな混乱として、一時的なものと捉えることはできる。これまでのやり方であれば、権力層の中で妥協が図られ、決定的な対立をもたらさぬように制度を運用できたかもしれない。しかし、今日のナイジェリアの状況はやや異なっている。あえてゲームにたとえれば、新たなプレイヤーの登場によって様相は複雑化しており、もはやリセットできないところまで事態は深刻化しつつある。石油産出地域に典型的にみられるように、同様の事態が連鎖的に発生し、対立は複層化、その根はさらに深くなっているように見受けられる。

以下では、深刻の度を増しつつある問題のいくつかをピックアップし、その様相を描き出すとともに、そこに横たわる政権の課題について考える。

### 第1節 石油産出地域問題      ナイジャー・デルタ地域

近年、ナイジェリア南東部の石油産出地地域において、地域住民が政府や多国籍石油企業に対して政治的・経済的諸権利を要求する運動が活発化してきており、大きな社会問題となっている。

1999年5月、民意によって選出されたオバサンジョ新大統領はその大統領就任演説において、山積する国内の政治経済問題のなかでもナイジャー・デルタ地域における住民の権利要求問題の早期解決をその最重要課題とした。そして、同地域への重点的な資金環流と経済・社会インフラを整備するために、ナイジャー・デルタ開発委員会(Niger Delta Development Commission: NDDC)法案を国会に提出し、現在審議を行っている。こうした石油産出地地域の問題は、ナイジェリア経済を支える石油収入に重大な悪影響を与えるという経済問題としてのみならず、政権の不安定化を招く極めて政治的な問題でもあるといえよう。

## 1. 石油産出地域問題の歴史と現状

ナイジェリアにおける石油生産が始まった 1950 年代末から現在にいたるまで、石油産出地域の住民は、原油流出事故、河川・海洋汚染、随伴ガス焼却処分に伴う騒音公害・大気汚染、掘削時の泥水（Muds）・岩石堀屑（Cuttings）の廃棄、油井の噴出、タンクローリー・パイプライン・貯蔵施設の事故による原油及び石油製品流出等の石油生産に絡む環境破壊と、生活基盤の崩壊という甚大な被害を被ってきた。

しかしながら、ビアフラ内戦（ビアフラ戦争）終結後の歴代政権は、地域間均衡発展を大義名分に、政権に絶大な影響力を有し、経済的後進地域でもある北部地域の開発を優先し、石油産出地地域を含む南東部地域を低開発状態においた。実際、1970 年代以降の政府歳出にみられる地域配分比率では、約 40%を占める北部に対して東部は 20%強と半分程度しか予算が配分されておらず、北部地域優遇政策が続いていた<sup>1</sup>。

また、60 年の独立当初、石油産出地地域には鉱区借地料（Mineral rents）とロイヤルティ収入の 50%が配分されていたが、この割合は布告による法改正を通じて段階的に削られていった（70 年 45%、75 年 20%）。第二共和制下では連邦勘定のそれぞれ 2%、1.5%のみが石油産出州・地域に配分されることとなり、ブハリ軍政下ではその財源が連邦勘定から連邦石油収入のみに限定された<sup>2</sup>。このように、連邦制下において石油産出地域住民が政治的、経済的に周縁化していくなか、連邦政府や国際石油資本に本格的な権利要求運動を開始したのが、オゴニ人作家ケン・サロ＝ウィワ率いるオゴニ人生存運動（Movement for the Survival of Ogoni People: MOSOP）であった。

オゴニ人は人口約 50 万人に満たない言われる少数民族であり、その生活圏であるオゴニランド（約 1,000 平方 km）は、行政区分的にはナイジェリア南東部リバーズリバーズ州下の 3 つの地方政府（Local Government）Gokana, Khana, Tai-Elleme に属している。111 の村落に居住するオゴニ人の大部分が農業と漁業を主な生業としているが、わずか 40km 四方のオゴニランドには、96 の油井、2 つの製油所、石油化学プラント、石油・天然ガス輸送パイプラインが集中しており、原油生産に絡む環境破壊の被害によってその生業自体が脅かされ、生存の危機にあった。また、オゴニはリバーズリバーズ州内にあっても少数民族であるために、多数民族による政治的、経済的な周縁化の憂き目にもあっていた。こうしたなか、かつてリバーズリバーズ州教育省長官を経験したこともあるオゴニ人作家のケン・サロ＝ウィワは、90 年にオゴニ人生存運動（MOSOP）を結成して民族の組織化を図るとともに、オゴニ地域住民代表とともに「オゴニ人権宣言」を採択し、当時のババンギダ軍事政権に対して自治権を要求した（91 年に追加条項を採択）。その内容は、政治的自決（自治）権の付与、石油資源による収入の財政管理及び地域開発権、政治・行政組織内におけるオゴニ人の適正な配置、文化・言語・宗教等の自由、環境被害の完全補償、環境保護権、等であった。

そして、92 年 12 月には、国際石油資本に対して、1958 年から現在にいたるまでオゴニランドで産出された原油 6 億 3,400 万バレルの鉱区借地料とロイヤルティとして 60 億ドル、環境破壊に対する補償として 40 億ドルの損害賠償を請求し、翌 93 年、MOSOP は数度の抗議デモ行進を主導するなど、アムネスティー、グリーンピース等の国際的な支援や巧みなメディア操作による世論醸成を後ろ盾にしつつ、その運動を拡大していった。こうした動きのなかで、

国際石油資本はオゴニランドでの石油生産操業を停止せざるをえない状況に追い込まれていったのである<sup>3</sup>。

石油に絡む資金の流れを阻止しかねない MOSOP の運動に対して危機感を抱いた軍事政権は、MOSOP の指導者層や伝統的首長の一部を抱え込み、政権側に協力する穏健派グループを利用することによって運動の分裂化を図る一方、サロ＝ウィワを中心とする MOSOP 活動家を数次にわたって逮捕するとともに、オゴニ地域に機動隊や治安警察を動員して運動の鎮圧に乗りだした。そして 94 年 5 月、軍事政権に協力的な 4 人のオゴニ人首長が殺害される事件が起こると、それを契機にサロ＝ウィワら MOSOP 活動家 16 人を逮捕された。長期の拘留の後に南東部の都市ポートハーコートで非公開の特別軍事法廷でサロ＝ウィワら 9 人に死刑判決が下され、わずか 10 日後には国際世論の反対を押し切る形で刑が執行されたのである。これを受け、英連邦は加盟国の資格停止処分を発表、主要国は武器禁輸やナイジェリア政府高官の渡航を制限し、20 カ国以上の駐ナイジェリア大使が召還されるなど、多くの国や組織が様々な制裁に踏み切った。しかしながら、石油禁輸という最も有効な経済制裁はイギリス英・アメリカ米国の消極姿勢から実現されなかったために、ナイジェリアにとって大きなダメージとはならず、逆に、ナイジェリア政府は国際社会の制裁を内政干渉として強く非難するとともに、各国の駐在大使を召還するなど報復措置を講じた。その後、MOSOP は内部分裂を起こし、その運動も治安当局による鎮圧行動によって徐々に沈静化されていった。

しかしながら、ケン・サロ＝ウィワ率いる MOSOP の権利要求運動が投じた一石は、周辺の石油産出地地域住民による運動となって拡大していった。これら運動の多くは、MOSOP が採択した「オゴニ人権宣言」の主張やその運動をモデルとしているが、特に過激派青年層による石油パイプラインや石油施設の破壊・占拠、石油労働者の誘拐といった石油生産妨害活動はエスカレートする傾向にあり、新政権下においても治安当局と民族集団との衝突により既に数百人以上が死亡したといわれている。

## 2. 軍事政権及び国際石油資本の対応

既に記したように、歴代政権は連邦政府の石油収入を最大化するために、石油産出地地域に認められてきた様々な経済的権益を減ずる政策を講じてきた。しかしながら、MOSOP 等石油産出地地域住民の権利要求運動が拡大するにつれ、何らかの具体的な施策を講じざるをえなくなっていた。

その施策の代表的なものが、92 年に発足した石油産出地地域開発委員会 (Oil Minerals Producing Areas Development Commission: OMPADEC) である。ババンギダ政権は、連邦石油収入から石油産出州に配分されていた 2% の予算を 1% に削減するとともに、石油産出地域に配分されていた 1.5% の予算を環境改善と開発のためとして 3% に引き上げた<sup>4</sup>。OMPADEC は、この石油産出地地域へ配分される予算を社会・経済インフラ整備に投資することを目的に発足した委員会であり、本部をポートハーコート、事務所を 8 州 (アビア、アクワイボム、クロスリバー、デルタ、エド、イボ、オンド、リバーズリバーズ) に設置している。94 年から 96 年にかけて 200 弱の開発事業を策定、連邦政府より 87.1 億ナイラ (94 年 25.2 億ナイラ、95 年 31.5 億ナイラ、96 年 30.4 億ナイラ) が配分された<sup>5</sup>。しかしながら、同委員会が地域住民との協議をほとんどせず一方的な開発プロジェクトを行っていること、同委員会の予算管

理が放漫であることなどから、96年2月には委員会執行部が腐敗・汚職と失策を理由に更迭されており、委員会自体の改革・廃止も検討されていた。また、99年の一般予算では、153億ナイラが石油産出地地域のインフラ整備に配分されているものの、州・地方政府の低い行政能力により、資本投資の効果については疑問がもたれている。

他方、国内外から激しい非難を浴びた国際石油資本は、インフラ整備や環境破壊の損害補償は政府側の責任であると主張しながらも、道路舗装、電力・水供給、保健センター・学校建設、奨学金給付等のプロジェクトを行っている。また、95年には、世銀等の支援を得てナイジャー・デルタ地域の環境実態調査（Niger Delta Environmental Survey: NDES）を開始するなど一定の努力を行っているが、地域住民との緊張状態は依然として続いており、相次ぐ石油生産妨害活動のために各地で操業を中止せざるをえなくなり、国際石油資本、連邦政府ともに大きな被害を被っている。

### 3. オバサンジョ政権の対応策と今後の課題

オバサンジョ政権は、OMPADECを廃止する方針を固めるとともにこれに代わる組織として新たにナイジャー・デルタ開発委員会（NDDC）の設置を柱とするNDDC法を制定することでの絞った資金還流と石油産出地地域開発を計画しており、現在国会での審議を行っている。NDDCには、連邦石油収入の13%を配分することになっており、国際石油資本も資金援助を確約しているが、OMPADECと何ら変わらないとの批判もあり、石油産出地地域住民の要求をどこまで受け入れることができるものなのかはNDDC法の制定を待たねばならない。

石油産出地地域住民の権利要求運動は、環境・人権・少数民族問題等とともに、政治的には、新州創設や地方政府制度の導入を通じて、各民族へと権力を分散するなかで安定してきたかにもえた連邦制の脆弱さを浮き彫りにしていった。また、経済的には、連邦制の求心力として機能してきたかにもえた石油収入の財政配分システムの危うさを提起する契機となった。更に、各政府レベルの行政機構が、政治的・経済的に機能不全を起こしていることを露呈したことも指摘できよう。

今後、オバサンジョ政権は石油産出地地域に偏重した予算を編成せざるをえず、これまでの均衡発展という地域間公正を基準にした資源配分システムは崩れることとなることから他地域の民族からの反発は必至である。また、石油産出地地域民族の政治的自治権要求も連邦制の根幹を揺るがすものであることから、慎重な舵取りが迫られるであろう。

その意味で、従来のナイジェリア政治・経済問題につながっていく、石油産出地地域問題の解決は、オバサンジョ政権の安定化にとって大きな試金石といえるかもしれない。

## 第2節 シャリーア導入をめぐる対立

### 1. シャリーア問題の再燃

シャリーア（イスラーム法）の導入をめぐる問題は、これまでもしばしば憲法制定過程で激しい論議を巻き起こし、北部を中心とするムスリムと南部を中心とするクリスチアンの対立を先鋭化させる要因となってきた。このシャリーア・ポリティクスともいべきナイジェリア現代政治の古くて新しい問題が、いまオバサンジョ政権下で再燃しようとしている。

この直接の発端は、1999年9月19日、ナイジェリア北西部ザンファラ州のアハメド・サ

二知事が、州都グサウのアリ・アキル広場で集会を開き、同州政府がシャリーアを正式に導入するための準備を進めていると公表したことにある。そして、サニ知事は、10月8日にはローカル・ガヴァメントとディストリクトのレベルに三種類のシャリーア裁判所を開設する権限と州レベルにシャリーア控訴裁判所を開設する権限を知事に認める法案にそれぞれ署名し、このシャリーア関連二法が同月27日に施行されたのである。

こうしたザンファラ州のシャリーア導入の動きに対して、当然のことながらクリスチャン側からは強い反発と抗議の声が上がった。特に、ナイジェリアを代表するキリスト教圧力団体であるナイジェリア・キリスト教協議会（Christian Association of Nigeria: CAN）は、ザンファラ州によるシャリーア導入を同州のクリスチャンの人権を侵害するばかりか、ムスリムとクリスチャンの宗教対立を煽り、さらには世俗国家ナイジェリアをイスラーム化しようとするムスリム勢力の策略であるとして強く非難した。そして、12月に入ると、CANはザンファラ州のシャリーア導入とナイジェリアのイスラーム諸国会議機構メンバーシップに抗議するデモや集会を全国各地で一斉に展開した。

## 2. 憲法とシャリーア

そもそもシャリーアは、ムスリムが多数を占めるナイジェリア北部地域では植民地化以前から広く導入されていた。また、植民地時代においても、シャリーアにもとづく北部の伝統的司法制度はイギリスの間接統治政策のもとで温存され、1956年には司法制度改革の一環としてムスリム控訴裁判所が正式に設置されている。そして、同裁判所が60年の独立を契機にシャリーア控訴裁判所へと改組された。その後、ナイジェリアはクーデターをへて軍政へと移行し、軍事政権下で設置された憲法起草委員会が76年に民政移管のための新しい憲法草案を発表した。ところが、その草案においては、従来どおり必要に応じて州レベルのシャリーア控訴裁判所の設置を認めるほかに、新たに上級の連邦レベルのシャリーア控訴裁判所を常設することが提案されていた。シャリーアの適用範囲を、それまでの北部から南部を含めた連邦全体へと拡大させようとするこの提案に対して、クリスチャン側は、政教分離の原則を侵害するものとして強く反発した。この国家を二分したシャリーア論議は、その後新憲法制定のために開設された制憲議会において、ムスリム議員とクリスチャン議員の間の激しい対立へと発展し、結局、オバサンジョ軍事政権の介入によって、79年憲法ではシャリーア控訴裁判所を州レベルにのみ限定することで決着が図られた。

1999年憲法におけるシャリーア関連の規定は、79年憲法の規定をほぼ踏襲した内容となっている。すなわち、99年憲法においては、アブジャ連邦首都と必要に応じて州にシャリーア控訴裁判所が設置されるものとされたが、上級の連邦シャリーア控訴裁判所を設置するという規定は盛り込まれなかった。また、99年憲法は、州シャリーア控訴裁判所の司法権限を基本的に関係者がムスリムである場合の婚姻、相続、遺言、贈与といったイスラーム個人法と規定した。しかし、同時に99年憲法には、79年憲法と同様、州シャリーア控訴裁判所の司法権限を州法によって別に定めることができるとの規定があり、窃盗者の手を切り落とすといった犯罪への厳しい刑罰や利子の禁止といった経済活動への規制などを含む、より包括的なシャリーア導入の可否が曖昧なままにされていた。

こうしたシャリーアに関する1999年憲法規定の曖昧さが、ザンファラ州のシャリーア導入

問題をより複雑化させる一因となった。たしかに、99年憲法の規定に照らせば、少なくともザンファラ州が州シャリーア控訴裁判所を設けること自体は合憲的措置といえる。しかし、同州が憲法に明記されていないシャリーア裁判所という地方政府やディストリクトのレベルの下級司法機関を新たに創設しようとしている点、同州がシャリーアを憲法の定める婚姻や贈与といった事項を越えたより広範な範囲に適用しようとしている点、そして、それに伴って非ムスリム住民がシャリーアの適用を受け、あるいはその生活に様々な制限が加えられる可能性があるという点などが憲法との関わりで問題とされた。99年11月には、こうした諸点を憂慮した連邦政府が、ザンファラ州政府のシャリーア導入措置を憲法の精神に反するものとして批判している。

これに対して、ザンファラ州のサニ知事は、同州をイスラーム州と宣言したり、イスラームを同州の公認唯一宗教にする意図はなく、シャリーアはあくまでもムスリムとその適用を望む者のみが対象となる法体系であり、同州のシャリーア導入措置は1999年憲法の精神に合致したものであると主張した。

### 3. シャリーアという政治問題

しかし、ナイジェリアにおけるシャリーア問題は、これまでしばしば憲法との関わりで論議されてきたが、その核心は、憲法がシャリーアの適用をどこまで認めるか、あるいはその実際の運用が合憲か違憲かといった純粋な憲法論議というよりも、むしろシャリーア導入を推進しようとするムスリム保守派勢力と、それを周到なイスラーム化の戦略とみなして危機感を募らせるクリスチャン勢力の間の、確執と妥協をめぐる政治問題であったといえる。そして、ザンファラ州のシャリーア導入もまた、憲法論議よりもむしろ政治問題に火をつけた。前述したとおり、クリスチャン側はシャリーア導入に強く反発して各地でデモや集会を開催し、他方、ムスリムのなかにはザンファラ州政府の決定を支持し、シャリーアのより広範な適用を求める声が相次いだ。1999年10月には、サウジアラビア、パキスタン、スーダン、シリアの駐ナイジェリア大使ら一行がザンファラ州を訪れ、同州知事に対してシャリーア導入政策への支援と協力を約束し、11月には、ナイジェリア・イスラーム問題最高評議会の代表であるソコト・スルタンのムハンマド・マッシドがザンファラ州のイニシャティブへの支持を表明している。また、カノ、ケビ、ソコト、カッチーナ、ヨベといった諸州でも、ザンファラ州を嚆矢としてシャリーア導入の動きが本格化し始めている。

シャリーア導入にあたって、サニ知事は、40のシャリーア関連裁判所を州内各地に設置し、2000年1月27日より業務を開始するという方針を打ち出した。そして、1999年11月には、裁判官などの養成のために、約1750名の志願者をザンファラ州からサウジアラビアへと派遣するという大規模な研修計画が公表されている。

果たしてザンファラ州のシャリーア導入計画が予定どおりに進められるのか、シャリーアは実際にどの程度の範囲に適用されるのか、ザンファラ州に次いで他の北部諸州でもシャリーアが導入されるようになるのかなど、シャリーア問題をめぐる行方は依然として不透明であり、予断を許さない。

ナイジェリアにおけるシャリーア問題は、いうまでもなくクリスチャンにとってもムスリムにとっても実にセンシティブな問題である。それは多分にポリティクスであり、これまでもシ

シャリーア論議が巻き起こるたびに、軍事政権の強力なイニシャティブによって政治決着が図られてきた。その意味で、今回再燃したシャリーア問題に対するオバサンジョ新政権の具体的対応が今後の重要な焦点となろう。しかし、軍人国家指導者が州知事を任命・指揮することができた中央集権的な軍事政権時代と比べれば、民政移管後のナイジェリアでは、連邦政府が州政府を規制できる権限は明らかに制約されている。もし、オバサンジョ政権が州政府によるシャリーア導入の行き過ぎに歯止めをかけることができず、クリスチャンの不安を一層募らせ、20年前の1979年憲法制定のときのようななんらかの政治決着を図ることができないような場合には、ナイジェリアはこれまで以上に深刻な宗教暴動の災禍にみまわれることになるかもしれない。

### 第3節 深刻化するキャンパス・カルト問題

#### 1. キャンパス・カルトをめぐる1999年の動き

近年、ナイジェリアの大学やポリテクニクといった高等教育機関では、カルトによる殺人・傷害・誘拐・強盗・レイプといった暴力事件が頻発している。1999年だけでも、2月にオグン州立大学副学長がカルトのメンバーらによって拉致され、4月にはライバル関係にあるカルト同士がカラバー大学のキャンパス内で発砲事件を起こし、3名の学生が死亡するという事件が発生した。このほか、5月にエヌグ州立工科大学、6月にデルタ州立大学でもそれぞれキャンパス・カルト間の抗争事件が起き、学生や大学職員のなかに死傷者が出ている。また、7月には銃やナイフで武装した数十人のカルト・メンバーがオバフェミ・アウォロウォ大学内の学生寮を襲撃し、かねてより反カルト運動を展開していた学生自治会幹部を含む5名の学生を射殺している。こうしたカルトによる暴力事件のために、ナイジェリアの高等教育機関では、授業が休講となったり、試験が延期されたり、夜間外出が禁止されるなどの措置がしばしば講じられており、通常の研究活動に大きな支障をきたしている。

#### 2. カルトの一般的な特徴

カルト(cult)とは、もともとラテン語のcultus(宗教的崇拜儀式、特定の事物や人物への崇拜)に由来する言葉である。宗教学や宗教社会学においては、新しい宗教運動の一類型とされている。宗教カルトは、既成宗教による信仰を批判し、そこから分離した独自の宗教運動であり、その意味では、西洋キリスト教社会でいうところの、国教としてのチャーチから分かれた宗派としてのセクトの概念に近いといえる。しかし、セクトが既成宗教 例えば、西洋社会におけるキリスト教 の伝統の枠内で自らの正統性を主張するのに対して、宗教カルトは既成宗教とは異なる文化的伝統 西洋社会からみた東洋宗教など にもとづいた宗教的真理を主張する傾向が強い<sup>6</sup>。

しかし、カルトはつねにセクトのような宗教集団であるとは限らない。カルトには、宗教的真理のほかに、難民救済、世界平和、環境保護、人類の繁栄と幸福、人権擁護、貧困からの解放、自己改革、能力開発、健康増進といった諸価値を掲げて活動を展開するグループもある。たしかに宗教とカルトは密接な親和性をもつが、カルトは必ずしも宗教ではなく、宗教カルトは多種多様なカルトのなかの一類型にすぎないといえる。

こうした多様なカルトを厳密に定義することは難しい。しかし、カルトには、次のようない

くつかのほぼ共通した特徴がみられる。すなわち、自分たちだけが真理を追究し、実践しているとみなす独善性、他の価値や教えの受容を拒絶する排他性、社会的な権力をえようとする覇権主義、グループ内の教えや活動を隠そうとする秘密主義、教義やカリスマ的なリーダーの意見のみを絶対視する全体主義などである。

### 3. ナイジェリアにおけるキャンパス・カルトの展開と活動

ナイジェリアのキャンパス・カルトの起源は、1950年代にイバダンのユニバーシティ・コレッジ（現イバダン大学）で創設された Pirates Confraternity にまでさかのぼることができる。Pirates Confraternity は、もともとイギリスの植民地支配への抵抗を目的として創設された学生秘密結社であった。その初期メンバーのなかにはのちにノーベル文学賞を受賞するウォレ・ショインカもいたといわれている<sup>7</sup>。独立後になると、こうした学生秘密結社は、社会正義の実現、黒人の解放、友愛の促進、道徳意識の向上といった目的を掲げた互助的な学生組織へと発展し、各地の高等教育機関に次々と支部を創設していった。そして、学生秘密結社は、全国的なネットワークを築いて組織の拡大を図る一方で、新入会者の獲得や学生自治会人事の掌握などをめぐってキャンパス内で激しい抗争を繰り返すようになり、その独善性、排他性、秘密主義、攻撃性、暴力性、奇怪なイニシエーションのゆえにキャンパス・カルトの名称で知られるようになった。

現在、キャンパス・カルトはナイジェリア全国に30以上あるといわれており、その事例としては、前述した Pirates Confraternity(別名 Sea Dogs)に加えて、Black Axe、Buccaneers、Dragon、Blood Suckers、Black Berrets、Green Berrets、Vikings、Black Cats、Scorpion、Eiye Confraternity、Blood Spot、Neo-Black Movement、National Association of Adventurers、Ku Klax Klan、Red Devilsなどが挙げられる。また、女子学生のためのカルトとしては、Pink Ladies や Daughters of Jezebel といった組織がある。

カルトの活動は、まず新入生の獲得から始まる。新年度が始まると、学生団体として公には活動することができないカルトは、他の組織や架空の団体の名称などを使って集会を開いたり、新入生を個人的に勧誘するなどにして新入会者を密かに集める。そして、入会希望者が集まると、カルトは入会のためのイニシエーションを行う。イニシエーションの内容はカルトによって異なるが、カルトのなかには、先輩会員が新入会者に対して集団暴行を加えたり、新入会者から集めた血液にアルコールやマリファナなどを混ぜてその液体を飲み交わすといった契約行為を行うグループもある<sup>8</sup>。こうしたイニシエーションを通して、新入会者は、組織への絶対的忠誠、秘密の厳守、会員相互の扶助と友愛の義務、組織のルールに反したときの肉体的罰則の過酷さ、脱会の困難さなどを学ぶことになる。そして、こうした過酷なイニシエーションを耐え抜いた者だけがカルトへの正式入会を許され、組織内だけで通用する独自の呼称を与えられて活動に参加する。

しかし、カルトの活動は、前述した黒人の解放や社会正義の実現といった高邁な目的とはまったく裏腹に、ライバル同士の抗争、授業や試験の妨害、脅迫、強盗、レイプ、女子学生の「所有」をめぐる殺傷、反カルト的な学生や教職員への報復的暴力行為といった自己中心的かつ反社会的なものが多い。ナイジェリアにおける学生秘密結社の老舗的存在である Pirates Confraternity のように、現在ではキャンパス内の抗争から撤退し、キャンパス外にクリニッ

クや病院を開設して社会貢献活動などを展開していると主張する組織もある。しかし、そうした Pirates Confraternity の主張がもし仮に事実であるとしても、それは極めて例外的な事例であり、カルトの大半は依然としてキャンパスを拠点として独自の活動を展開し、そのうちのいくつかは前述したような暴力的かつ反社会的な行為を繰り返している。

#### 4. カルト対策をめぐる問題点と課題

こうしたカルトの活動に対して、これまで大学当局や警察側もまったく対策を講じてこなかったわけではない。例えば、1999年だけを見ても、6月にオグン州立大学が68名のカルト・メンバーのリストを公表し、その退学処分を決定している。また、7月にはエド州アウチの連邦ポリテクニクにおいてカルト・メンバーと思われる32人の学生が逮捕され、その所持品のなかからピストルや銃弾などが押収された。さらに、こうした大学当局と警察によるカルト取り締まりが強化されるなかで、8月にはアビア州立大学などに属する225名のカルト・メンバーがカルトからの集団脱会を自主的に表明している。

しかし、こうした大学や警察によるカルト対策は総じて十分なものとはいえず、キャンパス・カルトの活動はいまだに本格的な沈静化の動きをみせてはいない。また、カルトのなかには、かつてカルト・メンバーであった大学教職員、政府関係者、軍人、地元有力者などを支援者としている組織もあり、そうした外部支援者の存在がキャンパス・カルトの根絶を一層困難なものにしているという。カルトのメンバーは、こうした支援者の協力によって当局の摘発を免れたり、逮捕されてもすぐに釈放されて復学を許されることがあるといわれている。また、支援者がカルトに対して銃器入手のための資金援助をしているとの噂もある。そして、外部支援者は、こうした庇護や資金をカルトに提供するみかえりとして、カルト・メンバーに脅迫や暴行といった「汚れ仕事」などをさせたりするという。こうしたカルトと外部支援者の協力関係が実際に存在するのかどうか、もし存在するとすれば、それはどの程度の協力関係なのかといった点については不明である。しかし、1998年4月に実施された国政選挙では、一部の政治家がカルト・メンバーに500ナイラから1500ナイラ程度の報酬を渡して選挙妨害をさせていたとの報告もある<sup>9</sup>。

キャンパス・カルトは、ナイジェリアにおける一つの重大な社会問題となりつつある。教育分野を重視するオバサンジョ政権も、キャンパス・カルトの根絶をその政策課題の一つとして掲げており、新政権による今後の具体的な対応が注目される。しかし、キャンパス・カルト問題を真に解決するためには、警察や国家諜報機関などによるカルト取り締まりの強化だけでなく、カルト脱会希望者に対するカウンセリングなどの心のケアやカルトを地下に潜伏させないためのカルトの公認団体登録といったより包括的な対策が検討されるべきであろう。

### 第4節 国内対立の様相と新政権

#### 1. 住民対立の契機

近年、地域住民間に深刻な対立が生じたケースとして注目を集めたのが、南西部オシュン（Osun）州の都市イレ・イフェにおける住民紛争であった。イレ・イフェとは、この地域で支配的なヨルバ語で「イフェ人の町」を意味し、地方政府単位での人口が約19万人（1992年データ）、南北の同じく「イフェ」の名称を冠した二つの地方政府をあわせると、その人口規

模は 40 万人にも達する。商業センターとして国内他地域からの流入民も少なくないのだが、少なくとも外部の眼からは、イレ・イフェの住民は「イフェ人」としてのアイデンティティをもつコミュニティと見なされてきた。

ところが、1997 年を前後してもちあがった地方政府の庁舎移転をめぐる住民間に反目・対立が生じ、「イフェ人」コミュニティが分裂する事態となった。それまで政府庁舎が所在していたイフェ地区の住民にとって、移転先となったモダケケと称される地区は、同地に遅れて流入してきた“新住民”の居住地域と見なされていたからである。イフェ住民は庁舎移転に対する強い異議を唱え、これがモダケケ住民に対する襲撃、焼き討ちへとエスカレートしていった。

同地を所管する地方政府や州政府による説得、調停も効を奏さず、窮余の策として採られた移転撤回は、逆にモダケケ住民の不満を買うことになった。伝統的首長層の介入などがあったものの、住民対立は 2 年余りも収拾に至らず、イレ・イフェ中心部で隣り合う地区の住民の間に大きなしこりを残した。政府庁舎の所在が、単なる便宜の問題ではなく、政治的利権とも深く関わっていることが反目・対立の背景をなしている。ここから生じる住民間の利害の衝突は、長年にわたり共存してきた人々、一体とみなされてきたコミュニティにすら亀裂をもたらしたのである。

地方都市の場合、その土地の主要グループで構成される“旧住民”と、何らかの理由で流入し、定着した“新住民”との関係は、人口におけるアンバランスもあり、常に緊張をはらんでいる。とりわけミドル・ベルトや北部のムスリム住民が多数を占める地域では、クリスチャンの多い南部出身者との社会的、経済的な軋轢がきっかけとなって大規模な衝突に発展し、宗教対立の様相を呈することもしばしばであった<sup>10</sup>。シャリーア問題の深刻さは、このあたりの事情とも密接に関わっている。

ナイジェリアには、大小を問わずコミュニティや言語グループによる独自の地方政府設置要求、さらには新州設置運動がたえず続いてきた歴史がある。歴代軍事政権はこれらに譲歩する形で、住民の要求を部分的には実現してきたのだが<sup>11</sup>、オバサンジョ政権は明確にこれを認めない姿勢をとっている。現在の行政区分が必ずしも合理的でないところもあり、また住民側の政治的要求は強まるがあっても、具体的な施策なしに解消されるとは考えにくい。

## 2. 権利要求運動の展開と問題点

地域住民による権利要求運動という点では上述の石油産出地域が最も目を引いてきたが、これは今後も各地で展開することが予想される。その特徴の一つと言えるのは、民主化により政治代表選出が可能になったにもかかわらず、こうした政治的手続きを踏んで要求の実現を図るといったやり方を住民が選択しないことである。地域レベルにも既成政党の支部やこれに連なる有力者が存在するにもかかわらず、住民は連邦政府ないしはそれに連なる責任主体に対して直接要求するやり方をとっている。

石油産出地域について言えば、国際的影響力を示したオゴニ人、とりわけ MOSOP のケースがモデルとなり、たとえば隣接する有力グループであるイジョ（Ijaw）人の間でも権利要求運動が活発化し、その組織化が進んでいる。漁撈民としての歴史的背景を有するイジョ人は、政府主導の国内開発からの恩恵を受けることが少なく、また周辺グループとの交渉も希薄であっ

た。言語グループとして数百万人という人口規模を有しながら、その政治的影響力は北部の同規模のグループには遠く及ばず、これがオゴニ型の運動を展開することになった理由とも考えられる。

こうした運動形態をとったことによる問題点の一つは、運動そのものにおけるリーダーシップの欠如である。イジョ人の場合、同一の言語グループとしてのゆるやかな一体感こそあれ、デルタ地帯という近隣住民との交通がままならない地理的条件と、それゆえにコミュニティどうしが親和性を欠いてきた歴史が、統一的なリーダーの輩出を困難なものとしてきた。ケン・サロ＝ウィワという類希なる人材を得たオゴニ人の場合ですら、権利要求運動全体は決して一枚岩ではなかったのである。

結果的に、グループとしての運動の中核的主体は形成されず、サブ・グループに細分化された運動が展開することになる。まがりなりにも組織的には MOSOP に統一されていたオゴニ人の運動とは異なり、イジョ人の場合には同様の目的を掲げた組織が乱立した。青年組織だけをとってみても、たとえば「イジョ青年会議」と「全イジョ青年会議」と称する二つの組織が併存しており、前者が直接行動、後者が政治的運動をそれぞれ重視していること以外、両者を差別化することは困難である。こうした事態が運動としてのバーゲニング・パワーを減じさせている点は否めない。

### 3．対立の本質と政権の課題

住民対立や権利要求運動に焦点を当ててみると、自らの利害をあからさまに主張する国内諸グループの姿が浮かび上がってくる。歴代軍事政権の下では、軍人をはじめとする有力者のチャンネルを通じてしか追求できなかった経済的、政治的利害を、より直接的な方法で実現しようとする人々とその組織とが立ち現れてきた。民政移管後、国民のあいだには新政権に対する大きな期待があり、これが利害表明に結びついたと考えるのが妥当であろう。だが反面、独立以来の政治的混乱の歴史と、これが軍部の介入を招いてきた事実とを想起すれば、それらへの対処がオバサンジョ政権にとって重要な課題であることがわかる。

ナイジェリア国民のガバナビリティという観点からしても、その人口規模と多様さ、さらに気質という点において、オバサンジョ政権の課題は容易なものではない。本来であれば各政府レベルでの利害調整があり、連邦政府が最終的な権限をもつべきである。しかし、現在起こっている事態は、シャリーア問題におけるザンファラ州のように州政府までが特定の利害を前面に押しだし、しかも石油産出地域のサブ・グループの要求にまで連邦政府が対応しなければならない状況が現出している。

行政能力の点から言っても、これらすべての要求に対処することは連邦政府にとっても困難である。オバサンジョ政権は閣僚増員とその任命における地域バランスの確保という形式的対応こそ先行させたものの、実質的な調整メカニズムは何ら整備できていない。この点で石油産出地域開発委員会（OMPADEC）の廃止とナイジャー・デルタ開発委員会（NDDC）新設が今後の政権運営の試金石と言えるのである。OMPADEC について問題視されている伝統的首長層をはじめとした既得権益層の影響力を排除しつつ、地域住民の利害を実現する制度として NDDC を整備できるか否か。さらに、石油収入配分について国家的コンセンサスを醸成できるか否かが、政権に問われることになる。

これとも関わる問題として、社会の「持たざる」層からの不満への対処ということがある。ナイジャー・デルタにおける対立は、それまで経済的恩恵に浴してこなかった人々、特に青年層の根強い不満がもたらしたと言っても過言ではない。上述したイジョ人青年組織による活動の過激化<sup>12</sup>はそれを象徴するものではあるが、ナイジェリア社会では必ずしも突出した動きとは言えまい。前節でとりあげたキャンパス・カルトをはじめ、地域社会での暴力や組織犯罪への関与など、青少年をめぐる問題はいよいよ深刻化しつつある。オバサンジョ政権が教育問題を重視する理由の一端はここにあり、基礎教育の建て直しが政権のいま一つの課題とされるに至った。これについては次章で詳細な検討を加えることにする。

(望月克哉：はじめに、第4節)

(林正樹：第1節)

(落合雄彦：第2、3節)

注)

- 1 島田周平『地域間対立の地域構造』大明堂,1992年,181-184頁。
- 2 Suberu,R.T., *Ethnic Minority Conflicts and Governance in Nigeria*, Ibadan:., Spectrum Books, 1996, pp.29-30.
- 3 Osaghae,E.E., "The Ogoni Uprising: Oil Politics, Minority Agitation and the Future of the Nigerian State," *African Affairs*, Vol.94, No.376, July 1995, pp325-344.
- 4 Suberu, R.T., *op.cit.*, 1996, p29.
- 5 African Development Consulting Group, *The Nigerian Oil Industry-1998/99 edition*,Lagos:,African Development Consulting Group, p94.
- 6 中野毅「反カルト運動とアメリカ・ナショナリズム」、中野毅、飯田剛史、中山弘編『宗教とナショナリズム』所収、世界思想社、1997年、98ページ
- 7 Israel 'Kelue Okoya, "Emergent 'Power Blocks' and Peaceful Co-Existence in Nigeria: a Critical Exploration of Secret Cults in Nigerian Tertiary Institutions," *Africa Peace Review*, Vol.2, No1, April 1998, p.66.
- 8 *Ibid.*, pp.69-71.
- 9 *Ibid.*, pp.78-79.
- 10 とりわけ北部諸都市での宗教暴動(religious riot)は大規模かつ長期にわたるものが多く、たとえば1980年12月にカノ(犠牲者5000人)から始まった「マイタツイン(Maitatsine)暴動」は、以後もくすぶりつつ82年12月のマイドゥグリ(同4000人)、84年3月のヨラ(同1000人)と尾を引き、85年4月のゴンベ(同100人)でようやく終息したと言われる(Toyin Falola, *Violence in Nigeria: The Crisis of Religious Politics and Secular Ideologies*, Rochester,,: University of Rochester Press, 1998, p.137)。
- 11 最近の例としては、1996年10月にアバチャ軍事政権が6つの州((バイエルサ、エボンイ、エキティ、ゴンベ、ナサラワ、ザンファラ))と183の地方政府の新設を承認している。
- 12 1998年10月以降、イジョ人青年層の中には石油会社に対する直接行動にでるものが現れ、石油関連施設・資機材の占拠・奪取が頻発したほか、同12月には同地域で操業する企業に対して2週間以内の撤退をせまる最後通告を突きつけるに至った。(Africa Research Bulletin,



## 第6章 新政権に対する支持と国民生活

### 教育セクターの現状と課題

#### はじめに： Universal Basic Education (UBE)計画

新生オバサンジョ政権が4ヶ月を迎えた1999年9月、初等及び前期中等教育9年間の無償・義務化計画を発表した。これが Universal Basic Education (UBE) scheme である。奇しくも同じオバサンジョが6年間の初等教育無償化を打ち出した Universal Primary Education (UPE)から23年の歳月が流れていた。

本章では、このUBEを軸に、国民生活の根幹に関わる基礎教育の現状と課題を探ることにする。

#### 第1節 UPEの経験<sup>1</sup>

第2次世界大戦後の国際社会においては、「発展の遅れた」植民地域(途上国)開発を目指す動きが本格化し、国際連合、UNESCO等では教育政策の柱として「すべての子どもたちに教育(識字)を」というスローガンが高らかにうたわれた。ことに1960年の「アフリカの年」前後には、アフリカを中心として集中的に教育会議やプロジェクトが開催され、人的資本の開発を目指して勢力が注ぎ込まれたのは周知の事実である。

ナイジェリアにおける Universal Primary Education(UPE)もその流れと無縁ではなかった。UPE計画そのものの流れは、1976年9月のオバサンジョ政権の実施宣言に先立つ2年前、1974年1月、当時の国家元首ゴウォン将軍によって発表されたものだった。

##### 1. UPEの背景

UPEの背景としては、具体的には以下のような事情が関係している。

1961年5月、UNESCOアフリカ教育会議(Addis Ababa, Ethiopia)で以下のように宣言されたこと:「1970年代半ばまでに、国民全体を対象とした6年間の初等義務教育の達成を目指す」。

1969年ナイジェリア連邦カリキュラム会議提言:「政府財源による、無償・義務初等教育を開始すべき時である」。

1972年 Somade report (1970年連邦軍事政権の設置した教育委員会の報告書): 無償義務教育を求める国民大衆の声が強まる。

1970年代オイル・ブームによる国家財政のゆとり = UPEの連邦政府負担を可能とする。

識字率の南北格差の拡大:1970年当時の識字率は、全国平均35%、北部地域7%、中部地域26%、南部地域62%、特にラゴス州95%となっていた。

そしてさらに先駆的な試みとして、

独立以前の1955年、旧西部州(Western region)、続いて1957年旧東部州(Eastern Region)による初等教育無償化が実施されたことも大きな影響を及ぼしたことは疑いない。

いずれにしても当時のオイル・マネーを背景に、内外の教育に対する欲求の高まりに応えたものであったといえる。

## 2. UPE の問題点

先に見たように、当時の世界情勢と、産油国としてのナイジェリアが特殊な状況にあったことが、この計画の大きな推進力になったのであるが、果たしてどのように実施に移されたのが、現在の UBE 計画の今後を考える上でも重要な要素となるだろう。以下 UPE の諸問題について、いくつか取り上げてみる。

### (1) 計画段階

1974 年 1 月の計画発表から 2 年半余り後に実施に移された UPE だったが、後の識者の評価は、「計画が存在しなかった」という酷評もあるほどに、準備時間の不足という認識で一致している。

例えば統計の不備という今日にも繋がる問題があり、その結果として、1976 年計画開始時の対象児童数見積が 230 万人だったのに対して、実際には 299 万人、約 31% の過剰となった。このことは、児童一人当たりにかかる経費が跳ね上がるのみならず、ただでさえ不足していた教員や教室を急遽補充しなければならないことを意味していた。

一方 UPE に先立って実施された前項の旧西部・東部州の同種プログラムの経験を全く学んでいないという批判もあった。すなわちそれぞれのプログラムとも開始後数年で崩壊してしまっただが、独立前の試みに対する 1960 年 12 月のパンジョー委員会の報告によれば、失敗原因がその不適切な計画にあるとされ、具体的には、児童数及び必要教員数の見積の甘さ、既設教育インフラ状況が把握できていなかったこと、さらにずさんな支出計画等があげられていた。このことから見れば、新たに計画された UPE もまた旧東西両州の失敗に何ら学ぶことなく、単に焼き直しをしたといわれてもしかたがないかもしれない。

### (2) 財源

1970 年代後半は、ナイジェリアにとってはオイル・ブーム期であった。この多額の石油収入を背景に、UPE は始められたのだが、先に見たように計画のずさんさ故に、1976/77 及び 1977/78 学年のわずか 2 年間で当初 5 カ年計画予算の実に倍以上を負担せねばならなかった。これほどのギャップは石油収入が高額で安定していても見過ごせないレベルと言えるが、不幸にして 1978 年には早くも石油収入が減少し、UPE のみならず国家財政全体が大きく影響を受けることになった。

さらに UPE は連邦政府主導で始められたこともあり、実施機関としての州及び地方政府の関与がほとんどなかったといわれている。言い換えれば州・地方政府は UPE を「連邦政府プロジェクト」と認識していたのである。このため当事者意識がほとんどなく、配分された資金を他に流用するあるいは不正使用するなどの事態が頻発したといわれている。これはナイジェリアやナイジェリア人に対して、よく指摘されるように石油を「神からの授かりもの」とする意識も働いているものとみられる。

いずれにしても計画の不備から来る予想外の支出急増と、非効率的な運用によって、UPE

はそのスタートから躓いたのである。

### (3) 実施段階

先述のように計画、予算ともはじめから大幅な変更を余儀なくされた。その他では、教員養成に関わる問題があげられる。すなわち既設・新設の教員養成系大学では、卒業までに4年かかるのだが、UPE 準備に割かれた時間は2年半余りであり、物理的に大量の新卒教員を確保することは出来ない。このために緊急措置として訓練を受けていない、あるいは資格を持たない「代用」教員を大量に動員することとなり、結果として教育水準をさらに落とすことになってしまった。

また全国統一されたカリキュラムやテキストの準備も遅れ、結局カリキュラムが完成したのは UPE 第1期生の卒業の年になってしまった。

すなわち教育環境、内容ともに水準が低下し、その他をも含めて、断ち切れない悪循環に陥ってしまったのである。

### (4) 結末

以上のような状況から容易に推察できるように、UPE はその目標を達することなく消えていった。

その後引き続き石油収入減により、連邦政府は1978年以降 UPE 財源を連邦のみならず、州、地方、及び教育委員会の共同出資とした。これは連邦政府が UPE から部分的に撤退したことを示し、その時点まで「UPE = 連邦プロジェクト」という誤解を払拭できなかったことから、UPE そのものの崩壊へと繋がった。

### (5) UPE の貢献

これまで見たように、華々しいデビューを飾ったわりに、UPE はあっけなく幕を閉じたのだったが、それでもいくつかのプラスの結果も残した。例えば、

- 初等教育就学者の増大
- 国民大衆の教育への覚醒を促進
- 教育における南北格差の部分的縮小に貢献

などがあげられ、特に初等教育就学者数の増大は表1に見るように、1973年の UPE 実施前に比べ、約15年後の1986年には4倍近く上昇したのであった。

表1 初等教育就学者数の推移 (人)

1973年	4,746,808
1976	8,260,289
1977	9,848,957
1978	11,474,853
1981	13,663,000
1984	14,174,000

1986	16,251,000
------	------------

出所) Aiyepoku, T.F. *6-3-3-4 System of Education in Nigeria*, p.29 より、  
 原資料は Federal Ministry of Education, Nigeria

#### (6) 中等教育の変革

UPE 計画のスタートは、それに続く中等教育の体制や内容にも大きな変革を促した。具体的には Junior Secondary School (JSS) = 前期中等教育(日本でいう中学校)は、1982年 UPE 第1期卒業生を受け入れるべく設置された。それまでの学制では、5年制中等学校のみが存在し、しかもそれはもっぱらイギリス式のアカデミック=大学進学のみを目標としたエリート教育だったため、多くのナイジェリアの児童にとっては、初等教育卒、即就業というコースが一般的だった。言い換えればナイジェリアの就業者の多くが、小学校卒業生以下=未熟練であったわけである。

これに対し新制度の画期的な点は、この制度における中学校卒業生を実質的な新規就業者としたことで、技術・知識も豊富になり、年齢的にも成熟するなど、現実的な労働力に相応しいと考えられたのであった。従ってカリキュラムもそれまでのイギリス式グラマー・スクール由来の教養中心から、より実地的な技術を中心とした職業教育に力点が置かれるようになるはずであった。

しかし実際には、そうした理想とは異なり、連邦及び州政府共にまたしても準備が十分に出来なかった。職業教育に不可欠な作業場やそのための機材などの調達は、結局スタートから3年後の1985年にずれ込んでしまった。この理由は、まず歳入減少から連邦政府が中等学校への資金提供を完全に取りやめたこと、同時に州政府側にも負担能力がなかったこと、さらによりやく提供された連邦政府経由の世銀ローンを使って機材をヨーロッパ4カ国から調達したが、通関手続きに時間がかかったことや、政権の不安定(クーデター)など、総じて UPE 開始時の初等教育への取り組みのような熱意が無くなってしまったことが最大の原因と言える。

## 第2節 ナイジェリア初等・中等教育の現状と問題点

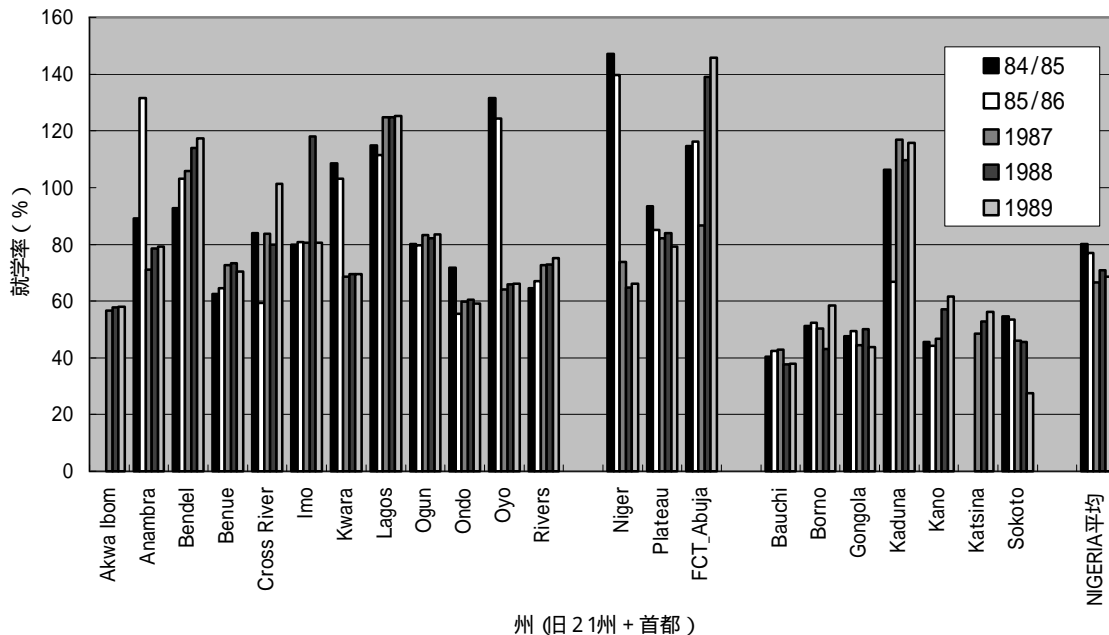
1970年代後半から始まった UPE と、今年宣言された Universal Basic Education (UBE) との間に、23年のブランクがあるのは先述の通りである。ここでは、その間のナイジェリア教育指標をいくつか取り上げて、現在の UBE 開始に至るまでの教育状況を概観する。

### 1. 小学校就学率の推移

1980年代後半のナイジェリア各州(旧21州及びアブジャ首都地域)別の就学率の推移を示したものが図1である。ここではいわゆる南北格差について確認するため、南部地域を左側、北部地域を右側に配した。その結果、各州とも年毎のバラツキはあるものの、カドゥナをのぞく北部諸州がナイジェリア全国平均を下回っており、やはり南北に格差が存在するといえる。この主たる原因はよく指摘されるように、また後に現地報道を取り上げることにするが、イスラム教とキリスト教という宗教的な違いが影響を及ぼしているとみられる。いずれにしても、

首都アブジャやベンデル等を除いて、年々割合が低下していることは深刻である。

図1 小学校就学率の推移



出所)

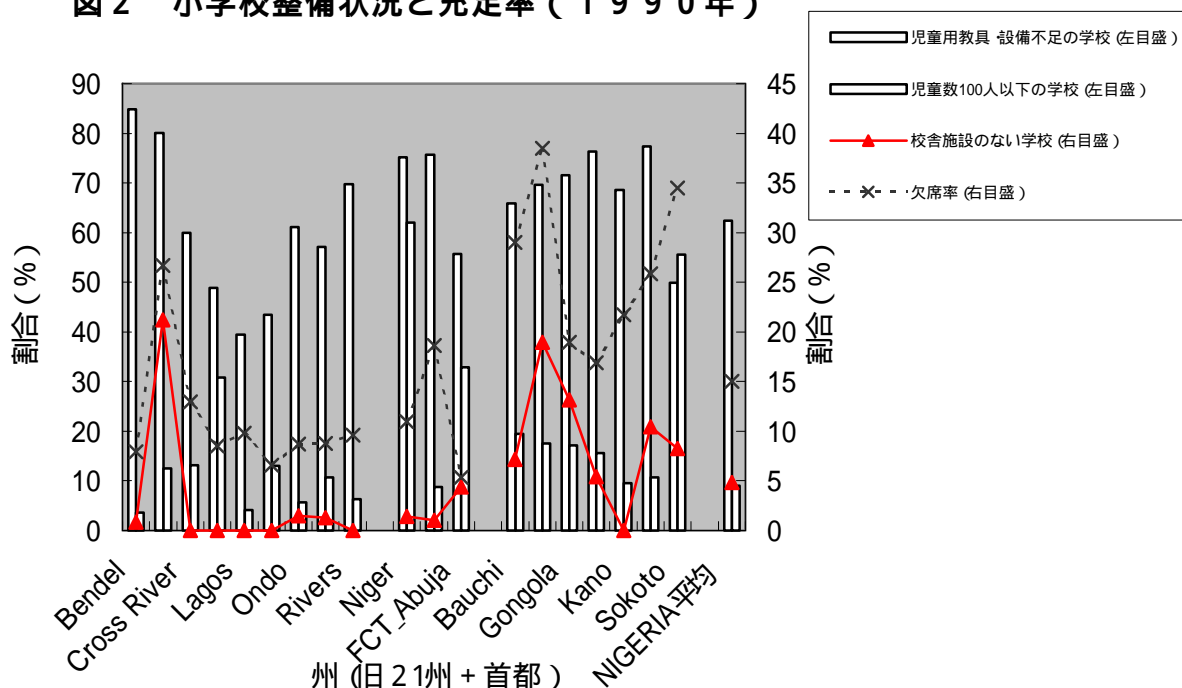
Akinkugbe, O.O., "Nigeria and Education", 1994, p.64 より

原資料は Federal Ministry of Education Statistics Division, "Statistics of Education in Nigeria 1980-1984", "同 1985-1990".

## 2. 小学校施設整備状況と充足率

小学校就学率の推移に何らかの影響を及ぼすとみられる学校施設に関して、1990年当時の21州 + 1の小学校施設及び児童の在籍状況等を示したものが図2である。ここでもやはり図1と同じように配置をした。ただしここでは、データの不備によりアクワ - イボム、アナンプラ及びイモ各州は除いた。これによれば、クワラ、ラゴス、オグン各州を除いて、何れも児童用の教具不足を訴える小学校が5割を超えている。また児童数が少ない学校は、後にみるように面積が広大なわりに人口密度が低いナイジャー、ソコト両州を除いて比較的低い数字を示している。すなわち児童数がかなり多いということが伺われる。一方校舎施設がない学校を比較してみるとベヌエ州の状況が深刻だが、それ以外状態の悪いのはほぼ北部諸州に集中している。そして南北で際だった差がみられるのは、北部諸州の欠席率の高さである。これらの結果から、教具や校舎が不備であるにもかかわらず児童の在籍数はかなり多いとみられ、そうした悪条件が欠席率にも影響を及ぼしているとみられる。特に北部諸州は、欠席率が何れも非常に高く、小学校教育の浸透も思うようにいかないであろう現状が分かる。

図2 小学校整備状況と充足率（1990年）



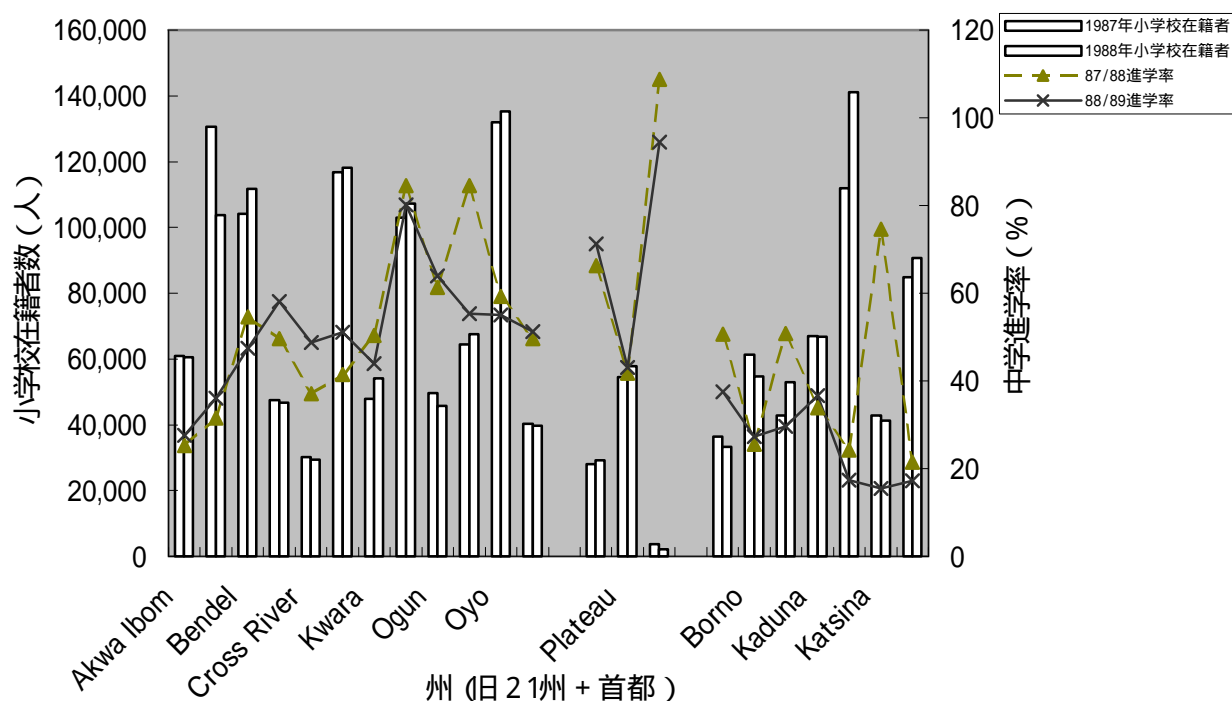
出所) Akinkugbe,0.0., "Nigeria and Education"1994.p.62 より  
 原資料は NPEC/SPU, "Monitoring Report 1991".

### 3 . 小学校在籍者数と中学進学率

UBE が目指す中学校までの義務化に関して、1980 年代末の状況を見たのが図3である。ここでも南北に分けて配置した。問題となる中学進学率について、87/88 学年（ナイジェリア全国平均 46.2%）の数字では、オンドおよびカチナ、さらにラゴス、アブジャでは 60%を超える高い割合を示したが、翌 88/89 学年もその水準を保ったのは、ラゴス、アブジャという特別な州のみであった。特に 88/89 学年では全国平均の 43.2%に対して、北部諸州は何れもその水準に達しなかった。この中学進学に関しても南北格差が明らかとなった。

むろん今回の UBE 計画のために、人員・施設等拡充されることも考えられ、その結果によっては状況に変化がみられることも十分あり得るが、アフリカ地域の中でナイジェリア全体としては極端に低い水準ではないにしても、「義務化」という目標に対してはかなり困難が予想される。

図3 小学校在籍者数と中学進学率の比較



注) ナイジェリア全国平均: 87/88 進学率 46.2%; 88/89 進学率 43.2%

出所) Akinkugbe, 0.0., "Nigeria and Education", 1994.p.90 より

原資料は Statistics Branch, Federal Ministry of Education, vl, Lagos, March. 1990

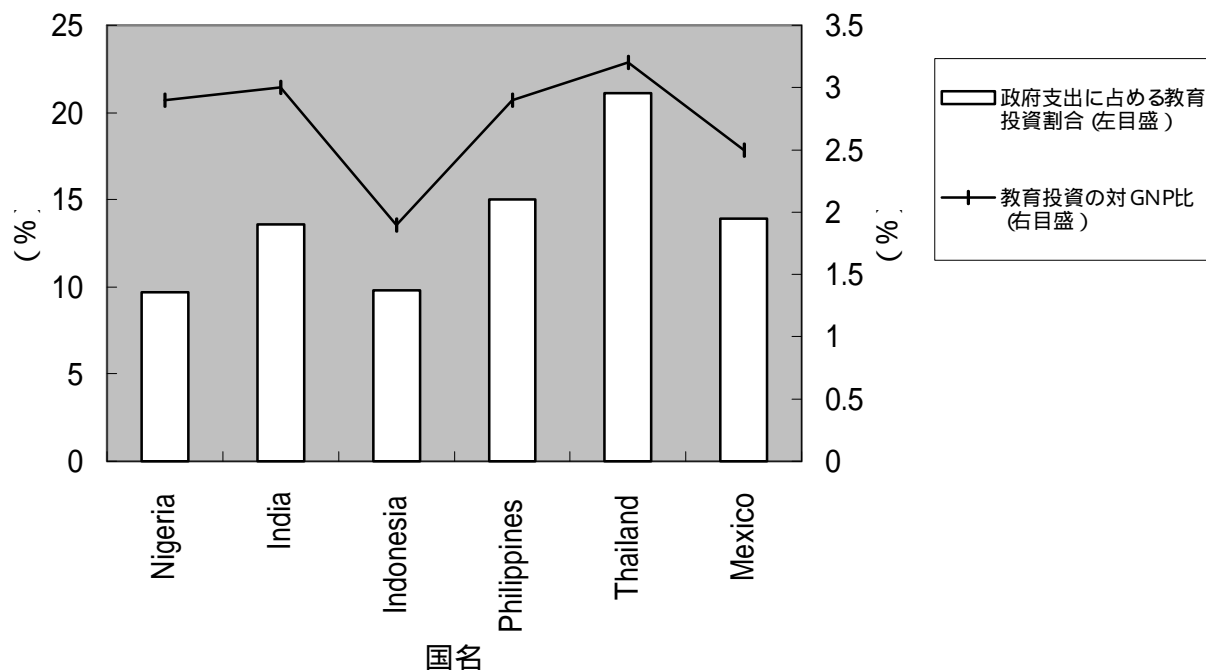
#### 4. 教育支出の比較

図4では、これまでの国内教育指標とは趣を変えて、途上国のいくつかの国々と教育支出を比較してみたい。このことは、新たにUBEを始めるナイジェリアの教育投資の現状が、アジア(インド、インドネシア、フィリピン、タイ)やラテン・アメリカ(メキシコ)諸国と比較してどのような水準にあり、今後さらにそれを拡充していくことが現実的であるかどうかの判断材料の一つにもなるものと思われる。

さてこの図から見ると、6カ国の中で政府支出に占める教育投資の割合は、インドネシアとほぼ同じ、10%に満たない最低水準であるが、対GNP比で見るとインドネシア、メキシコを上回り、ほぼ他諸国と同じ約3%水準にある。後に見る最近の報道などから、UBEを積極的にサポートするとみられることから、対政府支出比も上昇することが考えられるので、タイほどの規模は期待できないとしても、各国に引けを取らない水準まで到達することは十分現実的である。問題はそうした水準にあっても、図1~3にみられるような格差が存在していることであり、どのような優先順位付けをするのかということと、さらにはこうした数字に表れてこない質的な面 = 中身についての検討がなされているのかという点である。

次節では、こうした点を念頭に置きつつ、最近の報道を中心にUBEの現状を検討する。

図4 主な発展途上諸国の教育に対する支出の比較（1990年）



出所) UNDP Nigeria, "Nigerian Human Development Report 1996", 1997, UNDP, Nigeria, p.49, p.99. Nigeria Poverty Assessment, Population and Human Resources Division, West Central Africa Department, 20 July 1996

### 第3節 UBE 計画と将来展望

#### 1. UBE の背景

1980 年以来停滞してしまったナイジェリアの初等及び中等教育の建て直しを目指すのが、UBE である。その背景としては、教育荒廃の影響を受けて何年か後に学卒 (= 有資格) の公務員を得ることが難しくなる州も出て来るという悲観的なシナリオや、drop-out の増大が社会の不安定要素になっているという認識がある<sup>2</sup>。

さらに外交政策的色彩も見ることができない側面である。ナイジェリアは、民政移管を果たした今年5月まで、アバチャ軍政下の1995年、英連邦の資格停止をはじめ、多くのドナー諸国から援助停止などの経済制裁を受け、国際社会から孤立した感を否めなかった。こうした状況から解き放たれたことを期に、積極的外交を推し進めているところである。このUBEに関して、国内での宣言は23年前のUPEと同じくソコト州で9月に行われたが、国際的なパフォーマンスとしては、11月に開かれたUNESCO総会の場を積極的に活用した。その含意として例えば、以下のようなものがある。

Education for All (EFA): UNESCO 等が提唱する EFA プログラムへの積極的な関与として UBE をアピールする。

さらにこの UBE を実績あるいは足がかりとして

UNESCO 理事会への立候補：国際社会への完全復帰と、UNESCO をはじめとするドナーの資金提供の獲得を目指す<sup>3</sup>、といったことが考えられる。

それは逆に言えば「外堀を埋めて退路を断つ」という決意ともとれなくもなく、もしそうであるとするならば、UBE が単なる UPE の焼き直しというよりももっと重要なカードである可能性もある。

## 2. UBE の目標

再三触れているように、オバサンジョ政権は 1999 年 9 月ソコト州において、初等（6 年）+ 前期中等（3 年）= 9 年間の教育の無償化及び義務化を発表した<sup>4</sup>。

主な計画の内容としては、

すべての学齢ナイジェリア児童に、無償の基礎義務教育を提供する。

国民全体に教育機会を提供することで、出来るだけ早く識字率向上を図る。

市民全体の教育に対する信用を回復し、社会移動の手だてとしての機能を強化する。

関連分野の活用や効率化を通じて、公教育制度からの drop-out を減少させる。

多様な手段や方法（TV 等）を通じて、drop-out 児童や学校に通うことの出来なかった青年達に補完教育の機会を与える。

適切な水準の識字能力、計数能力、その他の生活必需能力を獲得させる。

などが骨子とされている。特に単に学齢児童の義務教育だけを対象とするのではなく、現在の国民の多くを占める非就学青年をも取り込むという点が重要である。ただしその際にも明確な優先順位の設定が望まれる。

## 3. UBE に対する各州の反応

9 月の宣言に対して、国内各州では様々な反応が見られる。ここではそれらのうちのいくつかを取り上げ、UBE の実施機関としての州政府の考え方をみる。

### (1) ヨベ州の目標設定<sup>5</sup>

就学率低迷の原因：識字率が国内でも最低水準にあるのは、就学率の低迷が大きな影響を与えている。そして就学率を抑えているのが親の態度である。州政府の調査によれば、宗教的、あるいはその他の理由で、学校に通わせたくないとする親が、実に 85% に上る。

識字率の向上：2003 年までに現在の州内平均識字率 15% を 50% にまで高める。

具体的方法

- 伝統的首長層の協力を得る = 親の態度に変化を与える。
- 国内外から訓練された教員を積極的に採用する。
- 移動映画、当地製作映画を利用して、住民意識の覚醒を図る。内容としては、教育を受けた者とそうでない者の、経済的・社会的格差を印象づける。
- 政府は、住民に対して教育政策を明確に打ち出し、地方教育局の活動に、反対できない雰囲気醸成する。
- 公教育制度（西洋式教育）= 「反イスラム洗脳教育」という誤解を解く。

- 1,000 人の識字学級講師の採用。
- 1 億 4,850 万ナイラの補正予算の 39% に当たる 5,800 万ナイラを教育セクターに投じる。内訳は、新規中等学校建設投資 2 校、新規実験施設設備投資 5 校。

以上のようにヨベ州の取り組みは、かなり具体的な目標と共に整備されつつあるとみられるが、その結果は単に 1 州の成功・失敗にとどまらず、これまでずっと指摘されてきた南北格差の是正、イスラム教徒との協調という、非常に大きな課題に対する解答とも考えられる。その意味で注目されるところである。

#### ( 2 ) アダマワ州の事例<sup>6</sup>

- 州内のある中学校では、8 名の正規教員と 4 名の大学生非常勤講師に対して、1,540 名の学生がおり、教員 - 生徒比率は 1 : 192.5 になってしまう。
- この中学校では、現在教科書は生徒負担であり、さらにその上で各学期の授業料 135 ナイラを徴収している。
- 一方州教育省職員は 24,000 人おり、総経費約 2 億 1,000 ~ 2,000 万ナイラのうち、1 億 9,000 万ナイラが人件費に費やされている。

同じく北部に位置するアダマワ州の現状であるが、教員 - 生徒比率の状況は非常に深刻である。さらに人件費と生徒負担とのバランスは、実施機関としていず何れの州及び地方政府にとっても真剣な対応が迫られるところである。

#### ( 3 ) ナイジャー州<sup>7</sup>

- ナイジャー州は、面積的には国内屈指の規模だが、人口密度は低い。そのため、学校配置に苦慮している。UBE 実施に際してこの状況を考慮し、特に初等教育については、連邦政府からの巨額の補助に期待を寄せている。
- 一方、州政府としては中学校整備に力点を置く考えを示した。
- しかしたとえ 100 万ナイラ投資したとしても、わずか 50 人の児童が、西アフリカ中等学校試験 ( WASSCE: West African Secondary School Certificate Examination ) 規定の 5 単位を修得するにすぎない。

ナイジェリア中部に位置するナイジャー州は、UBE の後半部分である中学校整備を重点に据えるとしている。特にこれまで有名無実化していた中学校の存在に力を入れることは大変重要である。しかしながらその一方で小学校整備に関して、連邦政府に過大な期待をすることは、UBE の例を挙げるまでもなく大変危険な兆候である。

#### ( 4 ) ラゴス州<sup>8</sup>

- UBE 実施に際して、州内 100 校の小学校の補修・改築に 50 億ナイラ必要と試算し、これが実現できなければ UBE 実施も不可能と訴えた。
- 学校・教室の荒廃は、物理的な教育環境問題のみならず、教員 - 児童比率の悪化にも影響。例えば国連基準では、教員一人あたり 25 人の児童が理想とされるが、州内でもっとも良い小学校でさえ 1 : 50 であり、施設の劣る学校では 1 : 100 以上になるこ

とも珍しくない。

- 教員 - 児童比率は、設備面の不備だけでなく、教員数の絶対的不足にも起因している。
- なお、財源に関しては、民間と親からの徴収を前提としている。

ナイジャー州と異なり、商業の中心地であるラゴス州では、民間活力の導入を考えている。もちろんそれにしても無尽蔵であるはずもなく、効率的な運用なくして、目標の達成は不可能であろう。しかしナイジェリアの中心地での UBE の実現は、目標の一つである識字率の向上のみならず、社会各層の安定の側面から考えても、他州への影響力は比類するものがないほど大きい。文字通り国民統合の試金石といっても過言ではないだろう。

#### 4 . UBE の将来： UBE ミニ・サミットの議論等から

以上のように各州とも様々な問題を抱えており、単純に処方箋が出せるようなものではない。ここではこうした各州の反応を受けて11月に開催された連邦教育省主催 UBE 実施のためのミニ・サミットの様子を中心に取り上げ、将来展望について考察する。

##### ( 1 ) UBE 世論調査結果

ナイジェリア国内紙 Post Express 社は、10月18日の週に、UBE に対する国民の意識を知るために全国世論調査を実施した<sup>9</sup> (表2)。

表2 UBE 世論調査結果

UBE に賛成	887 人 ( 80.1% )
反対・懐疑的	215 人 ( 19.4% )
分からない	5 人 ( 0.5% )
合計	1,107 人

出所 ) Post Express, 1999 年 10 月 25 日付より作成

これによれば、国民の 8 割が UBE の実施に賛成しているという結果が出た。しかしこの中には、( 3 ) で取り上げるような現実的な問題を考慮しないものも含まれているとみられ、自己負担の多少等について具体的なガイドライン提示が求められるところである。

##### ( 2 ) 教員の窮状

相次ぐ教員のストライキは UBE 実施上最大の課題の一つを浮き彫りにしているといえる。すなわちかつての UPE は、教員数の絶対的不足故に、教育水準の低下と、教育現場の混乱を招き、結果として学校教育に対する国民の期待を裏切ってしまった。このことから考えるならば、教員の現状とその養成問題に対して、早急かつ適切な対応が望まれる。

まず教員の現状について触れるために、ナイジェリア労働会議オシオムホレ議長の発言を取り上げる<sup>10</sup>。それによれば、エリートや政府要人の子弟は、公立学校へは通わないと言う事実を述べ、公立学校の不振について指摘した。その主な原因は公立学校教員の待遇の悪さにあるとした。例えば、

今年から採用された新給与体系の下、この 10 カヶ月の間に、1、2、3、8、9 月分の給与が払われていない。

過去 5 年間に小学校を退職した教員の年金及び退職金が支払われていない。

などの窮状を明らかにし、こうした環境の下では、教育活動及びその水準が低下するのやむを得ないと述べ、政府による事態の打開を訴えた。

### (3) 教員養成の現状

上記のような教員待遇の悪さに呼応するようにして、教員志願者が減っているという。もちろんこれは UBE 計画発表前の状況であるが、教員養成の一翼を担っている連邦総合技術学校校長によれば、UBE 実施上の大きなポイントである教員養成の現状は、楽観を許さないものになっている。すなわちここ数年総合技術学校及び教員養成大学の入学者が減り続けているというのである<sup>11</sup>(表3)。

表3 連邦総合技術学校及び同教員養成大学入学者数の変化

(人)

1997 年	189,000
1998 年	163,000
1999 年	120,000
	このうち教員養成系のみ 5,176

出所) *The Guardian Nigeria*, 1999 年 11 月 28 日付より作成

さらに全国的にみて少なくとも 30 万人の教員が必要とされいながら、ナイジェリア全土の教員養成大学すべて合わせた在籍数が、わずか 10 万 5,000 人とどまっている<sup>12</sup>という。

### (4) 教員養成対策

こうした状況に対して、UBE ミニ・サミットでは以下の様な採用及び給与負担に関する分担が確認された<sup>13</sup>。

- 小学校 = 地方教育委員会
- 中学校 = 連邦及び州政府
- 成人識字学級 = 連邦、州及び地方政府
- 遊牧民対象教育 = 連邦政府

さらに学校施設整備に関する分担は、

- 小学校 = 連邦 (75%)、州 (25%)
- 中学校 = 連邦 (25%)、州 (75%)
- 成人識字学級 = 連邦 (25%)、州 (50%)、地方 (25%)
- 遊牧民対象教育 = 連邦 (100%)

また教材・教具の負担は、

- 小学校 = 連邦 ( 100% )
- 中学校 = 連邦 ( 50% )、州 ( 50% )
- 成人識字学級 = 連邦 ( 25% )、州 ( 50% )、地方 ( 25% )
- 遊牧民対象教育 = 連邦 ( 80% )、州 ( 20% )

一方、教員の地位向上を図るために、連邦政府は、これまで一般公務員と同じ扱いを受けてきたことを改め、独自の給与体系を採用すると発表した。これは教育活動の専門化 = 質の向上を目指したもので、具体的にはナイジェリア教職員組合の要求に応えたものであるという<sup>14</sup>。

確かに給与体系見直しは、教員の地位向上を目指す一つのアクションと言えるが、その内容は現時点では不明である。また連邦・州・地方政府の役割分担は明確にされたが、それぞれがその分担責任を果たせるのか。すなわちそれぞれの財源との整合性についても明確ではない。そこで以下のように、様々な立場から UBE に対して代替案や修正案が提示されている。

#### ( 5 ) UBE に対する代替案

例えば Niger ナイジャー州教育技術委員会のウマール委員長は、「もし適切な設備が整わなければ、UBE は成功しない。それよりも全国展開する前に、パイロット・プロジェクトとして、いくつかの重点地域、学校を選び、すべての資源を集中させて施行した方が、効率が良いのではないか」と述べている<sup>15</sup>。

またストライキなど強硬な手段を行使する大学教員組合 ( ASUU: Academic Staff Union of University ) は、9月に発表された UBE に対して、「今拙速に実施に移すよりも、大学を含めた教育セクター全体の建て直しを図ってから始めるべき」であるとして、24 カヶ月間の計画凍結を呼びかけた<sup>16</sup>。

このように各層から UBE の実施に対して懐疑的な意見が出されている。特にかつての UPE の経験から考えてみても「拙速に」進めるわけにはいかないし、まして石油収入を潤沢に教育分野につき込める状況ではないので「強引に」押し通すこともできない。やはりここは以前に増して州ごとの実状を考慮した、詳細かつ現実的な実行計画が求められるところである。

## おわりに

日本を含めた先進諸国にとっては既に当然のこととして考えられる義務教育だが(もちろんその中でも深刻な問題はあるが)、途上国殊にアフリカ諸国にとっては独立以来 40 年の悲願の一つであったと言っていいだろう。そこにナイジェリアは新たに UBE という計画を打ち出した。本章でみたように、その前途は決して楽観できるものではない。特に重要なアクターである教員の問題は、楽観という言葉からは程遠い極めて困難な状況であるといわざるを得ない。しかしその中でもナイジェリア教育改善の可能性がないわけではない。例えば、北部の諸州を中心としたイスラム勢力との連携に踏み出そうとしていることである。これとても非常に難しい内容であることには変わりはないが、民政移管という事態が、また UBE という計画の存在が、国民各層に再び教育論議を呼び起こしたことは事実であり、その中でイスラム勢力やさらに民間セクターに対しても、初めから協力を求めているという現実に注目したいと思うのである。

学校教育に対して様々な議論があるにせよ、国民統合、経済発展の有力な手段として公的な義務教育が果たすべき役割は大きく、オバサンジョ新政権にとっても UBE は、多くの困難があっても実現させなくてはならない大きな課題であることは間違いない。すなわち UBE は、地域安定の鍵を握るナイジェリアの最も重要な政策の一つと言えよう。

( 稲泉 博己 )

注 )

- 1 この節は主として T.F. Aiyepaku, T.F. *6-3-3-4 System of Education in Nigeria*, Ibadan :NPS Educational Publishers, Ibadan, Nigeria を参考にした。
- 2 *The Guardian Nigeria*, 1999 年 12 月 2 日付。
- 3 Panafrikan News Agency, 1999 年 11 月 5 日、12 月 8 日付、及び *The Guardian Nigeria*, 1999 年 11 月 11 日付。
- 4 *Post Express*, 1999 年 9 月 29 日付、*The Guardian Nigeria*, 1999 年 10 月 1 日、13 日及び 12 月 2 日付、Panafrikan News Agency, 1999 年 11 月 5 日付、等。
- 5 *The Guardian Nigeria*, 1999 年 10 月 28 日、31 日及び 11 月 26 日付。
- 6 同上。
- 7 *The Guardian Nigeria*, 1999 年 11 月 11 日付。
- 8 *The Guardian Nigeria*, 1999 年 11 月 3 日付。
- 9 *Post Express*, 1999 年 10 月 25 日付。
- 10 *The Guardian Nigeria*, 1999 年 10 月 20 日付。
- 11 *The Guardian Nigeria*, 1999 年 11 月 28 日付。
- 12 *The Guardian Nigeria*, 1999 年 12 月 2 日付。
- 13 同上。
- 14 同上。
- 15 *Post Express*, 1999 年 10 月 20 日付。
- 16 *Post Express*, 1999 年 10 月 28 日付。

執筆者

望月克哉　もちづきかつや

アジア経済研究所 地域研究第2部副主任研究員

エグゼクティブサマリー、第1章、第5章第4節

落合雄彦　おちあいたけひこ

敬愛大学国際学部専任講師

第2章、第5章第2、3節

室井義雄　むろいよしお

専修大学経済学部教授

第3章

林 正樹　はやしまさき

神戸大学大学院国際協力研究科

第4章、第5章第1節

稲泉博己　いないずみひろき

東京農業大学国際食料情報学部専任講師

第6章

アジ研トピックリポート

ト 11-05

2000年2月25日発行